

# 海外社会保障研究

Winter 2013

No. 185

特集：貧困・格差を総合的、継続的に把握する指標の開発と活用

—数値目標化とモニタリングのしくみ—

特集の趣旨	阿部 彩	2
欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング	高橋 義明	4
フランスにおける貧困・社会的排除指標作成と政策形成	西村 周三	26
ニュージーランドにおける公的貧困指標の開発	阿部 彩	37
子どもウェルビーイング指標に関する国際的動向	竹沢 純子	48

## 書評

Laurent J. G. Van Der Maesen and Alan Walker 著

Social Quality : From Theory to Indicators	西村 周三	60
所道彦著 (法律文化社、2012年)		
『福祉国家と家族政策：イギリスの子育て支援策の展開』	伊藤 善典	65

# 海外社会保障研究

Winter 2013 No.185

国立社会保障・人口問題研究所

---

## 特集：貧困・格差を総合的、継続的に把握する指標の開発と活用 —数値目標化とモニタリングのしくみ—

### 趣 旨

---

2013年6月。「子どもの貧困対策を推進する法律」が衆議院にて可決された。本法は、2013年度内に施行される見込みとなっている。本法案の審議の争点が、子どもの貧困を表す指標をどのようなものにするのか、そして、指標の改善の数値目標を定めるのかという点にあった。民主党案においては、子どもの貧困指標として、所得データに基づくOECD方式によって計算される相対的貧困率（子ども全体、およびひとり親世帯等）と、「全世帯及び生活保護世帯の高校・大学進学率、高校・大学中退率、高校生の修学旅行参加率及び小学生・中学生・高校生の不登校率並びに就学援助率を調査」とし、数値目標として子ども相対的貧困率を「3年で1割以上のペースで削減し、2021（平成33）年までに10%未満にする」<sup>1)</sup>、また、ひとり親世帯等の相対的貧困率を「3年で1割以上のペースで削減し、21年までに35%未満にする」というものであった（民主党 2013）。

対した自民・公明の与党案においては、貧困指標や数値目標については言及がないものであった。合意に至った法では、指標については民主党案に近い「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」が「子どもの貧困対策に関する大綱」に盛り込まれるとされたが、政策の数値目標については記述が削除された。

貧困をどのような指標で測り、それをどのように用いるか（社会情勢のモニタリングのためか、貧困対策の目標値として用いるか）という問いは、法案の争議に象徴されるように、非常に政治的な要素が強い。しかし、社会政策学者として忘れてはならないのが、それが同時に社会科学の問いであることである。貧困指標の開発は、シーボーム・ラウントリー（1871-1954）の19世紀末の社会調査から始まる、れっきとした学問であり、これまで各国およびOECD（経済協力開発機構）、EU（欧州連合）、ユニセフ（国連児童基金）などの国際機関の幾多の社会科学研究者が挑んできた歴史の上に基づくものである。そして、純粋に学問の域にあった貧困の測定を、行政の実務、政策のめやす、そして、政治のレトリックにまで適用できるようにするために、各国や国際機関の官僚および研究者が今もなお努力を続けている。

実際に、先進諸国のほとんどの国において、この「適用」は行われている。もっとも影響力が強い貧困指標の開発を行っているのは、EUであり、本特集の高橋論文は、その開発と適用の歴史を丁寧に説明する。高橋論文にあるように、EU加盟国の26カ国は、既にEUが開発した貧困指標またはそれに近いものを、自国の貧困削減の数値目標として採用している。

また、国として、古くから貧困の新しい概念（「社会的排除／包摂」）を発展させ、どのような指標を開発し、選択していくかまでの意思決定における市民社会の関わり方まで繊細な検討が行われた上で、そのプロセスが設置されているのがフランスである。西村論文において描写される「国立貧困・社会的排除観察機構」や「貧困と社会的排除と戦うための国民政策評議会」の役割は、日本が今後、

子どもの貧困指標を開発・選定していく際に是非とも参考としたいものである。

阿部論文は、ニュージーランドという社会政策の分野においては、あまり参照とされることのない国の貧困指標の開発を説明する。本特集において、ニュージーランドに特に注目するのは、ニュージーランドにおいては、所得や消費といった金銭的指標ではない、非金銭的指標が最も発達しているからである。金銭的指標が、必ずしもそれだけで貧困の状況を完全に把握することができないことは、かねてより指摘されており<sup>2)</sup>、そのため、上記のEUにおいても物質的剥奪（material deprivation）などの非金銭的指標を取り入れている。ニュージーランドの非金銭的指標も剥奪指標のひとつではあるものの、ニュージーランドではさらにそれを発展させた独自の指標を開発し、それを公的統計に取り入れている。

最後に、日本にとっての喫緊の課題である、子どもに関する指標について、竹沢論文が国際機関と、数か国の状況を報告する。竹沢論文で扱われているのは、子どものウェル・ビーイング（well-being）指標と言われる分野のものである。子どものウェル・ビーイング指標は、子どもの権利条約に基づき、子ども全体の状況を表す指標であり、通常、いくつもの分野（経済状況、健康、教育、リスクなど）の指標を並列に列記し、子どもの状況を多角的に把握すること可能としている。子どもの貧困指標は、より社会の底辺の子どもの状況を表すものであるが、それを検討する際には、子どものウェル・ビーイングとは何から構成されるのかというこの分野の進展を念頭におく必要がある。

「子どもの貧困対策を推進する法律」は、平成26年度に「子どもの貧困対策大綱」を定めることを規定している。「大綱」の中には、日本が今後、子どもの貧困をどのような指標をもって計測していくのが盛り込まれることとなっている。そのプロセスにおいて、国際機関や他の先進諸国の貧困指標の開発と採択の状況を知ることが重要であることは言うまでもない。その役割の一端を本特集が担うことができれば幸いである。

なお、本特集の論文の執筆は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」（平成22~24年度、研究代表者：阿部彩）の一環として行われ、本研究の平成24年度報告書別冊「先進諸国における貧困指標の状況」を加筆・修正したものである。

（阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所）

#### 参考文献

厚生労働省（2010）「ナショナルミニマム研究会 中間報告書」

厚生労働省（2011）「平成22年国民生活基礎調査 結果の概要」

民主党（2013）「子どもの貧困の解消、成長・教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策法案」を提出」<http://www.dpj.or.jp/article/102529/>（アクセス日2013.11.10）

1) 厚生労働省が公表した最新の子どもの相対的貧困率は、平成21（2009）年度で15.7%、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%となっている（厚生労働省2011）。

2) 厚生労働省（2010）「ナショナルミニマム研究会 中間報告書」

## 欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング

高橋 義明

### ■ 要約

欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化への道は1997年のアムステルダム条約締結から始まり、2001年のラーケン会議における具体的な指標の定義と方法の取り決めが続く。さらに2010年に採択された欧州2020戦略によって貧困・社会的排除指標が欧州戦略の中心に据えられた。そのモニタリング手法としてオープン政策協調手法（OMC）が取られている。OMCは数値目標を設定した上でその進展状況を各国が公表することで政策を推進するというインセンティブによる政策促進手法としても国際的に注目される。社会保護委員会は2012年夏に子どもの貧困・幸福度指標案を発表したが、ここでも従来の社会保護政策の枠を越えて住宅・教育政策も包含させ、オープン政策協調手法で進めるべきとしている。今後は物質的剥奪を始めとした指標の見直し、新たなモニタリング手法の社会保護成果モニター（SPPM）の導入などを進める予定で、数値に基づく政策推進で世界をリードする欧州の動向は注視すべきであろう。

### ■ キーワード

欧州連合、社会的排除、貧困、欧州2020戦略、オープン政策協調手法

## I はじめに

欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化への道は1997年のアムステルダム条約から始まったといえる。その後、2000年のリスボン会議にてオープン政策協調手法（OMC）を通じて統計・指標を整備する方針、2001年のラーケン会議にて具体的な指標の定義と算出方法が決められ、貧困・社会的排除指標が数値目標となる。さらに2010年に採択された欧州2020戦略によって貧困・社会的排除指標が欧州全体の戦略の中心に据えられた。その後も類似の指標案が提案され、指標の数値目標化と数値に基づく政策推進は大きく進展している。以下では数値目標化に至るまでの

経緯を簡単に解説した後、現在、欧州連合で政策的に利用されている貧困・社会的排除指標とそのモニタリング方法について紹介したい。

## II 数値目標化以前の取組み（1990年代）

### 1. 社会的排除への政策対応の発展

社会的排除は個人や集団に影響を与える様々な問題の結果として生じると考えられており、複雑かつ多次元で、根の深い長期的な問題、原因が絡み合っている。欧州委員会は1992年に「連帯した欧州に向けて」と題する報告（COM (92) 542）をまとめ、社会的排除は①社会的に統合され、アイデンティティを確立する慣行や権利において個人や集団が排除されるメカニズムである、②その範

困は仕事への参加以上のものであり、住居、教育、健康、サービスへのアクセスといった分野でも実感され、顕在化するものである、とされた。

1994年のエッセン欧州評議会において社会的排除・貧困への闘いは優先事項に位置づけられた。さらに1997年に雇用に焦点を当てたルクセンブルク雇用サミットが開催され、同年のアムステルダム条約の「高水準の雇用の継続と社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」(136条)、「労働市場から排除された人びとを労働市場へ統合」(137条)という条項を通じて、社会的排除は雇用と関連付けて導入された。

## 2. 統計手法の研究とデータ収集

1990年代は貧困率の統計手法について議論を行っていた時代でもあった。絶対的貧困率はバスケット方式により国毎に違うことから相対的尺度の議論が始まるとともに、①世帯等価方式、②貧困ライン、のあり方について研究がなされた。貧困ラインについては所得ベースか支出ベースか等も議論となった。また客観指標だけでなく、個々人の意見や評価を数値で捉える主観指標のあり方も議論になったが、この時代にはその有用性について議論が分かれ、「時期尚早」とされた。

この時期の貧困率の測定には世帯生活費調査(HBS: Household Budget Surveys)が使用された。当時、HBSは当該分野の欧州加盟各国横断の唯一の調査で、各国当局が欧州統計局に同一の形式に従ってデータを送付するという方法で事後的な調和を図っていた。ただし、調査頻度、世帯や支出の定義・範囲、サンプリング設計、回答率、調査対象期間などが相違しており、横断的に比較を行うには制約が多かった<sup>1)</sup>。

そこで欧州レベルでの比較可能性を高めるため、1991年から欧州共同体世帯パネル(ECHP: European community household panel)が開始された。ドイツ、英国、ルクセンブルグで既に独自の

パネル調査を実施していたため、調査の実施は紳士協定としたが、スウェーデンを除く14カ国において2001年まで実施された<sup>2)</sup>。具体的には、毎年調査を行うこと、同じ手続きを踏むこと、共通の質問票に則って調査を行うこと、集計方法を共通化すること(ウェイト、帰属など)、推奨されたサンプル方法に沿うこと、などで整合性が図られた。また個票や図表の提供によって結果は一般国民の手に入りやすくなった。

しかし、回収率の相違(90%から38%)、サンプル方法の相違、スウェーデンの不参加、データ収集から公表まで2~3年かかることなどの質的問題を抱えていた。また、国際的に所得基準について新たな合意がされたことから2002年にECHPは中止された。

## Ⅲ 数値目標化の時代(2000年以降)

欧州の政策上の数値目標として策定され、使用されるようになった貧困・社会的排除指標として2001年に定められたラーケン指標、2010年に定められた欧州2020戦略の指標がある。その契機となったのは、2000年3月のリスボン会合においてオープン政策協調手法(OMC)の採択に合意したことであった。特に貧困、職の不足、非効率な社会保障制度といった問題に対して、リスボン会合決議で「社会的排除への闘いは欧州政策の本流」と規定されるようになったことが大きく影響した。さらに2000年12月のニースでの欧州評議会が貧困・社会的排除に関する共通目標が公表され、社会的排除への闘いは加盟国間の協力で促進すべき活動分野の一つとしてニース条約の政策リストに加えられた(137条(1)(j))。

以下ではまず貧困・社会的排除政策を促進するために採用されたモニタリング手法であるオープン政策協調手法(OMC)について説明した後、使用データと具体的指標について紹介したい。

## 1. オープン政策協調手法（OMC）

### (1) 概要

欧州委員会は、2000年に採択されたリスボン戦略以降、加盟国が国家主権を有する政策分野において統合性を高める手段としてOMCを採用している。OMCは雇用政策で採られたルクセンブルグ・プロセスが発展したものとされ、貧困・社会的包摂政策の促進も現在、OMCを通じて行われている。欧州連合が国家戦略の策定の枠組みを提供し、加盟国間の調整を行っている。OMCはそもそも自主的な政策協力のプロセスであり、具体的には政策共通目標と具体的指標に関して加盟各国と合意し、目標に向けて進展状況を測定し、評価を行うというものである（図1）。したがって、具体的指標で数値目標を設定することが政策推進の大きな原動力となる。各国はその共通目標を自身の国家戦略に翻訳し直し、報告書を提出し、それを欧州委員会や欧州評議会が共同報告書という形で評価する。

また、OMCは各国のベストプラクティスを学ぶ相互学習のプロセスでもある。主要政策や制度の効果を評価するピアレビュー会合がそのベストプラクティスを広める手段となっている。OMC

の促進には欧州委員会の総局長のリーダーシップがキーになっているという。

OMCの共通目標として2000年12月のニース会合で合意し、その後2002年に修正が加えられた柱は下記の4点となっている。

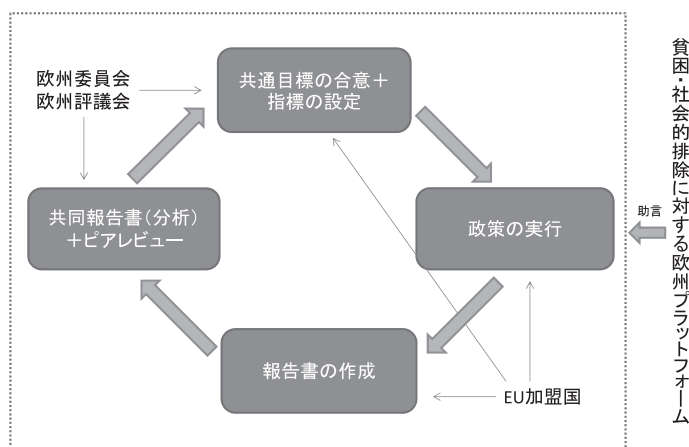
- a) すべての資源、権利、商品・サービスへのアクセスによって雇用への参加を容易にする
- b) 排除のリスクを防止する
- c) 最も弱い立場の者を支援する
- d) すべての関係機関を動員する

### (2) OMCに関する欧州関係機関

#### ① 欧州委員会雇用・社会問題・包摂総局

欧州委員会の中で貧困・社会的包摂の問題は雇用・社会問題・包摂総局（DG EMPL）によって扱われており、同局が各国の状況評価も行っている。例えば、税制改正、社会的サービス予算の削減が所得分配に与える影響や安定化効果をマイクロ・シミュレーションすることを行って、政策的な議論に生かしてもらっている。

加盟各国はそれぞれ国内問題に対応する役割を



出典：欧州委員会の資料に基づき筆者作成。

図1 貧困・社会的包摂政策におけるオープン政策協調手法（概念図）

有しているが、欧州委員会は加盟各国とは違い、欧州域内の差異（ギャップ）こそを問題とし、差異が広がっているのか、狭まっているのかに着目して役割を果たす必要がある。失業率が域内平均で下がっていたとしても、例えば、5カ国で失業率が下がっていて、5カ国で失業率が上がっているならば、欧州全体としては問題が発生していると捉える必要がある。

## ② 欧州統計局

統計局（Eurostat）は1958年の欧州委員会設立時に総局の一つとして設けられた。欧州統計規則（No1101/2008）第1条に基づき政治的圧力からは無関係の独立性を有している。統計局の役割は必要とされる指標の具体的な作成方法を定め、作成・公表することである。そのために統計局はあらゆる行政情報へのアクセスが認められている。また統計の質を監督するという法的に認められた役割も担っており、品質への関与、適時性の確保など15原則からなる行動規範が定められている。貧困・社会的排除指標はF局（社会統計）の生活の質担当（F4）が中心となって作成されている。

## ③ 欧州評議会社会保護委員会

社会保護委員会が、加盟国間、欧州委員会の社会保護政策上の協力を促進する助言機関として欧州評議会の下に欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of European Union）によって設置されている。委員会の目的は、160条によって（a）加盟国および欧州連合全域の社会状況と社会保護政策の進展を監督すること、（b）欧州評議会または欧州委員会の要請に基づいて報告書の作成、見解の取りまとめなどを行うこととされ、貧困・社会的包摂政策も対象となっている。委員会は加盟各国から2名ずつと欧州委員会から2名で構成されている。その下に2001年から加盟各国関係省庁職員から成る指標分科会（ISG）が置

かれており、社会指標の開発と定義付け、分析作業の枠組み、欧州所得・生活状況調査（EU-SILC）の改善などを担っている。DG EMPL及び欧州統計局のサポートをISGは受けている。

## ④ 貧困・社会的排除に対する欧州プラットフォーム

プラットフォームはOMCプロセスと相互学習を支援するとともに、欧州域内のルールや資金提供を支援する役割を持つ。参加者は世界銀行、国際労働機関、ユニセフなどの国際機関、欧州議会、欧州経済社会評議会などの欧州組織、欧州反貧困ネットワークなどのNGOなどから参加している。2011年以降、会合は3回開催され、貧困・社会的排除対策の進展状況についての意見交換とともに具体的なテーマでの議論が行われている。2011年には子どもの貧困、極貧（ホームレス等）について、2012年には積極的包摂に関する勧告に対する報告書案、社会的技術革新・実験について討論がされている。

## 2. 使用データ

欧州では個票データが使える生活の質に関する調査として労働力調査（LFS）、世帯・個人のICT利用に関する共同体調査（ICT）、成人教育調査（AES）、欧州健康面接調査（EHIS）、家計調査（HBS）、生活時間調査（TUS）、公共安全調査（SASU）、欧州健康・社会的統合調査（ESHIS）、そして欧州所得・生活状況調査（EU-SILC）の9種の調査がある。現在、貧困・社会的排除指標作成に中心的役割を果たしているのがEU-SILCである。以下ではEU-SILCについて簡単に紹介したい。同調査はECHPに代わるものとしてベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、オーストリアの6カ国によって検討され、調査自体も2004年から加盟13カ国とノルウェー、アイスランドの15カ国で始まったものである。2005年からは加盟25カ国を含む27カ国調査に拡大し、さらに2007年からはブルガリア、ルーマニア、



トルコ、スイスも参加をしている。

同調査の質は加盟国間では一定のルールの下、事後的な調和によって図っている。具体的には、2003年6月に制定された枠組規制（REGULATION (EC) No 1177/2003）によって同調査は所得、貧困、

社会的排除、その他生活の質に関する調査であることが明記された上で調査設計、カバーすべき調査内容、各国毎の最低サンプル基準、サンプリング方法、データの欧州統計局への移送方法、結果の公表期限などが公的に規定されている<sup>3)</sup>。また、加盟国が一連の規制に違反して調和を乱す場合、罰金を科すことも可能となっている。

表1 ラーケン指標（2001年）

	指標
主要指標	所得移転後の相対的貧困率、所得分布の不平等度（5分位第1階級・第5階級対比）、相対的貧困継続率、貧困ギャップ、地域別雇用率の格差、長期失業率、就業状態にある者が一人もいない世帯の者、早期退学者、平均余命、健康自己評価
二次指標	相対的貧困ライン前後での格差、現在に置き換えた相対的貧困率、所得移転前の相対的貧困率、ジニ係数、相対的貧困継続率（50%基準）、長期失業比率、超長期失業率、低学歴の者

出典：European Commission（2003b）

同調査の基本は同一世帯を数年間に渡って追跡調査するパネル調査であり、パネルの形成は世帯を数年かけて順番に入れ替えるローテーション制度を採用している。多くの国では4年毎に全世帯が置き換わるが、例えば、ルクセンブルグでは9年制を取っている。サンプリング方法は大きく①世帯を直接、抽出する方法、②個人を抽出してその個人が属する世帯を対象とする方法の2種類がある。したがって、ウェイトバックの方法にも世

表2 包摂関連指標一覧（2009年）

1. 主要指標

指標	定義	属性別の有無
相対的貧困率	等価所得の全国中央値の60%を貧困ラインとした場合の貧困者の全人口に占める比率。なお、等価についてはOECDの調整方法に基づいている。補完的に単身世帯、子ども2人と成人2人の世帯についても貧困ラインを算出。	17歳以下、18～64歳、65歳以上の年齢階層別、18歳以上の性別
相対的貧困継続率	当該年とそれ以前の3年間のうち2年以上で相対貧困ライン以下である貧困者の全人口に占める比率	同上
貧困ギャップ	相対的貧困に当てはまる者の等価所得の中央値と相対的貧困率算定の際の貧困ラインとの差	同上
長期失業率	12ヶ月以上失業状態にある長期失業者の15歳以上の生産年齢人口に占める割合。	性別
就業状態にある者が一人もいない世帯の者	同一年齢階層のうち、就業状態にある者が一人もいない世帯の者の比率。なお、学生のみで構成される世帯の18～24歳の学生は数に含めない。	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別
早期退学者	18～24歳人口に占める前期中等教育以下の修了者で、調査の直前4週間の間で教育あるいは訓練を受けていない者	性別
移民の雇用格差	非移民と移民の雇用率の差。「移民」とは海外で生まれた者とする。	性別
剥奪指標	以下の9項目のうち、3項目の費用負担ができなかったまたは保有していない世帯で生活している人口の割合。①予期しなかった出費、②家から離れて年に1回休暇に出かける、③住宅ローンあるいは家賃、公共料金あるいは分割払い、④1日おきに肉または魚が付いた食事、⑤家での十分な暖、⑥洗濯機、⑦カラーテレビ、⑧電話、⑨自家用車	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別、貧困・非貧困別、都市化の度合別、世帯類型別
住居指標	データの質を確保したより適切な主要指標については検討中	
必要な診療サービスを受けられない人の割合及び診療利用度	費用、待ち時間、距離のいずれかの理由により必要な医療サービスを受けられないと自己申告した者の割合。「診療利用度」は過去1年間に医者を訪問した回数。	18～44歳、45～54歳、55～64歳、65歳以上、75歳以上、18～64歳の年齢階層別、所得階層別
子供の幸福度指標	開発中	

2. 二次指標

指標	定義	属性の有無
相対的貧困率	等価所得の全国中央値の60%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
世帯類型別貧困リスク	世帯類型を以下に分類した上での全人口に占める貧困者の比率 1) 扶養家族に子どもがいない世帯 ・65歳未満の単身世帯 ・65歳以上の単身世帯 ・女性単身世帯 ・男性単身世帯 ・最低1名が65歳以上である2人世帯 ・二人とも65歳未満の2人世帯 ・その他世帯 2) 扶養家族に子どもがいる世帯 ・子ども1人以上の片親世帯 ・子ども1人と成人2人の世帯 ・子ども2人と成人2人の世帯 ・子ども3人以上と成人2人の世帯 ・子どもと成人3人以上の世帯	なし
世帯の就業密度別貧困リスク	生産年齢人口の者で働ける者が過去1年の間のうち、何か月働けたかによって就業密度を計算し、WI=0（誰も働いていない世帯）からWI=1（全ての者が働いている世帯）の分類別の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
頻度の高い活動別貧困リスク	就業者、失業者、引退者、その他の非活動者の4種類の18歳以上人口に占める貧困者の比率。なお、「就業者」とは暦年のうち半年以上働いた者としている。	性別
住居所有別貧困リスク	自宅所有者で住宅ローンがない完全所有者、自宅所有者で住宅ローンがある者、市場価格での賃貸居住者、住居補助または無償での賃貸居住者の4種類の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
相対的貧困ライン前後での格差	等価所得の全国中央値の40%、50%、70%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
低学歴の者	25歳以上の成人のうち、国際標準教育分類（ISCED）で0～2の者（中卒以下）の比率	性別、年齢別
識字力の弱い生徒	15歳の生徒のうち、OECD学習到達度調査（PISA）の読解力尺度でレベル1以下の生徒の比率	性別
物質的剥奪の深度	剥奪指標の9項目のうち、欠けている項目数の全国単純平均	貧困・非貧困別、剥奪・非剥奪別
住居費	住居費が可処分所得の40%を越えている者の比率。住居費には住宅ローン等の支払い利子、ゴミ処理などの義務的サービス費用、定期的修繕費、税金、公共料金（水道、電気、ガス、暖房）を含む一方、住居補助を控除した金額。	性別、年齢別、貧困・非貧困別、住居所有形態別、都市化の度合い別、世帯類型別。
過密度	過密な住居に暮らしている者の割合（全世帯または単身世帯を除く全世帯）。「過密な住居に暮らしている」かは以下の基準の一つでも当てはまらない場合。 ・世帯に1部屋以上 ・夫婦一組に1部屋以上 ・18歳以上の者1人に1部屋以上 ・12歳から17歳の同性2名に対して1部屋以上 ・12歳から17歳の性別が違う者1人に対して1部屋以上 ・12歳以下の2名に1部屋以上	性別、年齢別、貧困・非貧困別、住居所有形態別、都市化の度合い別、世帯類型別。

出典：European Commission（2009）

帯と個人の2種がある。

### 3. 指標

#### (1) ラーケン指標

社会保護委員会傘下の指標分科会が検討を行い、2001年12月のラーケン首脳会合で承認を受けたのが通称「ラーケン指標」と呼ばれている指標群である。当初は社会的排除の状況をもたらす最も重要な要素を示す高次の領域を表す主要指標10指標と他の問題を表すような二次指標8指標といった合計18指標が選ばれた(表1)。またこの時点では計算に当たって欧州共同体世帯パネル(ECHP)を使用していた。その後、指標分科会が子どもの問題に焦点を当てる等をテーマとして検討を続け、2003年に3指標の定義の変更と2新指標の追加をした改定版を公表している。

さらに2009年9月に社会保護・社会的包摂戦略のための指標として体系化し、従来の指標を①包

括指標、②包摂関連指標、③年金関連指標の3つに分類しなおしている。包摂指標として主要指標11、二次指標11が定められた。主要指標と二次指標のそれぞれの定義と属性別に取りれる数値は表2の通りである。所得、雇用、生活、住居、健康、教育といった領域がカバーされている。このうち、相対的貧困率、貧困ギャップの2指標は包括指標にも含まれている。ただし、住居や子どもに関する指標の重要性は認識しつつも検討中・開発中となっていた。次に二次指標についてみると、領域は主要指標と大差ないが、より属性別の貧困格差に焦点があてられている<sup>4)</sup>。

欧州委員会関係者によると、後述する欧州2020戦略の制定以降、欧州2020戦略の指標がラーケン指標から置き換わったという関係にはないため、ラーケン指標がなくなった訳ではないとされる。

表3 欧州2020戦略の目標

領域	目標
雇用	20~64歳人口の雇用率を現在の69%から最低75%に引き上げる
研究開発	特に民間による研究開発投資の条件を改善することによってGDPの3%が研究開発に投資される目標を達成するとともに技術開発を把握する新たな指標を開発する
気候変動・エネルギー	温暖化ガス排出量を1990年対比で最低20%削減し、条件が整うならば30%削減する。またエネルギー最終消費における再生エネルギーのシェアを20%に増加させ、エネルギー効率を20%改善する
教育	早期退学者を現在の15%から10%以下に削減するとともに、30~34歳における高等教育学位保持者を現在の31%から40%以上にする
貧困・社会的排除	国毎の貧困ライン以下にある欧州市民の数を25%、2000万人削減する

出典：European Commission (2010)

表4 貧困・社会的排除指標の推移

		2005年	2006	2007	2008	2009	2010	2011
相対的貧困または社会的排除	千人	123,892	122,688	119,281	115,694	113,773	116,206	119,758
	人口比%	25.6	25.2	24.4	23.6	23.1	23.5	24.2
働いていない世帯に属する者	千人	39,112	39,776	36,687	34,269	34,223	37,857	38,527
	人口比%	10.3	10.5	9.6	9.0	9.0	10.0	10.2
社会保障移転後の相対的貧困者	千人	79,070	80,218	80,580	80,661	80,179	80,718	83,414
	人口比%	16.4	16.5	16.5	16.4	16.3	16.4	16.9
物質的に厳しく剥奪されている者	千人	51,729	47,908	44,374	41,440	39,764	40,853	43,420
	人口比%	10.7	9.8	9.1	8.4	8.1	8.3	8.8

出典：欧州統計庁HP ([http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/statistics/search\\_database](http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/statistics/search_database)) の欧州2020戦略指標

(2) 欧州2020戦略

2010年6月の欧州評議会で採択された欧州2020戦略は、いわば欧州の成長戦略に当たるものであり、雇用、生産性、社会的統合を高め、スマートで持続的かつ包摂的な経済を確立することを目指している。戦略の主要目標は、雇用、研究開発、気候変動・エネルギー、教育、貧困・社会的排除という5つの目標という形で示されている。具体的には表3の通りであり、これらの目標は、欧州統計局が取りまとめ、発表する主要指標に基づいて監視されている。

貧困・社会的排除の目標の「相対的貧困または社会的排除の状況にある者」とは、相対的貧困にある者、物質的に激しく剥奪されている者、働き

手が働いていない家庭の者の三者の和と定義されている<sup>5)</sup>。なお、3つのうち、重複して排除されている者の場合、1回だけ加算されている。

相対的貧困にある者は、社会保障移転後の等価可処分所得の全国中央値の60%を貧困線とし、それ未満である者と定義されている。また、物質的に激しく剥奪されている者は、表2の剥奪指標と同じ9項目のうち、4項目以上欠けている、あるいは余裕がないといった生活状況に制約を受けている者と定義されている。そして、働き手が働いていない家庭の者とは生産年齢人口の者が過去1年の間、働ける期間の20%未満しか働いていない世帯に暮らす0～59歳の者とする。

貧困・社会的排除指標の推移をみると、表4の

表5 国別2020貧困・社会的排除目標

国名	国別目標
アイルランド	貧困状態に継続的にある者を2016年までに18.6万人削除
イギリス	2010年子どもの貧困法（相対的貧困率、絶対的貧困率、貧困継続率、貧困・物質的剥奪率）に掲げられた数値目標
イタリア	貧困または社会的排除で暮らす者を220万人削減
エストニア	相対的貧困率（社会保障移転後）を15%に削減（2010年17.5%）
オランダ	仕事のない世帯で暮らす者（0～64歳）を10万人削減
オーストリア	貧困または社会的排除で暮らす者を23.5万人削減
キプロス	貧困または社会的排除で暮らす者を2.7万人削減
ギリシャ	貧困または社会的排除で暮らす者を45万人削減
スウェーデン	非労働力（学生を除く）、長期失業、長期病気休業中にある者の比率を2020年までに14%以下に減少
スペイン	貧困または社会的排除で暮らす者を140～150万人削減
スロバキア	貧困または社会的排除で暮らす者を17万人削減
スロベニア	貧困または社会的排除で暮らす者を4万人削減
チェコ	相対的貧困または社会的排除で暮らす者を3万人削除につとめることで2008年水準（総人口の15.3%）で維持
デンマーク	働けるのに働けない世帯に暮らす者を2万2千人削除
ドイツ	長期失業者を33万人削除
ハンガリー	貧困または社会的排除で暮らす者を45万人削減
フィンランド	貧困または社会的排除で暮らす者を15万人削減
フランス	2007～2012年に相対的貧困状態で暮らしていた者を3分の1、つまり160万人削減
ブルガリア	相対的貧困状態で暮らす者を26万人削減
ベルギー	貧困または社会的排除で暮らす者を38万人削減
ポルトガル	貧困または社会的排除で暮らす者を20万人削減
ポーランド	貧困または社会的排除で暮らす者を150万人削減
マルタ	貧困または社会的排除で暮らす者を6560人削減
ラトヴィア	貧困または社会的排除で暮らす者を12.1万人削減
リトアニア	貧困または社会的排除で暮らす者を17万人削減
ルクセンブルグ	目標なし
ルーマニア	貧困または社会的排除で暮らす者を58万人削減

出典：Social Protection Committee（2011）, Annex 5, p. 136.

ように、3指標のいずれかに該当する者の人口比は2005年の25.6%から2010年の23.4%に減っているものの、2011年には24.2%に上昇しており、特に相対的貧困率が16.9%と2005年以降で最も高くなっている。

欧州2020戦略では加盟各国が定めた国毎のターゲット指標がある(表5)。ただし、大半の国は欧州レベルでも目標を各国にブレイクダウンし、目標人数を定めたものになっている。例外としてはドイツが長期失業者数、スウェーデンが長期失業に加えて長期病気休業者と非労働者を加えた者の数、オランダ・デンマークが仕事のない世帯に暮らす者の数など、労働に重きをおいた目標を掲げている。また、エストニアが相対的貧困率のみ、アイルランドが貧困の継続を重視した目標を掲げ、英国も子どもの貧困法に掲げた目標を国内目標としているといった違いがみられる。

### (3) その他の関連分野での指標化

#### ① 子どもの貧困・幸福度指標

欧州委員会は2011年から加盟国の承認を受けて、子どもの貧困に関する勧告の作成に着手している。その中で欧州委員会に助言を与えるアドホックグループを設置して作業を行ってきた社会保護委員会は2012年6月に「子どもの貧困に対応、防止し、子どもの幸福度を促進するために」というタイトルの報告書を公表した(SPC, 2012a)。子どもの貧困・幸福度に対応するには横断的な取り組みが必要であり、その分野としては社会保護、雇用、健康、教育、公共サービス、住居、環境、法律が含まれるとされている。同報告はこれらの分野において必要な、a) 子どもの貧困と社会的排除政策を導入する背景、b) 政策上の原則に関する示唆、c) 指標に基づく監視体系、d) 統治・実施・監視体制の主要要素、の4章で構成されている。

まず、横断的な政策課題として、不利な条件の世代間移転を検討課題に含めること、子どもの権

利の観点から子どもの貧困、子どもの幸福度を検討すべきこと、全ての関連政策分野でこの問題を主流化すること、必要であれば物質的な保障だけでなく、子どもの幸福にとって重要な分野を包括かつ多角的で統合的な戦略として検討すること、リスクを抱えた子どもを早期に地域で見つけることの重要性を認識すべきこと、全ての子どもの幸福度を考慮したユニバーサルな政策と最も脆弱な子どもに焦点を当てた政策の適切なバランスを取ることが提言されている。また子どもの貧困・幸福度への対応には費用がかかるが、長期的には子ども自身、社会、経済に利益をもたらすことを認識すべきだとする。その上で具体的には、社会保護委員会の所掌範囲を越えているものもあると指摘しつつも、a) 両親の労働市場参加、所得支援などを通じて必要なリソースへのアクセスを促し、世帯に対する支援を行うこと、b) 早期幼児教育や保育などのサービスへのアクセスの確保、c) 機会の平等を確保する教育制度の開発、d) 早期介入による健康の格差への対応、e) 手頃で質の高い住宅と周辺環境、f) 子どもを中心に考えた子どもと家族の支援、g) 社会活動、文化活動、娯楽活動、スポーツ活動などへの子どもの参加支援、h) 子どもの生活に影響を与える決定事項に対する子どもの参画、といった包括的な政策対応が必要だと提案している。

その上で提言された指標は表6の通りである。指標化に関しても2011年6月に欧州理事会から、欧州委員会は子どもの貧困・幸福度に関する共通原則と効果的な監視、評価手法の概略を描くよう、勧告を受けており、これらの指摘を踏まえて検討が行われたものである。包括指標8指標、リソースアクセス指標9指標、サービスアクセス指標13指標からなる総計29指標で構成されている。

なお、提言された指標は現在の統計で取れるものが中心であり、それでは不十分で検討が必要な分野があるとする。具体的には最も脆弱な子ども

表6 子どもの貧困・幸福度指標案

包括指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
相対的貧困または社会的排除にある層（欧州2020指標）	3指標に当たる世帯に暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
子どもの相対的貧困率	等価可処分所得の中央値の6割未満の世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）及び世帯類型別	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
超物質的剥奪率	9項目中4項目が当てはまる世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
就業状態にある者が少ない世帯の子ども	就業状態にある者（18～59歳）が働くことができる期間の2割以下しか働いていない世帯に暮らす子どもの数。	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
子どもの物質的剥奪指標	検討中		EU-SILC	NA	欧州統計局のタスクフォースにて検討中
等価可処分所得の中央値の5割または7割で計算した相対的貧困率	等価可処分所得の中央値の5割未満または7割未満の世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
相対的貧困継続率	当該年とそれ以前の3年間のうち2年以上で相対貧困ライン未満である子どもの比率	0～17歳	EU-SILC（パネル）	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
時期を固定した相対的貧困率	2005年時点の等価可処分所得の中央値6割で算出した貧困ライン未満である子どもの比率	0～17歳	EU-SILC	背景	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要

リソースアクセス指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
子どものいる世帯で働いている者の相対的貧困率	扶養の子どもがいる者で働いているが、所得が相対的貧困ライン未満である者の割合	年齢別（0～17歳、18～64歳、0～64歳）、世帯類型（一人親、成人2名と子ども）	EU-SILC	主要	
就業密度別の子どもの相対的貧困率	世帯の就業密度別の子どもの相対的貧困率	0～17歳、就業密度別（超高密度・高密度・中密度・低密度）	EU-SILC	主要	
世帯の仕事別子どもの貧困率	検討中		EU-SILC	主要	ISGにより最終的に詰める
子どもの相対的貧困ギャップ	相対的貧困ラインと相対的貧困にある者の等価所得中央値とのギャップ（相対的貧困ラインに対するパーセンテージで表示）	0～17歳	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
保育	保育中の子ども（家族以外の公式の手配）の同年代の比率	3歳未満、3歳から義務教育に上がるまで、30週未満、30週以上	EU-SILC	二次	ISGで検討。本指標では明確で合意した規定による解釈が必要（手法の合意が必要）

両親の雇用への影響	0～6歳の子どもがいない世帯の20～49歳の雇用率と0～6歳の子どもが1名以上いる世帯の20～49歳の雇用率の差	男女別	労働力調査	背景	0～3歳、3～6歳で分けて見ることが重要。
保育のために短時間労働である者	保育のためにパートタイムで働いている者の割合	男女別	労働力調査	背景	
子どもの貧困を減らすための社会移転の効果	社会移転前と後の子どもの貧困率の差	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)	EU-SILC	二次	生産年齢層 (18-64歳)、高齢層 (65歳以上) と比較することが重要
住宅費重荷率	住居費総額 (住宅手当控除後) が世帯可処分所得総額 (住宅手当控除後) の40%以上の世帯に暮らす者のパーセンテージ	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)、相対的貧困状況別	EU-SILC	二次	生産年齢層 (18-64歳)、高齢層 (65歳以上) と比較することが重要

サービスアクセス指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
幼児教育	4歳から小学校に上がる年齢までの間の子どもで幼児教育に参加している率	男女別	UNESCO-OECD-Eurostat	主要	教育分野でのOMCで利用されており、ISGで有効性を検討
読解、数学、科学の上達	PISAのテストで1以下の15歳児の比率 (1が最も低く、5が最も高い)	両親の社会的地位別 (学歴、出身国など)	OECD-PISA	主要	キプロス、マルタでデータ欠損だが、OMCに含まれる。
ニート率	仕事、教育、研修を受けていない若者の率	男女別、15～19歳	労働力調査	主要	教育分野でのOMCで利用されており、ISGで有効性を検討
早期退学者	18～24歳で学歴が中学校レベル以下で今後教育も研修も受けしない者	男女別、学校区分別	労働力調査	二次	
乳児死亡率	当該年に1歳未満で死亡した乳児の出生した乳児に対する比率 (1000人当たり)	両親の経済社会状況別 (検討中)	欧州統計局	主要	
住居からの剥奪	住宅からの剥奪に関する以下の項目に当てはまる割合: ①雨漏り、壁等の崩落、窓枠・床の腐敗、②住居内のお風呂・シャワーなし、③世帯専用の室内の水洗トイレなし、④日当たりが悪い、照明が十分でないといった住居の問題	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)、相対的貧困状況別	EU-SILC	主要	
過密度	過密な住居に暮らしている者の割合。(算出方法は表2の「過密度」と同じ)	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)、相対的貧困状況別		主要	
新生児体重	出産時の体重が2500グラム以下		WHO-OECD	主要	ISGにより検討
肥満	18～24歳でBMIが30以上の者	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
ワクチン接種率	当該年に1歳になる乳児のうち、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオの予防接種した比率。当該年に2歳になる乳児のうち、はしか、おたふく、風疹の予防接種した比率。		WHO	背景	
精神的苦痛	15～24歳で過去4週間に精神的苦痛を感じた者	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
喫煙常用	15～24歳で日常的にたばこを喫煙している率	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
若年の死亡原因: 自殺	15～24歳で自殺によって死亡した率 (10万人当たり)	男女別	WHO	背景	

出典: Social Protection Committee (2012a), pages 53-62

の層を把握できる調査設計、属性別の幼児死亡率、少数グループ、依存症の子ども、ホームレスの子どもなどの最も脆弱なグループにおける健康格差のデータ、早期幼児教育の手頃さや質に関するデータ、燃料や食事の観点といった従来と違う視点からの貧困データ、子どもの参画に関するデータが不足しているとして、指標化のためには更なる検討が必要であるとする。

モニタリング方法としては、欧州2020戦略およびオープン政策協調手法（OMC）の枠内の主要分野として子どもの貧困・幸福度の問題を位置づけることが必要とする。その上で、定期的なモニタリングによってデータの基づく政策立案を促進すること、関連する指標の即時性、適用範囲を改善すること、パネル調査や子ども対象の調査の可

能性を探ることで欧州レベルでの統計上の適応力を高めること、主要政策間で相乗効果を上げるために子どもの貧困問題を主流化すること、あらゆるレベルでの公的機関の協力と利害関係者の参画を強化することが必要とする。またデータに基づく政策促進に当たっては研究者との協力、特に最も脆弱な子どもの層の把握、子どもの貧困・社会的排除の長期的コスト、不利益な状況の世代間移転、文化や市民参画のアクセスの差の影響などの研究が必要だとする。指標分科会は2013年中は保育の質、健康、最も脆弱な子どもの状況に関して研究を行うとしている。

② 社会保護成果モニター（SPPM）

2011年12月の欧州理事会による貧困・社会的排

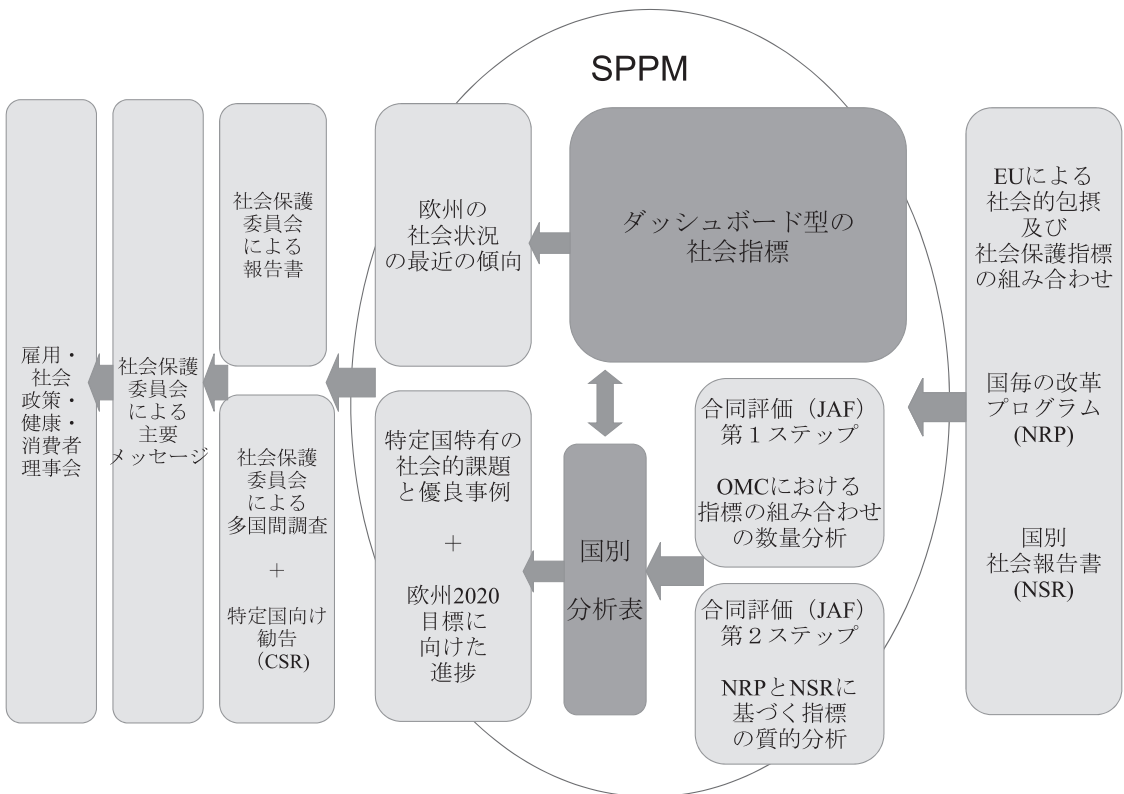


図2 SPPM（概念図）

出典：Social Protection Committee（2012b）, Page 2



除政策を越える雇用・社会政策のモニタリングを改善することが必要とする決議 (EUCO139/11) を受けて、社会保護委員会の指標分科会が新たなツールとして取りまとめ、2012年10月に公表した

のが「社会保護成果モニター (SPPM)」である。SSPMの目的は社会政策の調整と多面的な調査を強化・支援することである。社会保護成果モニターは労働委員会、社会保護委員会が2011年に欧州

表7 SPPM包括社会指標

領域	指標	定義	データ源
欧州2020戦略	相対的貧困または社会的排除にある者の比率	相対的貧困状態、厳しい物質的剥奪状態、働き手がほとんど働いていない世帯のいずれかに該当する者の総数が総人口に占める割合	EU SILC
	相対的貧困率	等価世帯所得が等価所得中央値の60%未満である者の割合	EU SILC
	超物質的剥奪率	9項目中、4項目以上が欠けている世帯に暮らす者の割合	EU SILC
	働き手がほとんど働いていない世帯の人口比率 (0~59歳)	生産年齢人口 (18~59歳) が前年に働くことができる期間の20%未満しか働いていない世帯に暮らす0~59歳の者の割合	EU SILC
貧困リスク密度	相対的貧困ギャップ率		EU SILC
所得の不平等	所得5分位階級の第1階級第5階級比率	所得5分位階級で最も所得の少ない第5階級の所得総額の最も所得の多い第1階級の所得総額に対する割合。所得は等価可処分所得として計算。	EU SILC
子どもの貧困	相対的貧困または社会的排除にある者の比率	相対的貧困状態、厳しい物質的剥奪状態、働き手がほとんど働いていない世帯のいずれかに該当する0~17歳の者が占める割合	EU SILC
社会保護制度の有効性	貧困削減に対する社会移転の効果 (年金を除く)	社会移転の前と後で社会移転で相対的貧困率が減ったパーセンテージ	EU SILC
	働き手がほとんど働いていない世帯の相対的貧困率	生産年齢人口 (18~59歳) が前年に働くことができる期間の20%未満しか働いていない世帯に暮らす0~59歳の者で等価世帯所得が等価所得中央値の60%未満である者の割合	EU SILC
労働市場の社会的帰結	働いている者の相対的貧困率	主たる活動が仕事であり、かつ相対的貧困にある個人。「賃金・給与雇用者と自営業」と「賃金・給与雇用者」のみで区分される。	EU SILC
	長期失業率 (15歳以上)	12ヶ月以上失業状態にある長期失業者総数の生産年齢人口に対する割合	労働力調査
若者の排除	若年失業率 (15~24歳)	15~24歳の失業者が同年齢層に占める割合	労働力調査
	教育・研修退学者 (18~24歳)	最終学歴が中学校レベル (1997年国際標準教育分類で0~2) であり、調査前4週間に教育・研修を受けていない18~24歳の割合	労働力調査
活動的な高齢化	熟年層 (55~64歳) の雇用率	55~64歳で雇用状態にある者の同年齢層に占める割合	労働力調査
年金の十分さ	相対的貧困または社会的排除にある者 (65歳以上) の比率	相対的貧困状態、厳しい物質的剥奪状態、働き手がほとんど働いていない世帯のいずれかに該当する65歳以上の者の総数が同年齢層に占める割合	EU SILC
	高齢者の相対的所得中央値の比率	65歳以上の者の等価可処分所得中央値の0~64歳の者の所得に対する比率	EU SILC
	総額代替率	65~74歳の個人年金所得の中央値の50~59歳の個人所得の中央値に対する比率	EU SILC
人間らしい住宅へのアクセス	住宅費重荷率	総住宅費が可処分世帯所得の40%以上の世帯に暮らす者の割合	EU SILC
健康	医療未充足率	費用、待ち時間、遠方という3つの理由で診察に行けなかったと自己申告した者の割合	EU SILC
	65歳時点の健康寿命	65歳の者が健康な状態で生きることができる年数。平均寿命と一緒に欧州統計局に評価。	欧州統計局

出典：Social Protection Committee (2012b), Table 1

備考：「個人年金所得」には基礎年金、所得制限のある福祉制度、遺族などの制度による年金を含む。失業保険、家族関係手当、傷病手当、教育関係手当などの社会保障は含まない。

2020戦略の雇用ガイドラインの進展状況をモニターするために決定した合同評価制度（JAF）を統合する形で提案されている。具体的には図2の通り、SPPMではダッシュボード型の包括社会指標が提案され、その指標で欧州域内全体の傾向を捉えるとともに、JAFと包括社会指標を踏まえて国別分析表が作成され、特定国特有の課題を抽出することになる。その2つの分析結果を踏まえて社会保護委員会が報告書を作成し、勧告などがまとめられることになる。プロセスをみて分かる通り、SPPMはOMCをより具体的に定めたものと言える。

社会保護成果モニターの包括社会指標は表2で紹介したラーケン指標改訂版である2009年作成・公表の包括指標が基礎となっている。さらに欧州2020戦略による貧困と社会的排除の目標化にともなって最近の指標の開発状況を考慮するとともに政策との関連性を加味してリスト化が行われている（表7）。指標は加盟国間の傾向の違いをみるために使われるもので、直近の変化または2008年と

の比較という形で各指標毎に数値が増えた国、減った国が何カ国づつあるかで評価がされることになる。

ただし、より状況を捉えるには指標の中に更に研究が必要なものがあるとし、例えば、健康分野では経済的・社会的地位による早産死亡率、現金払いの指標を開発すべきだとする。また指標群をより理解するために追加的な情報が不可欠だとし、背景情報リスト案も公表している（表8）。

### ③ 「GDPを越えて」プロジェクト

欧州委員会では貧困・格差指標とは別にGDPの指標としての限界を踏まえ、「GDPを越えて（GDP and beyond）」というプロジェクトの下、人々の懸念事項や政策を反映した指標の改善を目的とした統計・測定方法の見直しを行っている。具体的には2009年8月に「GDPを越えて：変わりゆく世界の進歩の計測」という題名の委員会報告（COM（2009）433）を公表し、以下の5つの短中期行動

表8 SPPM背景情報リスト

領域	指標名	データ源
欧州2020目標の動き	3項目のうち、1項目だけに該当する者の比率	EU-SILC
	3項目のうち、2項目または3項目に該当する者の比率	EU-SILC
マクロ経済状況	GDP成長率、一人当たりGDP	欧州統計局
	公債（現在及び予測）	
労働市場への参加	参加率	労働力調査
	雇用率	労働力調査
	失業率	労働力調査
社会保護制度の資金	公的社会支出総額の予測	国民経済計算
	社会保護支出（リスクの種類毎）	Esspros（欧州社会保護統合統計制度）
	年齢関連支出（現状と予測）	国民経済計算
年金の十分さ	高齢者依存率	
	理論的代替率の2010から2060年の変化（中位ケース）	年金充実度報告書
健康	健康寿命（0歳）	欧州統計局
	平均寿命（0歳）	欧州統計局
	平均寿命（65歳）	欧州統計局
	幼児死亡率	欧州統計局
人的資本	学歴が高等教育レベル	欧州統計局
	成人生涯学習参加	労働力調査
貧困・社会的排除の男女差	貧困または社会的排除にある者の比率（男女別）	EU-SILC
移民	移民の貧困または社会的排除にある者の比率	EU-SILC

出典：Social Protection Committee（2012b）、Table 2

表9 生活の質・幸福度指標（試案）

領域	指標	ヘッドライン 指標	定義	情報源	期間	欧州 2020	レー ケン
物質的生活状況	相対的貧困（率）	○	等価可処分所得の全国中央値の60%を貧困ラインとし、それ未満の者（率）	SILC	短期	○	○
	超物質的剥奪率	○	9項目中4項目以上で剥奪にある者（率）	SILC	短期	○	○
	出費の制約		基礎的な支出の所得比が75%以上	HBS, SILC	長期		
	債務の負担		資産負債比率が75%以上。負債の所得比	HFCS	長期		
	住居の質		統合指標 日陰、過密、雨漏りする屋根/湿った壁、屋内トイレ、浴室	SILC	短期		
	所得階層のシェア 比率		上位・下位20%比	SILC	短期		○
生産性と価値のある活動	低労働密度	○	働き手が働いていない家庭の者とは生産年齢人口の者が過去1年の間、働ける期間の20%未満しか働いていない世帯	SILC	短期	○	○
	雇用の質	○	臨時契約	LFS, SILC	短期		
		○	自発的でないパートタイマー	LFS, SILC	短期		
		○	長期労働時間	LFS, SILC	短期		
		○	仕事を持った貧困	SILC	短期		
			統合指標（雇用の安全性・倫理性、ワークライフバランス、社会的保護、社会的対話、研修、職場での人間関係など）	LFS+モジュール	長期		
	失業率		労働力人口に占める失業者	LFS	短期		
地域格差		雇用率の相関係数	LFS	短期			
健康	健康上の剥奪	○	健康へのアクセス自己評価が低い者、長期疾患患者、または日々の活動に制約を抱えている者の比率	SILC, EHIS	短期、 長期		
	健康平均寿命	○	健康状態のよい場合の期待平均寿命	行政情報、SILC	短期		
	医療へのアクセス		過去1年以内に医師の診療を受けるべきと感じたが、費用、待ち時間、距離のために診察しなかった者の比率（18～64歳と65歳以上）	SILC, EHIS	短期、 長期		○
	平均寿命		ある年齢の者の平均余命	行政情報	短期		
	死亡率		年齢別死亡率、乳幼児死亡率（1000人当たり）	行政情報	短期		
教育	早期退学者	○	18～24歳のうち、最終学歴が中学校以下である者の比率	LFS	短期		○
	学歴	○	低、中、高等教育を受けた者の比率	LFS	短期		
	生涯学習		25～64歳のうち、過去4週間に教育・研修を受けた者の比率	LFS	短期		
	認知力		PISA/PIAACの点数	OECD	長期		
レジャーと社会的交流	支援関係	○	関係性の質に関する統合指標（親類、友人、隣人に助けを求めることが出来るか）	SILCの2006年、 2013年モジュール	短期、 長期		
	社会的接触	○	接触頻度の統合指標（親族、友人と会う頻度が週1回以下の者）	SILCの2006年 モジュール	短期		
	レジャー・文化		いくつかの活動への参加（レジャー、趣味、ボランティア活動、文化活動）	TUS	長期		
個人の安全性	社会的排除		統合指標（社会から排除・包摂されている感情に関する項目）	EQLS	短期		
	経済的安全性	○	統合指標（住居費の負担感、不意の出費、収入のやりくりなど）	SILC	短期		
統治・基本的人権	身体的安全性	○	統合指標（暴力犯罪、テロ、強盗、暗闇での安全性など）	SASU	長期		
			10万人当たり殺人率	行政情報	短期		
自然・生活環境	組織への信頼	○	信頼の統合指標（いくつかの全国組織への信頼）	EQLS、SILCの 2013年モジュール	短期、 長期		
	公共サービスへの満足度		いくつかのサービス項目の累計	EQLS	短期		
	活動的な市民		投票率	行政情報	短期		
人生満足度	地域の環境	○	統合指標（近所からの騒音、汚染、環境問題など）	SILC	短期		
	大気汚染		都市住民のうち、汚染に見舞われている者の比率				
人生満足度	人生満足度	○	0～10点での人生満足度	EQLS、SILCの 2013年モジュール	短期、 長期		
	心理的幸福		精神的健康に関する項目の累計	EHIS、SILCの 2013年モジュール	短期、 長期		

出典：European Statistical System Committee（2011）、[http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/gdp\\_and\\_beyond/achievements](http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/gdp_and_beyond/achievements)

備考：略称は以下の通り。SILC：欧州所得・生活状況調査（The European Union Statistics on Income and Living Conditions）、HBS：家計調査（Household Budget Survey）、HFCS：家計・消費調査（Eurosystem Household Finance and Consumption Survey）、LFS：労働力調査（Labor Force Survey）、EHIS：欧州健康面接調査（European Health Interview Survey）、TUS：生活時間調査（Time Use Survey）、EQLS：欧州生活の質調査（European Quality of Life Surveys）、SASU：公共安全調査（European Safety Survey）

計画を掲げた。

- 行動1：GDPを補完する環境面、社会面の指標の開発（環境包括指標、生活の質・幸福度）
- 行動2：政策決定のための即時性のある情報の提供
- 行動3：分配・不平等のより正確な報告
- 行動4：持続可能な開発成績表の開発
- 行動5：国民所得勘定の環境、社会的問題への拡張

特に行動1の生活の質・幸福度には所得、社会的交流が領域として含まれる上、行動3の分配・不平等のより正確な報告の趣旨には社会的排除の様々な側面をみる事が含まれ、貧困・格差と大きく関連している。

表9は欧州統計局と各国統計局代表で構成される欧州統計制度委員会が行動1の取りまとめとして承認した報告（ESSC, 2011）において提案された指標群である。指標群には上記でみてきた欧州2020戦略の3指標やラーケン指標の一部も含まれる。さらに詳細はこれから検討されるが、欧州生活の質調査(EQLS)を使った社会的排除主観指標、EU-SILCを使った関係性の質指標、接触頻度指標など興味深い統合指標が提案されている。生活の質・幸福度という切り口ではあるが、今後、欧州統計局が毎年、新指標に基づき簡潔な状況報告を行うこと（行動計画7）、5年おきに詳細な報告書を公表すること（行動計画8）が挙げられており、貧困・格差指標の指標化にも影響を与えていくものと思われる。

#### IV EU-SILCに基づく欧州2020の指標の算出方法

以下では欧州2020戦略で使用される3指標の具体的な算出方法について概観する。EU-SILCの個票データは1) 世帯の基礎的データを格納した世帯登録ファイル（D-File）、2) 所得、社会的排除

状況、住居などの世帯データを含む世帯データファイル（H-File）、3) 性別、生年月日などの個人の基礎的データを格納した個人登録ファイル（R-File）、4) 教育、職業、健康状態など16歳以上の全ての世帯構成員の個々人のデータを格納した個人データファイル（P-File）の4種類に分かれている。数値を計算するために、まず調査年（DB010、HB010、RB010、PB010）、国名（DB020、HB020、RB020、PB020）、世帯ID番号（DB030、HB030、RX030、PX030）、個人ID番号（RB030、PB030）でファイルをマッチングさせ、統合データファイルを作成する必要がある。

##### (1) 物質的剥奪

物質的剥奪の計算にはEU-SILCの世帯データファイル（H-File）の中から以下の11の質問に対する回答データを使用する。

- ・住宅ローンあるいは家賃、公共料金または月賦の滞納（HS011、HS021、HS031）
- ・年1回の休暇（HS040）
- ・2日に一度のタンパク質摂取（HS050）
- ・予期しない出費（HS060）
- ・電話所有（携帯電話）（HS070）
- ・カラーテレビ所有（HS080）
- ・洗濯機所有（HS100）
- ・自家用車所有（HS110）
- ・十分な暖を取る（HH050）

ほとんど全ての回答値にはフラグ変数があり、数値が空欄の場合、無回答(-1)、該当せず(-2)、他のデータを代替して使用するため欠損(-5)という空欄の理由が付されている。そこでまずフラグ変数として1世帯のデータの中に1つでも無回答が付いている場合、その世帯は集計から除外する。

次に剥奪状態か(=1)、剥奪状態にないか(=0)を分類する剥奪計算用のデータを11の質問への回答に従って作成する。つまり、住宅ローンあるいは家賃、公共料金または月賦の滞納について

はHS011、HS021、HS031の回答のいずれかが過去1年間で支払期日までに払えなかったことが「ある」(=1)場合に「剥奪状態」とし、払えなかったことが「ない」(=2)または該当せず(=2)の場合は「剥奪状態にない」として新たな変数を作成する。またタンパク質摂取、予期しない出費、電話所有などは「余裕がなくてできない(持っていない)」(=2)場合に「剥奪状態」とし、「できる(持っている)」(=1)または「その他の理由でできない(持っていない)」(=3)場合は「剥奪状態にない」として変数を作成する。

次に上記の剥奪データを世帯毎に加算して剥奪されている項目数が9項目のうち、いくつになるかを計算させ、9項目のうち3項目以上で剥奪状態(>=3)にある者を1、4項目以上で厳しい剥奪状態(>3)にある者を1とする2つの変数を作成する。最後にこの2つの変数を使い、物質的剥奪にある世帯に暮らす個人の人数または比率を算出する。

## (2) 相対的貧困率

EU-SILCの個票データでは既に相対的貧困世帯か否かが変数(HX080)として付されているが、計算過程を概観すると、まず世帯データファイルのうち、14歳以上の者の数(HM14+)と13歳以下の者の数(HM13-)から以下の式を使って等価世帯人員数を求める。

$$HX050=1+0.5*(HM14+-1)+0.3*HM13-$$

次に世帯総可処分所得(HY020)を求める必要がある。個人データファイルから世帯人員毎に仕事からの収入(PY010G)+社用車保有(PY021G)+自営業所得(PY050G)+失業手当(PY090G)+高齢者手当(PY100G)+遺族手当(PY110G)+病気休業手当(PY120G)+障がい者手当(PY130G)+教育関連手当(PY140G)を足し上げて個人所得を求め、世帯人員全員の個人所得を総計した

上で世帯データファイルから得られる家賃収入(HY040G)+家族・子ども扶養手当(HY050G)+その他手当(HY060G)+住宅手当(HY070G)+定期的な仕送りの受取(HY080G)+利子・配当等(HY090G)+16歳以下の者の所得(HY110G)を加えて世帯総収入(HY010)を求める。

そして世帯総収入(HY010)から同じく世帯データファイルの資産課税(HY120G)、所得税(HY140G)、定期的な仕送りの支払い(HY130G)を差し引いた以下のような式で世帯総可処分所得(HY020)を求める。

$$HY020=HY010-HY120G-HY130G-HY140G$$

以上の数値を使って以下の通り、等価所得を計算する。なお、HY025は世帯内で個人所得を回答していない場合の調整値でドイツ、スペイン、ギリシャ、ラトビア、ポルトガル、スロバキアのみ利用している。

$$HX090=(HY020*HY025)/HX050$$

こうして計算した等価所得を使って中央値の60%の相対的貧困ラインを求め、当該世帯が貧困ライン未満の者を「貧困」として定義して、全世帯に対して「貧困」に該当する者の人数または比率を算出する。

## (3) 働き手が働いていない世帯の者

個人データファイル(P-File)を読み込んだ上で、まず調査年、国名、世帯ID、個人IDで並べ替えをする。その上で個人毎に仕事が可能だった月数(TOT)と実際に仕事をしていた月数(EMP)を計算する。その際、雇用者でかつフルタイムで仕事をしていた月数(PL073)、雇用者でかつパートタイムで仕事をしていた月数(PL074)、自営業でかつフルタイムで仕事をしていた月数

(PL075)、自営業でかつパートタイムで仕事をしていた月数 (PL076)、失業状態だった月数 (PL080)、退職状態だった月数 (PL085)、障害または仕事に適さない状態だった月数 (PL086)、学習した月数 (PL087)、徴兵によって兵役にあった月数 (PL088)、家事または介護などに従事していた月数 (PL089)、その他非労働力であった月数 (PL090) を用いる。原理的にはこれらの変数は1~12の間の数値を取る。ただし、例えば、PL073が12である場合、総月数が12を越えるという問題が生じるため、このような場合、他の変数 (PL074からPL090) はゼロとする。

また、分類にあたっては、当該月の週の半数以上で働いていた、支払いを受けた見習い、研修をしていた場合、当該付きの主な活動は「仕事をしてきた」と定義する。その者が職業に就いていたが、産休、傷害、病気、技術的または経済的な理由のために一時的に仕事を休んでいた場合でも「仕事をしてきた」とする。パートタイムで複数働いていてフルタイムと同程度の場合、「雇用者でかつフルタイムで仕事をしてきた」と分類する。さらに、同一月に複数の活動をしていた場合、優先順位は経済活動（仕事）に置く。

「引退」とは年齢又はその他の理由で仕事を離れた場合を言う。フルタイムとパートタイムの仕事の区別は加盟国や産業によって相違しているために厳格なルールを決めるのは不可能なため、回答者の回答に基づいて行われるべきであるとする。ただし、パートタイムの仕事はほとんど35時間を超えることはなく、一方フルタイムの仕事は30時間以上であるため、通常の勤務時間数に関する回答 (PL060) とすり合わせることでデータを修正することが可能である。そして仕事以外の場合、一番多くの時間を割いていた活動を当該月の活動内容とすることを基本ルールとするが、その選択は回答者に任せている。

以上の定義に従ってフラッグ変数として無回答

(-1) が付されている回答者を除外した上で個人毎のTOTとEMPを下記の式で集計する。なお、対象年齢は18~64歳の生産年齢人口であるため、その年齢層以外の者は計算に際してTOTとEMPはともに0とする。

$$\text{TOT}=\text{PL073}+\text{PL074}+\text{PL075}+\text{PL076}+\text{PL080}+\text{PL085}+\text{PL086}+\text{PL087}+\text{PL088}+\text{PL089}+\text{PL090}$$

$$\text{EMP}=\text{PL073}+\text{PL074}+\text{PL075}+\text{PL076}$$

次に世帯ID毎にTOTとEMPを累計した上で、次ににより世帯毎の就業密度 (WI) を計算する。

そしてWIの数値に従って世帯の属性を以下の分類にしたがって行う。

WI<0.2の場合：超低密度 (=1)

0.2<=WI<0.45の場合：低密度 (=2)

0.45<=WI<0.55の場合：中密度 (=3)

0.55<=WI<0.85の場合：高密度 (=4)

0.85<=WIの場合：超高密度 (=5)

なお、この他にWI=0の場合に仕事のない世帯 (jobless household)、WI=1の場合に全ての者が働いている世帯として分類する場合がある。

最後に0~59歳の人口に対する世帯が超低密度 (WI<0.2) に該当する0~59歳の者の数または比率を「働き手が働いていない世帯の者」としている。

## V 今後の課題

### 1. 適時性

まず大きな課題として統計公表の適時性があげられている。EU-SILCの枠組規制 (REGULATION (EC) No 1177/2003) によると加盟各国は調査年の翌年の11月末までにクロスセクションの個票デ

ータを、翌々年の3月末までにパネル調査の個票データを欧州統計局に送信し、7月末までにクロスセクションの結果を公表することになっている。しかし、金融危機などの経済社会状況の変化が起きている際に貧困・社会的排除状況がどうなっているかがすぐに分からないことに批判がある。如何なる統計データでも起きる問題ではある

が、どのように適切な時にデータを公表していかれるかが問われている。

また適時性とも絡んで、大きな危機が起きた時に世帯がどのように対応しているかを知ることが重要になっているが、現在の欧州の統計体制の中ではそのような情報が取れていないとする。欧州統計局の担当者からは労働力調査を活用して、消

表10 物質的剥奪指標の改訂案（全体）

項目案	対象	新規項目
古着の新着の衣服への買い替え（セカンド品は含まず）	成人	○
ぴったりの寸法の靴二足（一足は全天候型）	〃	○
他人に相談することなく、毎週、自分のために小額使う	〃	○
定期的にレジャー活動を行う	〃	○
月に一度は友達や家族と食事や飲みに行く	〃	○
古くなった家具の買い替え	世帯	○
2日おきに肉・魚を食べる	〃	
予期しなかった出費	〃	
年1回1週間、家を離れて休暇を取る	〃	
住宅ローン、家賃、公共料金、分割払いの滞納	〃	
コンピュータ保有と家での自分用のインターネット接続	〃	○
家で十分な暖を取る	〃	
自家用車	〃	

出典：Eurostat（2012）

表11 物質的剥奪指標の改訂案（子ども）

項目案	対象	新規項目
新着の衣服（セカンド品を除く）	子ども	○
ぴったりの寸法の靴二足	〃	○
野菜・果物を1日1回を食べる	〃	○
肉・魚を1日1回を食べる	〃	○
年齢に相応しい書籍	〃	○
外でのレジャー用具	〃	○
屋内ゲーム	〃	○
勉強や宿題をするのに相応しい場所	〃	○
定期的なレジャー活動	〃	○
特別なお祝い	〃	○
時々子どもを遊びや食事のために家に呼ぶ	〃	○
お金がかかる学校の遠足や行事に参加する	〃	○
1年に最低1週間、家を離れて休暇を過ごす	〃	○
古くなった家具の買い替え	世帯	○
住宅ローン、家賃、公共料金、分割払いの滞納	〃	
コンピュータ保有と家での自分用のインターネット接続	〃	○
家で十分な暖を取る	〃	
自家用車	〃	

出典：Eurostat（2012）

費支出を抑制、他の世帯員の新たな労働参加など、世帯毎の対応方法を調査することの重要性を指摘していた。また貧困継続率に加えて貧困リスク退出率・新該当率がEU-SILCのパネルデータを使って欧州委員会DGEMPLから発表される等、貧困が長期的に継続するリスクに対する関心も高まっている。

## 2. 物質的剥奪指標の見直し

つぎに現在の物質的剥奪指標の定義の問題がある。欧州理事会は2015年の中間評価の際に貧困・社会排除指標の3指標の見直しを行うことを決定していた。特に新たに子ども向けの指標を作成することを含めて物質的剥奪指標については改良に向けた作業を行うべきと指摘していた。そこで欧州統計局からワーキングペーパーの形で2012年に検証結果と提言が公表されている。具体的にはEU-SILCの2009年調査に盛り込まれた物質的剥奪に関するアドホック調査で調査した50項目をa) 適切性(違う国でも生活水準の維持のために必要なものか)、b) 有効性(物質的剥奪との相関)、c) 信頼性(尺度の内性整合性)、d) 付加性(多群比較)の4つから評価している。まず全体値としては従来のタンパク質摂取、資金、1週間の休暇、家賃などの滞納、十分な暖、自家用車に加えて、新たに7項目を追加した13項目が提案されている(表10)。また1~15歳の子ども向け指標として従来項目の3項目(家賃などの滞納、十分な暖、自家用車)に新たに15項目を加えた18項目が提案された(表11)。

今後、EU-SILCの2013年調査には全体値として新たに提案された7項目を自主的に参加する国だけでパイロットテストをした上で、2014年調査ではアドホック調査として全加盟国で包括的な検証を行うことになっている。2013年2月には世帯の物質的剥奪指標改定案用に8項目、子どもの物質的剥奪指標案用に13項目の具体的な質問案が公表されている(COMMISSION REGULATION (EU)

No 112/2013)。ただし、子どもの物質的剥奪指標案は提案過程において子どもの意見を踏まえたものではない。また実際のEU-SILCにおいてもこれらの質問に子ども本人が回答するのではなく、世帯票を回答する世帯の代表者(子どもの両親など)が回答することになっている。さらに複数の子どもがいる場合、同じ世帯に属する子どもは全て同じ状況と仮定されて計算されることになる。乳幼児が自ら回答するのは難しいが、小学生・中学生の回答と両親の回答が同じなのか等、今後、分析結果を踏まえて物質的剥奪指標の妥当性についてしばらく議論が続くことになろう。

## VI おわりに

このように欧州ではラーケン指標、欧州2020戦略の指標を中心としつつ、様々な新しい社会指標が検討されている。またそれら全てにおいて政策の進展状況を評価する趣旨で数値目標化が検討されている。モニタリング手法としては自発的な政策協力システムとされるオープン政策協調手法(OMC)が取られており、国際的に指標の有効性を担保する方法としても注目される。今後は物質的剥奪指標を始めとした見直し、指標の公表の適時性の向上などが求められているが、日本にとっても学ぶところは多い。また社会保護委員会が提案した子どもの貧困・幸福度報告書に示されているように、こうした課題には社会保護政策だけでも教育政策、住宅政策だけでも不十分で、従来の縦割りを越えて人びとを中心に据えて横断的な政策対応を考えようとしている姿勢は見習うべきであろう。そうした中、社会保護委員会指標分科会は2013年の重点分野としてホームレス統計の統一化の可能性や住宅からの排除指標を検討したり、主な収入が社会保障である世帯の相対的貧困率や失業率の長さによる手当・相対的貧困ライン比率、手当カバー率など新しい指標の開発にも積



極的に取り組んでいくという。さらにEU-SILCに幸福感などの主観的感情を調査項目に含めることが正式に決定しており、2013年に特別調査を実施した後、毎年1問程度は追跡調査することになるという。欧州統計局では、2013年の調査以降、生活の質が主観的感情にどのような影響があるか、要因を検討していくとしている。物質的剥奪や貧困が欧州市民の主観的感情への影響度なども分析結果が示されて行くことになろう<sup>6)</sup>。

このように欧州連合では次々と新たな指標を検討し、数値に基づく政策推進という視点で世界を一步も二歩もリードしようとしている。欧州の動向は引き続き目が離せない。

#### 謝 辞

本稿作成に当たっては有益な情報を提供頂いた欧州統計局Eduardo Barredo Capelot氏、Anne Clémenceau氏、Jean-Louis Mercy氏、Didier Dupré氏、Emilio de Meglio氏、Fabienne Montaigne氏、Aurelia Georgiana Ivan氏、Maria João Santos氏、Ann Nilsson氏、欧州委員会雇用・社会問題・包摂総局Georg Fischer氏、Egbert Holthuis氏、Isabelle Maquet-Engsted氏に衷心より感謝したい。

#### 注

- 1) 調査対象期間には「2週間」という推奨期間があった。
- 2) スウェーデンは既に税務データで所得を把握しており、「質問票調査で所得データを収集すべきではない」という立場から反対したため、調査を同国内で実施しなかった。
- 3) この規定を補完するものとして、所得の定義を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1980/2003、フィールドワークの手続を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1981/2003、サンプリング方法を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1982/2003、調査で取るべき主要データリストを定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1983/2003、調査後に公表する品質評価書の内容を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 28/2004などがある。
- 4) 二次指標の「識字力の弱い生徒」に使用されるPISAの「読解力尺度」とは「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」とされている。具体的には

「読む行為のプロセス」として「テキストの中の情報の取り出し」に加えて、書かれた情報から推論して意味を理解する「テキストの解釈」、書かれた情報を自らの知識や経験に位置付ける「熟考・評価」の3つの軸で評価するとともに、内容面でも文章としての『連続型テキスト』と図表のような『非連続型テキスト』の2種類を読むことができる能力を身に付けている必要がある。「レベル1」とは、PISA調査の平均得点が500点かつOECD加盟国の全生徒の約3分の2が400点から600点の範囲に入るように計算した上で6段階に分けられた中で、「最小限に複雑な課題をこなすことができる」という下から2番目の段階を指している。2009年PISAの場合、406点以下がレベル1に該当する。

- 5) 欧州委員会の1次案では相対的貧困率25%削減が目標として掲げられていた。
- 6) 日本のデータを使って社会的排除が幸福度に影響するか分析したものとしてTakahashi (2012) などがある。

#### 参考文献

- European Commission. 1992. *Towards a Europe of solidarity. Intensifying the fight against social exclusion, fostering integration*. Communication from the Commission. COM (92) 542 final.
- European Commission. 2003a. *REGULATION (EC) No 1177/2003 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 June 2003 concerning Community statistics on income and living conditions (EU-SILC)*.
- European Commission. 2003b. *Laeken Indicators – Detailed Calculation Methodology* (E2/IPSE/2003).
- European Commission. 2009. *Portfolio of indicators of the monitoring of the European Strategy for Social Protection and Social Inclusion – 2009 Update*.
- European Commission. 2010. *Europe 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth* (COM (2010) 2020 final)
- European Commission. 2011a. *The Social Dimension of the Europe 2020 Strategy, A Report of the Social Protection Committee*.
- European Commission. 2011b. *The Measurement of Extreme Poverty in the European Union*.
- European Commission. 2011c. *Note to the file on social inclusion: Concepts, measurement and policies in the EU policy coordination context*.
- European Commission. 2013a. *COMMISSION REGULATION (EU) No 112/2013 of 7 February 2013 implementing Regulation (EC) No 1177/2003 of the*

- European Parliament and of the Council concerning Community statistics on income and living conditions (EU-SILC) as regards the 2014 list of target secondary variables on material deprivation.*
- European Commission. 2013b. *Employment and Social Developments in Europe 2012*, SWD (2013) 2 final.
- Eurostat. 2007. *Description of SILC User Database Variables: Cross-sectional and Longitudinal*, Version 2007.1 from 01-03-09
- Eurostat. 2012. *Measuring material deprivation in the EU: Indicators of the whole population and child-specific indicators.*
- European Statistical System Committee 2011. *Sponsorship Group on Measuring Progress, Well-being and Sustainable Development: Final Report.*
- Heike Wirth and Pierre Walthery. 2011. "A European workshop to introduce the EU SILC and the EU LFS data: Practical Session – Exploring EU-SILC" Economic and Social Data Services.
- Social Protection Committee of Council of the European Union. 2011. *The Social impact of the economic crisis and ongoing fiscal consolidation*, Third report of Social Protection committee.
- Social Protection Committee of Council of the European Union. 2012a. *Tackling and Preventing Child Poverty; Promoting Child Well-being*, 27 June 2012.
- Social Protection Committee of Council of the European Union. 2012b. *Social Protection Performance Monitor (SPPM) – methodological report by the Indicators Sub-group of the Social Protection Committee*, 17 October 2012.
- Swiss Foundation for research in social sciences. 2012. *Statistics on Income and Living Conditions (SILC) 2010 Data: Codebook, Description of Microdata.*
- Takahashi, Yoshiaki. 2012. "Does social inclusion policy improve happiness?" Mimeo, European Conference on Positive Psychology.

(たかはし・よしあき 筑波大学准教授)

## フランスにおける貧困・社会的排除指標作成と政策形成

西村 周三

### ■ 要約

本稿では、フランスの「貧困」対策の概要を、特に各種貧困指標の内容および作成過程と関連づけながら紹介する。その中心は、主として2008年に起きたリーマンショック以降の動向を紹介することであるが、それ以前の各種活動についても若干触れている。

### ■ キーワード

貧困線、ONPES (Observatoire National de la Pauvrete et de L'Exclusion Social 国立貧困・社会的排除観察機構)、金銭的貧困率、社会的包摂、CNLE (Conseil National des politiques de lutte contre la pauvreté et l'exclusion sociale、貧困と社会的排除対策政策評議会)

### I はじめに

貧困の現状を捉えるヨーロッパの動きは、日本の現状とはかなり様子を異にしている。EUの動向は本誌の別の箇所でも触れられるが、EUのなかで、フランスは貧困対策でヨーロッパをリードしてきた。この点は約10年前に示された阿部[2002]によるサーベイ論文で十分に推測できる。阿部[2005]を参照すれば、いかにヨーロッパにおける貧困指標作成が政策形成と密接に関連しているかが理解できる。と同時に、ヨーロッパでは、歴史的伝統もあって、貧困および貧困研究に対する政府による関与が顕著である。

しかしながら、これまでのヨーロッパの実情の報告は、指標研究は指標研究として、そして貧困対策は貧困対策として独立して日本に紹介され、議論されてきたきらいがある。EU全体としての

指標作りは、確かに各国比較が重要な意味合いを持っている。他国と比べてどのような指標について優れており、どのような点で劣っているかの比較のための指標作りは重要であろう。

しかもフランスを代表とする多くの国々で、指標作りは政策形成と密接に関連している。そこで、本稿では、阿部[2002]を始めとする先行研究を踏まえて、フランスに焦点を当てて、主にその後の動向について、指標論と政策論との関連性を中心にサーベイを行いたい。

この分野の数少ない先行研究の代表である阿部[2005]は、イギリス、EUなどに加え、フランスの状況に触れる際に、フランスのPaugam[1995]の発案した「関係的貧困 (relational poverty)」を紹介している。もちろんこれは必ずしもフランスの固有の発想ではなく、イギリスなどの政策形成にも影響を与えているが、この種の「関係性」に注目する発想は、かなりフランス的であると考え

てよいものと思われる。

そしてこの種の関係性に関わることがらを指標化することは、一見すると難しく、唐突に見える。たとえばかなり主観的なデータが混入せざるを得なくなる可能性があるからである。しかしながら筆者が行った調査では、この主観性をどう取り入れるに関しても、ほぼ共通の認識が形成されてきたように思われる。以下、このような経過についても論じたい。

本稿は次のような構成とする。まずこの節で、簡単に、特に最近時のフランスの、リーマンショック以降の動向に触れる。次いで次節で、歴史的に見たフランスにおける、貧困対策と貧困指標の関連について紹介する。

第3節では、特にEU全体として作成されているものに、どのような独自の指標が加えられているかを紹介する。ここでは、貧困指標の作成に関わる調査データの作成手続きやサンプル数などについても、簡単に触れる。

続いて第4節では、フランスの貧困対策の現状について、特にその組織形態を中心に紹介する。ここでは貧困指標が、いかに政策に活かされているについて論じる。

#### 1) フランスにおける近年の貧困の動向

リーマンショック以降、経済的貧困の度合いはヨーロッパ全体として高まっており、これはフランスも例外ではない。その中で、経済的貧困は、特に若年失業率の上昇が密接に関連している。もちろん、不景気などと言った経済的な困難のみが、貧困の要因ではない。教育や健康水準といったものが、大きく貧困の度合いを左右している。貧困を単に静態的にとらえるのではなく、その要因にも立ち入った分析の必要性が認識されるのは当然になりゆきであることが想像できる。

貧困は、雇用と密接に関連しているだけでなく、教育や健康水準と密接に関連していることは容易

に想像がつく。フランスは、いわゆる経済危機(リーマンショック)以前は、EU諸国の中でもさまざまな貧困指標が低下した数少ない国の一つであった。しかしながら経済危機が始まって以降、他の諸国と同様、貧困者は増加しつつある。

2012年9月公表の最新の数値では、14.1%の人々が貧困線上(at risk of poverty)以下にある。2009年のこの値は13.5であった。この種の変化は、ただ単に貧困層のみならず、所得の上位10%に関しても同様に生じて、あらゆる階層に影響を与えている。

しかしながら特に・片親世帯(父子・母子世帯)について、貧困線上以下の世帯が、2009年の30.9%から2010年に32.2%と増加した。また18歳以下の子どものそれ(貧困線上以下者)も、2009年の18.5%から19.6%になった。

この要因のもっとも大きなものとしては、家族手当算定基準などの凍結があげられる。過去30年間、フランスにおいては、分権化の動きが続いており、さまざまな判断をより地域に近いところで決定するようになってきている。この動きは社会福祉政策においても特に顕著であり、子どもの福祉、障がい者や高齢者への援助、家族や子どもの健康維持など、いずれも郡(department)レベルが管理するようになってきている。

#### 2) 社会的排除と貧困指標

貧困を指標化し、それを貧困対策の目標として利用しようという発想の歴史は、特にフランスにおいて長い。経済の発展とともに、飢えといった全体的な貧困のみで貧困を捉えることの不十分さが認識されるに及び、イギリスとフランスとで、やや異なる方向の貧困測定概念が展開されるようになった。こういった動きに根拠を与えるきっかけとなったのは、一つにはアマルティア・センのCapability概念とゴフマンのスティグマ論がある。そしてこういった先行思想を受けて社会的排

除論が展開される。

社会的排除概念が特にフランスで深い意味を持つことについては、都留（2002）に詳しいので、ここでは省略するが、いずれにせよ、イギリスとはやや様子が異なり、貧困概念のとらえ方に、単なる物質的な剥奪を超えた要素が、判断基準となっているという特徴を理解する必要がある。

ただし、このさい次のようなことには気をつけておいた方がよい。単純な物質的な剥奪のみで貧困を捉えないとすれば、なおさら、その基準を明確にする必要に迫られるわけであり、指標化の必要性が高まるという点である。

たとえば「自宅に人を招くことができているか」といった基準をもうけようとすれば、当然それがどの程度の頻度を基準とするかの測定が必要となる。そしてそのことを知るためには、一般の国民がどのような状況にあるかの調査を必要とする。フランスの貧困指標が詳細な調査に基づいているのは、このような背景があるのである。

日本にとって興味深い別の例をあげよう。フランスでは、休暇をとる時間がないほど過酷な労働を迫られる人々は貧困層と理解される。この人が、その結果いかに十分な所得を得ていたとしても、貧困であると理解される。これは日本の状況では理解しがたいであろう。勤労観そのものが異なるかも知れないからである。

ただ、こういった議論をおこなうさい、重要なのは、ただ単に以上の議論にとどまらないと言う点である。NPO法人などでは、日頃頻繁にフランス人にとっても勤労観がどのようなものであるかを議論し、長時間労働を是認してある程度の十分な所得を得ている人々が、日頃どのように考えているかを把握しようとしている。そして当該の人々との面談などで、日々貧困概念のとらえ方を見直していることも忘れることはできない。

### 3) フランスの貧困指標作成の動向

#### 〈1〉 貧困指標の作成

フランスにおいては、貧困問題はかなり以前から

表1 フランスの社会的不平等、所得、生活状態の指標

①	所得中間値の60%（または50%）の貧困率は、所得税を除いた消費単位ごとの純収入が、中間値の60%ないし50%にあたる貧困ラインの生活水準相当の値を下回っている、平均的な世帯内の居住者の割合で算定される。貧困ラインは生活水準の分布の中間値との比較で得られる（人口の半分は中間値よりも高い生活水準にあり、のこりの半分は中間値よりも低い生活水準にある）。	調査範囲	フランス本土の世帯内居住者が対象で、調査対象者は国税庁に申告した所得がある、もしくは所得がない者、また学生ではない者。出所：INSEE（国立調査統計研究所）-DGI（租税事務局）、1977年から2004年 税金と社会所得の調査。INSEE-DGFIP（公共財政事務局）-CNAV（老齢保険公庫）-CCMSA（農業相互扶助中央公庫）、2005年-2009年 税金と社会所得の調査より。
②	生活状態における貧困率は、予算の制約、賃金支払いの遅延、消費の切り詰め、住居の問題等、世帯への27の質問項目の回答をまとめた指標から算出される*。通常、INSEEの調査で「生活状態における貧困率」は、27項目のうち8項目以上の欠如がみとめられる世帯の割合を指している。27項目のうち8項目の選択は、金銭的貧困率を特定する同規模のグループを定義する目的で、比較的よく使用されるものである。2004年までの指標はEPCV（世帯の生活状態に関する恒常的調査）という調査によって計測されていた。それ以後はヨーロッパ共通基準であるSILC-SRCV（Statistic on Income and Living Conditions 所得と生活条件の統計）が調査手段となっている。  *27項目は次頁に示したものである。	調査範囲	フランス本土に居住する世帯が対象。出所：INSEE、EPCV、SRCV-SILCの調査。注：一連の調査中に中断時期（EPCVからSRCV-SILCへの過渡期）があるため、異なる条件下で調査したデータは直接の比較の対象とはならない。

生活状態の困難さの27の指標		
家計の厳しさ (1) 所得に対する返済額の割合 (所得の1/3を超過している) (2) 金融機関の信用貸し (頻繁にみられるケース) (3) 零細所得による消費の赤字補填 (4) 自由に使える預貯金がない (5) 節約という手段に頼る (6) 生活水準に関する見解「困難である。借金をするしかない状況。」		
支払いの遅延：経済的困難、分割支払いも難しい状態 (7) 最近の12ヶ月 (8) 請求書 (電気、ガス、電話など) (9) 家賃と管理費 (10) 租税の支払い		
消費の制約：以下の項目をゆるさない経済的手段 (11) 住居を快適な室温に保つ (12) 年1回の1週間の休暇にかかる費用を払う (13) 新しい家具の購入 (14) 新しい衣類の購入 (15) 2日おきに肉を食べる (16) 人を招く (17) 贈り物をする (18) 靴を二足持つ (19) この2週間で満足な食事をとっていない日がすくなくとも1日ある		
住居の問題 (20) 居住面積に対して居住者が過密である、または適当である (21) 住居内に浴室がない (22) 住居内にトイレがない (23) 給湯設備がない (24) 暖房設備がない (25) 住居への批判 (経済的事情を考慮しないとして) : (26) 狭すぎる (27) 暖房に問題がある (28) 湿気が多い (29) 騒音の問題がある		
③	金銭的貧困率が60%である世帯、または生活状態が貧困である世帯の割合は、このうちどちらかの概念に従って貧困世帯を一括してまとめている。金銭的貧困の指標との比較でいえば、統計的単位は、生活状態における貧困率の場合と同様である。	調査範囲 フランス本土に居住する世帯が対象。出典：INSEE, SRCV-SILC調査。注：ある年をNとすると生活条件における貧困はN、金銭的貧困はN-1とされる。調査結果の回収時 (N年の5月中旬から6月末) には前年の所得のみが対象となる。つまり2009年の金銭的貧困率は2008年のデータを使用したものとなり、2009年の生活条件は2009年のものである。
④	生活水準に関する四分位数間の報告 (100-S80/S20) は、最も富裕な20%の生活水準の総量と最も貧困な20%のそれとを関連づけている。	調査範囲 フランス本土の世帯内居住者が対象。調査対象者は国税庁に申告した所得がある、もしくは所得がない者、また学生ではない者。出所：INSEE-DGI、1996-2004年 税金と社会所得の調査。INSEE-DGFIP-CNAV-CCMSA、2005-2009年 税金と社会所得の調査より。
⑤	貧困の影響が最も低い5県と最も高い5県の貧困率は、最も低い5県と最も高い5県の金銭的貧困率60%の平均を示している。(単純平均は県の人口を考慮に入れていない)	調査範囲 フランス本土全体が対象。出所：INSEE、RDI (地域限定所得)；厳密な意味ではERFSの調査との比較はできない。データは2006以降。
⑥	65歳以上人口の生活水準の中間値と18歳から64歳人口の中間値は、65歳以上の人口の生活水準の中間値と18歳から64歳人口のそれとを関連づけている。	調査範囲 フランス本土の世帯内居住者が対象。調査対象者は国税庁に申告した所得がある、もしくは所得がない者、また学生ではない者。出所：INSEE-DGI、1996-2004年 税金と社会所得の調査。INSEE-DGFIP-CNAV-CCMSA、2005-2009年 税金と社会所得の調査より。
⑦	金銭的貧困率 60%の単親世帯の金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、中間値の60%ないし50%にあたる貧困ラインの生活水準相当の値を下回っているこれらの世帯の居住者の割合である。	調査範囲 フランス本土の世帯内居住者が対象。調査対象者は国税庁に申告した所得がある、もしくは所得がない者、また学生ではない者。出所：INSEE-DGI、1996-2004年 税金と社会所得の調査。INSEE-DGFIP-CNAV-CCMSA、2005-2009年 税金と社会所得の調査より。

⑧	子供の貧困率は、金銭的貧困率60%を下回る生活水準の世帯に属する18歳以下の子供の割合と定義される。	調査範囲 フランス本土の世帯内居住者が対象。調査対象者は国税庁に申告した所得がある、もしくは所得がない者、また学生ではない者。出所：INSEE-DGI、1996-2004年 税金と社会所得の調査。INSEE-DGFIP-CNAV-CCMSA、2005-2009年 税金と社会所得の調査より。
⑨	金銭的貧困の度合いは貧困者の生活水準分布を分析している。指標は貧困ライン(生活水準の中間値の60%)と、それ以下で生活する貧困者の生活水準の中間値との相対的な差で算出される。その値は次のような計算で求められる。：(貧困ライン-貧困人口の中間値)/貧困ライン。最貧困者の生活レベルが貧困ラインをはるかに下回るとい意味で、この指標が上がるほど、貧困率も上がるということである。	調査範囲 フランス本土の世帯内居住者が対象。調査対象者は国税庁に申告した所得がある、もしくは所得がない者、また学生ではない者。出所：INSEE-DGI、1996-2004年 税金と社会所得の調査。INSEE-DGFIP-CNAV-CCMSA、2005-2009年 税金と社会所得の調査より。
⑩	労働人口の貧困率は、生活水準が所得中間値の60%ライン以下のレベルに属する世帯の貧困労働者全員が当該時期12ヶ月のうち7ヶ月間雇用されたとして算出される(ヨーロッパでの定義)。調査の初年度(2004年)以来、資産と生活条件に関する統計のヨーロッパ基準(SRCV-SILC)は、貧困労働者数とその貧困率の調査に使用されている。ある年NのN年調査のSRCV調査では、労働者の地位は、所得の観察期間(N-1)との整合性を得るため、N-1年の12ヶ月間の活動スケジュールを使用して定義されている。	調査範囲 16歳から64歳までの者。そのうち給与所得者は、仕事で得た所得が皆無ではないこと。(r)：修正済みデータ。p)：Eurostat(欧州連合統計局)の承認待ちの暫定データ。2007年に中断。この指標を計算可能にするSRCV基準は2008年に改訂された。(所得に関する統計2007年)出所：SRCV-AILC 2004-2010年より。
⑪	最貧困の指標 金銭的貧困率(60%)および生活水準からみた貧困率は、この2種類のどちらかの、あるいは両方の基準に沿った貧困世帯の割合を示す。	調査範囲 フランス本土に居住する世帯が対象。出所：INSEE、SRCV-SILC調査。注：ある年をNとすると生活水準から見た貧困率はN、金銭的貧困率はN-1で表す。調査結果の回収時(N年の5月中旬から6月末)には、前年の所得のみが考慮される。データは2004年以降。
⑫	中間値の40%の貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が国民所得の中間値の40%を下回る値である世帯の居住者の割合である。貧困ラインは所得水準の分布の中間値と比較して得られる。(人口の半数の生活水準は中間値よりも高く、のこり半分は中間値よりも低い。)	調査範囲 フランス本土の世帯内居住者が対象。調査対象者は国税庁に申告した所得がある、もしくは所得がない者、また学生ではない者。出所：INSEE-DGI、1996-2004年 税金と社会所得の調査。INSEE-DGFIP-CNAV-CCMSA、2005-2009年 税金と社会所得の調査より。

表2 フランスの社会的包摂と社会状況指標

社会的包摂の指標(ヨーロッパ2020)		
	これらの指標は金銭的な貧困者の人口(閾値60%)、物質的な貧困者の人口(アンケート9項目のうち4項目にマイナスポイント)、極度に雇用が不安定(世帯内で年間の閾値20%)な世帯の人口を総括的にまとめている。数字はVA(絶対値)と百分率(%)で表される。	調査範囲 フランス本土が対象。出所：Eurostat。注：ある年をNとすると、生活水準の貧困率はN年、金銭的な貧困率はN-1、雇用の安定はN-1で表される。極度に雇用が不安定な世帯は年間の貧困ラインが20%の世帯に相当する。通年において無職世帯の0%から、通年において世帯の成人全員がフルタイム勤務する100%まで範囲は様々である。

社会状況指標

①	ONPESは基本的に、表の中央部分の指標の、最低限社会的保障の必要な受給者に関わる一連の状況指標を採用することにした。これらの指標は問題点を明らかにし、理解をより深め、事態のさらなる発展を認証する。	調査範囲 最低限社会的保障の必要な生産人口の受給者数の年間推移は、社会保障管理機構が年度末に実施する、貧困に関する調査の現状を反映した景気の指標である。ONPESはこの指標を、労働市場の景気の推移と相互依存するという理由で、この指標を労働人口の4種類の社会保障(RMI/最低所得保証そしてRSA/積極的連帯所得基本額、API/単親手当、ASS/特別連帯手当とAAH/成年障害者手当、AER/年金同等代替手当-R)の中心にすえた。
---	---	---

②	フランス中央銀行に申請された超過債務資料の数。フランス中央銀行が実施する年度末の超過債務の調査の資料数。	調査範囲	フランス本土、年度末。出所：フランス中央銀行。資料の取り扱いに変更が生じたことを考慮。データは2003年以降。
③	複数の区分があるRSAによると、RSAの受給者数（青少年RSA含む）はさまざまな形態のRSA（基本額、就業）の受給者を年度末に総計したものである。	調査範囲	フランス本土。出所：CNAF MSA（農業互助機関）。2010年9月以降、RSAの対象範囲は25歳以下の者まで広がった（仕事の条件による）（全体の1%）。RSAは以前のRMI+APIの範囲にひとしい。
④	非納税者で最低限社会保障の受給者である非就業人口（ASV / 老齢助成手当+ASPA / 高齢者支援手当）数は、老齢年金最低保障の受給者を年度末に総計したものである。	調査範囲	フランス本土。出所：DREES（調査統計評価部局）、貯蓄供託銀行、CNAMTS（賃金労働者健康保険公庫）。注：ASPAは2007年1月13日施行。とくにASVは以前の老齢手当最低保障にひとしい。
⑤	RSA基本額受給者の長期貧困率は、3年以上同じ給付を受けている受給者の割合を指す。	調査範囲	フランス本土。出所：CNAF。2007、2008、2009年の3年に関しては、以前のRMI（失業最低賃金）とAPI（単親家庭手当）を参考にする。
⑥	RSA基本額受給者の多い5県と少ない5県の割合は、少ない5県に対する受給者総数の中でのRSA基本額受給家庭の割合と、多い5県に対する受給者総数の中でのRSA基本額受給家庭の割合を示している。	調査範囲	フランス本土。出所：CNAF。

研究対象となっており、政府機関において、各種貧困および社会的排除指標が作成されている。具体的にはONPES（Observatoire National de la Pauvrete et de L'Exclusion Social 国立貧困・社会的排除観察機構、「オンペス」と略称している。）が、データの収集・作成を担当している。（指標内容は以下で簡単に紹介するが、より詳しくは表1、表2を参照されたい。表1は、社会的不平等、所得、生活状態に関する指標であり、表2は社会的包摂および社会的条件に関する指標である。）

このONPESは、政府や下記の評議会などに毎年報告書を提出しており、この報告における勧告を受けて、下記の機関が政策立案を行う、中央政府や地方政府に指示を出し、さらにNPO団体などと協力して実践活動を行う。

2011-12年の報告書は、英文でも公刊されており、この年のタイトルは、Economic crisis and labour market and social exclusionと題されている。これは、特に労働市場との関連が重視される。かつては必ずしもそうではなかったが、近年の貧困が雇用の喪失すなわち失業と密接に関連していることの証しであろう。各種貧困・社会的排除の指標は、ここに2000年からの過去10年分のデータが公開されている。

ONPES（国立貧困・社会的排除観察機構）による貧困度測定のための指標は次節で示す。

## 〈2〉 貧困指標

指標は主に次の3種類の尺度からなっている。（1）相対所得で見た貧困、（2）生活状態の貧困さ、（3）主観的貧困。これらに見られる特徴は、貧困をいわゆる絶対的な貧困としてとらえないことであり、近年の特徴は、貧困をより明確にとらえることができる、より複合的な尺度の作成に努めているという点にある。以下この3種類の尺度がいかにして測定されるかを見る。

### 相対所得

まず所得で見た貧困は①『課税所得サーベイ』によって測定される。これは1996年依頼毎年行われているものであり、2000年以降は35,000世帯の標本を、地域クラスターごとに抽出している。（それ以前は70,000世帯）サーベイは、『雇用サーベイ』の一部として行われている。

このサーベイから採用される、貧困に関する指標としては、課税所得、明示化されない帰属所得などがある。

②家計調査は1995、2000、2005年と5年おきに行



われており、これは10,000世帯を対象とし、所得と消費に関する詳細なデータがとられる。

③EUの家計パネルデータもある。これは1993/94から2000/2001にかけてスタートして8つのウェーブ（パネルデータのセットのことを指す）で7,000の家計をとっており、所得に関するかなり詳しい質問票からなっている。

④さらにEUにおけるSILCデータも参考にされる。これは毎年定期的に行われる調査で、2004年の16,000世帯の調査から始まり、9年おきに3,000世帯のサンプルを変更する調査である。所得と社会的指標についての詳細に質問項目からなる。ベンチマークとしては、①課税所得サーベイがとられる。

### 生活状態の貧困と主観的貧困

次に生活状態と主観的貧困のデータの出所を見る。これらは上記③で示したヨーロッパ・パネル、④で示したSILCデータ、および毎年1月と10月に、6,000の標本に対してなされるフランス独自の、生活状態調査（Ongoing living conditions surveys）を基礎にする。

生活状態は、たとえば物質的剥奪（material deprivation）としては、衣服、暖房、食事、休暇日数、衛生的な住居、飲食を共にする友人や家族の存在、などといった項目について、一定の加重値を決めておいて、点数化する。

主観的貧困については、次のような項目についてのアンケート調査の結果をもとに判断する。アンケート調査をもとに、家計の厳しさについては、所得、借金苦に悩まされているかなどについて、加重値をかけて指標化している。

そしてONPESでは、これら3種類の指標の関係をさまざまな角度から計量的分析を行っている。ちなみに、これらの3種の指標の、すべての基準で見て下位10%に位置する家計数は2%以下である。これら3つの指標間での相関関係などを分析し、計量経済学的手法によって、これらの間の因

果関係も探っている。

なお、ONPESは、現時点でこれらのデータに基づく分析の限界も認めており、より長期にわたるパネル・データを収集して改善しようとしている。

### 3) 政策との架け橋

貧困と社会的排除と戦うための政策は、「貧困と社会的排除と戦うための国民政策評議会」（CNLE、Conseil National des politiques de lutte contre la pauvreté et l'exclusion sociale）に委ねられている。評議会の構成は表3に示すとおりであり、この機関が、政策実施に関して強い影響力を発揮している。CNLEの役割は、貧困と社会的排除政策に関わる全般的な問題に対し政府に助言することである。具体的には中央政府や地方政府などの公的機関とこの分野で活動する各団体、組織、有識者との調整を行う、またこれに関する現行法規や規約、行動計画に企画に関して、首相に助言する資格も持っている。

この評議会は1988年12月1日に法制化され、1993年3月に設立された。

CNLEの最近のステートメントから、この評議会の主な主張を抜粋する。

まず評議会は、社会的排除と貧困対策の政策を、グローバルかつ横断的な戦略に組み込まれることにとりわけ深い関心を寄せ、多面的で省庁の枠を超えた、マルチパートナーシップを持たなければならないと考えている。

さらにCNLEに勧告を受ける組織に対して次のような要請を行っている。社会的行動は、基本的権利への全アクセスの実効性を保証するという目標を掲げる必要がある。なぜならその権利は、就業、住宅、教育、研修、健康、文化など、幅広い分野にわたっているからである。

CNLEの参加者は当初は政府関係者のみで成り立つ組織であったが、2003年には「社会的パート

表3 CNLEのメンバー構成

議長：エティエンヌ・ピント

政府代表8名： 国民教育大臣、 法務大臣、 健康・社会問題担当大臣、 土地・住居の平等性担当大臣、 内務大臣、 労働・雇用・職業教育・社会対話担当大臣、 文化・コミュニケーション大臣	議員代表8名： 上院、 国民議会、 地域議会、 県議会、 市長
国または地方公共団体とは別の公・私法人代表8名： ATD Quart Monde（人格尊厳のために行動する第4世界）、FAPIL（住宅のための社会復帰促進団体連盟）、FNARS（社会復帰と受容団体国内連盟）、Médecins du Monde（世界の医師団）、Secours catholique（カトリック支援団体）、Secours populaire français（フランス人民援助団体）、UNCCAS（地域社会行動連合）、UNIOPSS（健康と社会のための民間組織諸連合）	
国内賃金労働者組合組織と国内雇用者組織の代表8名： CFDT（フランス民主主義労働同盟）、CFE-CGC（フランス幹部職員同盟）、CFTC（フランス・キリスト教労働者同盟）、CGT（労働総同盟）、FO（労働者の力）、CGPME（中小企業連合）、MEDEF（フランス企業運動）、UPA（手工業者連合）	全国的な社会運動団体の代表5名： CCMSA（農業相互扶助中央公庫）、CNAF（家族手当公庫）、CNAM（健康保険公庫）、Pôle emploi、（ポールアンブロワ／雇用促進のための公的機関）、USH（住宅のための社会連合）
有識者8名： オリヴィエ・プレス氏、 アマール・ディブ氏、 ミレイユ・エルボム氏、 アニエス・ド・フルーリュエ氏、 ジャン・バティスト・ド・フォーコ氏、 ジャックリース・サンティエヴ氏、 ジャン-フランソワ・セール氏、 ジャン-ギレーム・グゼリ氏	法令による構成員8名： 経済社会理事会理事長、社会的弱者のための住居問題に関する高等委員会委員長、経済活動による社会復帰に関する国民評議会議長、地方社会活動に関する国民評議会議長、全国都市評議会副議長、ONPES（貧困と社会的疎外の国立調査機関）議長、住居問題評議会議長

ナー」としての経済社会評議会の代表者拡大を行った。また同組織の活動は、社会的分野における公共政策の調整や舵取りの方法にも重点をおいている。これらの政策の管理方法は、国や地方レベルの境界（地方、県、市町村、市町村間、集落、生活圏、職住近接地域など）を限定したうえでの関与と責任の所在をよりよい形で明確にしたいという、CNLEメンバー全体の大きな関心事となっている。

CNLEは、平均して月に一度の全員出席会議を招集している。暫定的分科会はその中で、今日的な議題を軸に、定期的に設置される。

もっとも具体的な提言としては、2011年3月15日に、2010年レポート「貧困を1/3減らす5カ年計

画の達成目標」提言を政府から議会へ提出した。（この内容は表4に掲載した。）

さらに、2011年7月5日には「最困窮者の医療アクセスに関する提言」を行い、CMU（全医療保障制度）、ACS（補完的健康支援）、AME（国家医療支援）制度と言った、健康保険制度を用いない各種の保護措置を10年後にゼロとし、最貧困者の医療アクセスを改善するという目標を設定した。

また、2011年10月20日には、国家、UNEDIC（全国商工業者雇用組合）、ポールアンブロワの三者で、すべての国民に適切な最低所得が保障されるようという努力目標を設定した。

さらに、「子ども」の貧困対策に関しての具体

表4 貧困対策の目標値の設定

テーマ目標	テーマ目標
金銭的貧困および社会的不平等と闘う	- 中間所得相当の60%を初期閾値とする長期間にわたる金銭的貧困率 (1) - 中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率 (2) - 中間所得相当の50%を閾値とする金銭的貧困率 (2) - 中間所得相当の40%を閾値とする金銭的貧困率 (2) - 金銭的貧困の度合い (3) - 金銭的貧困の期間の割合 (4) - 生活水準の五分位数の第1ポジションの世帯所得のうち、用途の決まった支出の割合 (5)
生活条件の諸問題の累積と闘う 子供の貧困と闘う	- 生活条件の困難さの割合 (6) - 18歳未満人口の長期間にわたる金銭的貧困率 (7) - 18歳未満人口の中間所得相当の60%を閾値とする相対的な金銭的貧困率 - 治療すべき虫歯が2本以上ある青少年の社会階層別割合の差 (8)
若年者の貧困と闘う	- 18歳から24歳人口の長期間にわたる金銭的貧困率 (9) - 18歳から24歳人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率
高齢者の貧困と闘う	- 65歳以上人口の長期間にわたる金銭的貧困率 (9) - 65歳以上人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率 - 女性75歳以上人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率 (10)
就業者の貧困と闘う	- 貧困労働者率 (11) - 雇用における不完全雇用者の割合 (12) - 年間の平均有給休暇週数 (13)
雇用アクセスを優遇する	- 世帯内の無職人口の比率 (14) - 55歳から59歳人口の標準的就職率 (15) - 60歳から64歳人口の標準的就職率 (15) - 就業中あるいは研修中の青少年人口の割合 (16) - 15歳から64歳女性人口の就職率 (17)
住宅アクセスおよび居住条件維持を優遇する	- 住宅仲介委員会から家主であるとみなされた者のうち、住宅の決定に異議を唱える権利を有する者で、住宅供給を拒否せず再び居住する者の割合 - 生活水準が低い世帯のうち、1年後に不満足であるとして別の住宅を希望する割合 (18) - 収入の四分位数による住居手当の受給者に関する中間的努力率 (19)
教育および継続教育アクセスを優遇する	- 早期中途退学者率 (20) - 社会階層別早期中途退学者割合の差 (21) - 基礎学力のあるCM2 (小学校3年生)の児童の割合 (22) - 読み書きが困難な青少年の割合 (23) - 継続教育アクセスの指標 (24)
医療アクセスを優遇する	- 全医療保障制度受給者と私費補完受給者間の、経済的理由による疾病治療の放棄割合の差 (25) - 補完的医療保障組織からの払い戻し後、自費で完済すべき医療費の支払いが残っている、十分位数の第1ポジションの世帯の努力率 (26) - 無料健康診断を受けた者のうち全医療保障制度受給者の割合
金融機関の排除と闘う	- 超過債務世帯数 (27) - 再破産の割合 (28) - 銀行口座普及率 (29)
説明：	
(1) 長期間にわたる金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の居住者の割合で算定される。その数値は基準となる期間の開始時に評価され、消費者物価指数をみこんで翌年以降に再評価される。 (2) 所得中間値相当の閾値60% (同様に50%、40%) の金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60% (同様に50%、40%) 相当の値を下回る世帯の居住者の割合をいう。 (3) 金銭的貧困の度合いは、貧困者人口の生活水準と貧困の閾値 (生活水準の60%で算出) との相対的な差 (閾値の百分率表示) で表す。	

- (4) 長期間にわたる金銭的貧困の期間の割合は、数年連続（過去3年のうち2年以上と当該年）で生活水準が貧困の閾値（60%）未満の個人の比率をいう。
- (5) 生活水準の五分位数の第1ポジションの世帯所得のうち、用途の決まった支出の割合は、最もつましい世帯全体の所得のうち、短期間では再交渉が困難で契約的な性格を持つ支出の割合の平均である（特に家賃の支払い、その他の住居にかかる支出、電話料金、給食費、テレビ視聴費、保険および金融サービス、税金と貸付金の払い戻し）。
- (6) 生活条件の困難さの割合は、定められた27項目の貧困指標のうち、8項目以上の欠落のある世帯の比率をいう。
- (7) 18歳未満人口の長期間にわたる金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の18歳未満の者の人数の比率で表される。その数値は基準となる期間の開始時に評価され、消費者物価指数をみこんで翌年以降に再評価される。
- (8) 治療すべき虫歯が2本以上ある青少年の社会階層別割合の差は、治療すべき虫歯が2本以上ある中等教育の第3学年（日本の中学3年生）の子供のうち、その父親が工具か勤め人である割合と、中間または上級管理職である割合との差である。
- (9) 18歳から24歳人口の長期間にわたる金銭的貧困率（同様に65歳以上人口）は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の18歳から24歳（同様に65歳以上）の者の比率で表される。その数値は基準となる期間の開始時に評価され、消費者物価指数をみこんで翌年以降に再評価される。
- (10) 女性75歳以上人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の75歳以上の者の比率で表される。
- (11) 貧困労働者率は、半年以上就業している者で、労働人口全体との比較で貧困な世帯に居住する者の割合をいう。
- (12) 雇用における不完全雇用者の割合は、就業者全体の中で、より多く働く意志も時間もあるパートタイム雇用者、希望に反して普段より少なく働くパートタイム雇用者の割合をいう。
- (13) 年間の平均有給休暇週数は、1年を通じて働く給与所得者を対象として算出される。
- (14) 世帯内の無職人口の比率は、60歳未満人口のうち、生産年齢にあたる者が就業していない世帯の60歳未満人口の比率をいう。考慮に入れるべき世帯は、18歳以上かつ学生でも退職者でもない者を1人以上含むものとする。学生だけで構成される世帯に居住する18歳から24歳の学生は、世帯構成分子ともみなされない。
- (15) 55歳から59歳人口の標準的就職率（同様に60歳から64歳人口）は、55歳から59歳（同様に60歳から64歳）の年齢ごと5世代の就職率の単純平均（度数による加重なし）である。
- (16) 就業中あるいは研修中の青少年人口の割合は、同世代人口のうちで就業中あるいは研修中（学生、大学生、研修生）の16歳から25歳の若者の割合である。
- (17) 15歳から64歳女性人口の就職率は、女性全体の同様の年齢区分のうち、就業者、あるいは求職者の割合をいう。
- (18) 生活水準が低い世帯のうち、1年後に不満足であるとして別の住宅を希望する割合は、その収入が生活水準の十分位数の第1から第3ポジションにあたる世帯で、低家賃住宅紹介機関に申請したが1年後に不満足を表明した割合である。
- (19) 収入の四分位数による住居手当の受給者に関する中間的努力率は、住居手当を受給する世帯のうち、住宅支出の世帯収入全体に対する割合である。
- (20) 早期中途退学者割合は、初期教育にも継続教育課程に属さず、CAP（職業適格証）かそれ以上の免状も持たない、18歳から24歳人口の、同世代人口に対する比率をいう。
- (21) 社会階層別早期中途退学者率の差は、工具または勤め人世帯のカテゴリーと、中間または上級管理職世帯カテゴリーとの比較で算出する。
- (22) 基礎学力のあるCM2（小学校3年生）の児童の割合は、および国民教育省の成績評価担当部局の定義通り、国語と算数の基礎能力のあるCM2児童の割合である。
- (23) 読み書きが困難な青少年の割合は、防衛準備の日に招集された17歳の青少年全体のうち、読み書きにいちじるしい困難をきたすか、読み書きの能力に乏しい青少年の割合をいう。
- (24) 継続教育アクセスの指標は、初等教育を終了し、BEP（職業教育免状）-CAP（職業適格証）同等かそれ以下の学業を終え、最近の3ヶ月で継続教育を続けるために行動した15歳から64歳人口の割合をいう。
- (25) 全医療保障制度受給者と私費補完受給者間の、経済的理由による疾病治療の放棄割合の差は、調査によれば、全医療保障制度受給者が申請する12ヶ月間の疾病治療断念率と、私費補完受給者のそれとの差である。
- (26) 補完的医療保険組織からの払い戻し後、自費で完済すべき医療費の支払いが残っている十分位数の第1ポジション世帯の努力率は、消費単位ごとの平均所得から見たこれら世帯が自費で完済すべき医療費の金額である。
- (27) 超過債務世帯数とは、消費法典 条文L.331-1の規定によれば、仕事の原因ではない負債に直面している誠意ある債務者にとって、明らかに完済不可能な状況にあるという特徴を持ち、かつ返済期限が切れた世帯の数をいう。
- (28) 再破産の割合は、フランス中央銀行の超過債務委員会に提出されたある年の書類のうち、新たに提出された書類の割合をいう。
- (29) 銀行口座普及率は、人口全体に対し、銀行サービスにアクセスのある者の割合をいう。

例を示すと下記のようになる。

子どもの貧困に関する認識は、公式には2004年に認知されるようになった。そして2008年に重要な政策的ステップが踏まれた。法が制定され、RSAと呼ばれる新規の最低所得基準が適用され、このときにいくつかの基準を基礎とする「貧困スコアボード」設定された。さらに市町村(County)ごとにBorough social action center, CCASの設置が義務づけられ、NGO団体などの協力を得て、貧困、社会的排除対策が実施された。

以上のように、数多くの、貧困・社会的排除に関する指標を作成し、(しかもこれらの指標作成に当たっては、政府調査機関を積極的に活用し、データベース構築の努力も行っているわけであるが、)これをCNLEという評議会を活用することを通して、政策形成に活かしている。

#### 参考文献

- 阿部彩 2002 「貧困から社会的排除へ—指標の開発と現状」『海外社会保障研究』141号 pp. 67-90.  
—— 2005 「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」国立社会保障・人口問題研究IPSS

Discussion Paper Series.12月

Edward D. Gonzalez and Alejandra Davidziuk 2005 *Children Living in Poverty: A review of child poverty definitions, measurements, and policies*, Desk Review paper for UNICEF's Conference on "Children & Poverty: Global Context, Local Solutions" Graduate Program in International Affairs New School University, April 25-27, 2005

Paugam Serge 1995 "The Spiral of Precariousness: A multidimensional Approach to the Process of Social Disqualification in France, in Room ed. 1995 *Beyond the Threshold*, Policy Press.

Janet Stephanie 2007 *Combating Poverty and Social Exclusion in France*, OECD Economics Department, Working Papers No.569.

都留民子 2000 『フランスの貧困と社会保障—参入最低保障所得 (RMI) への途とその経験』法律文化社

Walker A and Walker C. 2012 "Social Inclusion," in Maesen L.J.G. van der and Walker A. (eds.) *Social Quality*.

山崎真弓2010 「ポストモダンにおける貧困とソーシャルワークアプローチ」『社会事業研究』49号 167-171

(にしむら・しゅうぞう 国立社会保障・人口問題研究所長)

---

特集：貧困・格差を総合的、継続的に把握する指標の開発と活用—数値目標化とモニタリングのしくみ—

---

## ニュージーランドにおける公的貧困指標の開発

阿部 彩

### ■ 要旨

ニュージーランドは、統計局を中心とした公的機関において、定期的に貧困や生活水準に関する統計データを整備している。その中には、所得データに基づいた貧困率やジニ係数などの格差指標のほかに、固定貧困線を使った貧困率や社会的孤立の指標など多彩な統計が含まれている。中でも、非金銭的な貧困指標については、国際的にも先駆的な開発を行っている。社会開発省によって行われているこの指標の開発は2000年より長期間をかけて行われてきており、その間に数回の独自の社会調査を行って指標の妥当性を統計的に検討している。その上で開発された非金銭的な生活水準指標（ELSI、後にMWI）は、数回の改訂の上、現在では統計局の基幹統計調査ほか数種の政府統計調査に項目が組み込まれ、継続的に指標の公表が可能になった。

### ■ キーワード

貧困、剥奪、指標、ニュージーランド

---

### I. はじめに

ニュージーランドは、アイルランド、イギリス、欧州連合などと共に、非金銭的な貧困・格差指標の開発に力を入れている国の一つである。特に、社会開発省が1999年から携わっている生活水準研究（Living Standard Research）は、剥奪指標（Deprivation Scale）を生活水準の低い層の測定だけではなく、生活水準の高い層の測定までも含めた包括的な指標として発達させており、その点で他国の動向よりも一歩先をいった指標が開発されている。また、これらの指標を測定するための元データが、統計局や社会開発省といった公的機関の基幹統計に組み込まれている点も興味深い。しかしながら、その開発の過程は、政治や世論の動きに多大に影響されており、それらが逆風の時

にも指標の開発が継続されてきたのは、ひとえに一部の社会開発省の官僚の努力の賜物である。

ニュージーランドにおいては、公式な「貧困」の定義は設定していない（Perry 2012:87）。しかし、2002年に発表された『子どものための課題（Agenda for Children）』の中で、政府は子どもの貧困を撲滅することを宣言しており、また、閣議決定される重要公的統計のリスト（「Tier 1統計」と呼ばれている）においても、所得分布および生活困難の分野が含まれており、貧困をモニタリングすることに関しては政府としてコミットしている。ニュージーランドにおける貧困の概念は、「資源（resource）」と「結果（output）」の両方に着目するものである。「資源」とは、生活水準を保つために投入されるインプットを指しており、それを測る代表的な指標は所得である。「結果」は、実際に享受されている生活水準を指しており、そ

表1 ニュージーランドのTier 1 統計（格差・貧困に関するもの）

分野	Tier 1 統計
世帯生活水準	個人所得、世帯所得（市場所得、可処分所得）の分布（10分位）
所得再分配	世帯の再分配後所得
所得動態	所得のダイナミックス
消費	世帯消費
生活困難	主観的生活感 公的扶助
資産	個人および世帯資産
社会ネットワーク	家族や友人との交流の状況 帰属意識（Sense of belonging） 親族との関係（Whanau Connectedness）
社会参加	グループや団体へのメンバーシップ率 ボランティア活動
社会信用	他者への信頼感 機関に対する信頼感
コミュニティ	社会サポートへのアクセス

出所：Statistics NZ（2012）.

の測定には「剥奪アプローチ」などのより直接的に生活水準を測る指標が望ましい。そのため、所得ベースの指標と剥奪アプローチを発展させた非金銭的な生活水準の指標を同時に把握することが提案されている（Perry 2012:90）。

本稿では、ニュージーランドにおける格差・貧困統計に関する公的枠組みと、社会開発省における非金銭的な生活水準指標を中心に、ニュージーランドの貧困・格差指標の動向を紹介する。

## II 重要公的統計（Tier 1 Statistics）

ニュージーランドにおいては、政府が収集すべき統計データがリスト化されており、これらを「Tier 1 統計（Statistics）」と呼んでいる。Tier1統計のリストは、各省庁との協議のもと、統計局（Statistics New Zealand）が提案し、閣議決定によって承認される。この中には、既に収集している統計データも含まれるが、まだ整備されていないが、これから収集すべきと判断された統計データも含まれている。Tier1統計は、政策立案や

表2 経済的生活水準の統計に関する報告書  
2011年でカバーされた統計分野

- トピック1 賃金と給与
- トピック2 所得
- トピック3 資産
- トピック4 消費
- トピック5 経済的困難／剥奪／貧困
- トピック6 所得と資産のダイナミックス

運営のための欠かせないとされた情報であり、かつ、一般市民が高い関心を持っている統計である。Tier1統計として登録される条件として、統計的に信頼性が高いこと、長期に統計をとっていくべきものであること、国際比較が可能であること、国際機関などからの要請にこたえるものであるもの、などが挙げられている（Statistics NZ, 2012）。現時点におけるTier1統計には、「経済」から「環境」「文化」といったものまで、幅広い分野の統計が挙げられているが、その中から格差・貧困に関するものは、表1に挙げられる。

Tier1統計の選定は毎年行われており、常にアップデートされているが、毎年アップデートより長期的な視点にたつて公的統計の方向性を定めるのが、公的統計のレビューである。ニュージーランド統計法第7条は、公的統計に関するレビュー

を定期的に行うことを政府に義務づけており、政府統計局 (Statistics NZ) がこの責務を担っている。レビューにおいては、どのような政府統計データが既に存在し、どのような統計データが新たに必要か、また、重複するデータの統合や廃止が可能か、既存データをどのように改善するか、など、全省庁にまたがる統計の見直し作業が行われる。社会統計に関しては、12の分野が設定されており、それぞれの分野ごとにレビューが行われる。分野の一つである、経済的生活水準に関するレビューは、2011年に行われている (『経済的生活水準の統計に関する報告書2011 (Review of Economic Standard of Living Statistics 2011)』)。2011年のレビューでは、財務省、Reserve Bank of New Zealand、社会開発省、労働省、年金コミッション等の専門家によるアドバイザー・グループがこの作業を行った。

2011年報告書は、トピック1 (賃金と給与) からトピック6 (所得と資産のダイナミクス) まで6つのセクションが設けられている (表2)。この報告書は、データの収集についてのレビューであり、収集されたデータの具体的な活用方法については検討されていないため、これらのデータか

ら、どのような貧困・格差指標を作成するべきかについての直接的な言及はない。しかしながら、トピック5においては、賃金、所得、資産、消費といったデータでは把握できない経済的困難を測定するための非金銭的データの必要性について論じられており、以下の3つの事項を提案している。

社会開発省は：

- 国際的動向を視野において、現行の公的調査における物質的ウェル・ビーイングの非金銭的データについて、それらの活用方法や価値をレビューするべきである
- 物質的ウェル・ビーイングを計測するための調査項目のセットを提案するべきである
- これらの調査項目を収集するための最適の公的調査を提案するべきである

報告書によると、2011年の時点において、NZにおける生活困難等のデータは、表3に挙げられている公的統計調査によって収集されている。

この中で、生活困難に関するデータを取ること  
に特化しているのが、社会開発省「生活水準調査 (Living Standard Survey: LSS)」である。この

表3 ニュージーランド政府によって収集されている生活困難・剥奪・貧困の非金銭的データ

生活困難の統計を取ることを主眼としているもの	重要性
Household Economic Survey/ HES (Income) (2006年より項目追加)	High
ASSET/ TAXMOD/TAXWELL	High
New Zealand Living Standards Survey (2000, 04, 08年)	High
Survey of Family, Income, and Employment パネル調査 2002年第1回	Medium
ANZ-Retirement Commission Financial Knowledge Survey	Low
生活困難に関するデータが説明変数として収集されているもの	
Census of Population and Dwellings	Low
General Social Survey (総合社会調査)	Low
特定のサブグループに関する統計	
MSD benefits dynamics dataset	Medium
Family Tax and Benefits Research linked data	Medium
Longitudinal Immigration Survey: New Zealand	Low
Health, Work, and Retirement longitudinal study	Low
New Zealand Longitudinal Study of Ageing.	Low.

出所：Statistics New Zealand (2011)



調査は、後に述べるように、社会開発庁の非金銭的生活水準指標 (ELSI) を構築する過程で行われてきた探索的な調査であり、2000年、2004年、2008年と実施されたが、その後は他の調査に ELSI の質問項目が吸収されたため、今後の実施の予定はない (Perry 2013)。今後、ELSI の継続的なデータ・ソースとなるのが、統計局「世帯経済調査 (Household Economic Survey: HES)」である。HES は大調査が3年ごと、所得調査 (HES (I)) が大調査年の中間の年に実施される。2006年より、HES には、社会開発省が作成した生活困難指標の短縮バージョン (ELSI-SF) が作成できる25項目を調査票に含めるようになっていた。また、統計局「総合社会調査 (General Social Survey: GSS)」は、2年ごとに実施されており、2008年、2010年調査には ELSI-SF の項目が調査項目に加えられている (Statistics NZ, 2013)。さらに、2002年に始まったパネル調査である「家族、所得、就労調査 (Survey of Family, Income and Employment: SOFIE)」にも、限定的ではあるが、いくつかの非金銭的指標の元データとなる項目が含まれている。ほかにも、「健康調査 (Health Survey)」などにも、ELSI-SF の調査項目が含まれており、ELSI はニュージーランドの複数の公的統計において活用されている。

次節に述べるように、社会開発省は、2002年に最初の非金銭的生活水準指標である ELSI を開発してから、いくつかの改定を行っており、2008年には物質的ウェル・ビーイング指標 (Material Well-being Index: MWI) を完成させている。これにより、HES の2012-13年版、また、MWI の短縮版 (MWI-9) が GSS の2014年版から調査項目に含められるようになる。同時に、社会開発省の LSS 調査が2008年を最後に廃止となったため、ニュージーランドの生活困難に関する非金銭的データは、主に HES と GSS の二つの調査から、得られるようになる (Perry 2013)。

### III 社会開発庁における貧困・格差指標

NZ 政府において、生活水準、貧困、格差などの統計を管轄しているのは社会開発省 (Ministry of Social Development) である。社会開発省は、「社会報告書 (Social Report)」と「ニュージーランドの世帯所得」と題する2つの報告書において貧困・格差に関する統計データを定期的に公表している。それぞれの内容は以下の通りである。

#### 1. 社会開発省「社会報告書 (Social Report)」

「社会報告書 (Social Report)」は、ニュージーランド国民のウェル・ビーイングを多分野のデータを駆使して解説する報告書である。本報告書は、毎年発表されてきたが、政治的な理由により2010年版が最終版となっている。2010年の社会報告書では、健康、知識とスキル、仕事、経済的生活水準、市民活動・政治的権利、文化的アイデンティティ、レジャー、安全、社会交流、生活満足度の10の分野の統計を網羅している。各分野には、それぞれ1から6のデータから成り立っており、これらを並列に列挙している (表4)。異なるデータを集約して一つの複合指標を作成することはしていない。データの出所は、統計局「世帯経済調査 (HES)」、社会開発省「生活水準調査 (LSS)」のほかにも、「生活の質調査 (Quality of Life Survey)」、「ニュージーランド総合社会調査 (GSS)」、「青少年調査 (Youth 2007)」等、多岐にわたっている。

経済的生活水準の分野には、1人あたり可処分所得、所得格差 (P20/P80)、貧困率 (固定貧困線)、住宅費が可処分所得の30%以上の人の割合、住宅が狭い人の割合が挙げられている。過去の「社会報告書」には、社会開発省が開発した非金銭的生活水準指標 (ELSI) が含まれていたが、2005-06年からは、政治的な理由で削除されている。

本報告書では、貧困線を時系列的に固定して貧困率を計算する手法を用いている（固定貧困線）。2010年の報告書では、2007年が基準であり、2007年の相対的貧困線（2007年の等価世帯所得（住宅費を除く）の中央値の40%、50%、60%）をCPIで調整した値を各年の貧困線としている。国民の所得が全体的に上昇したり、下降している時は、相対的貧困線もそれに依拠して変動する。そのため、貧困層の所得が上昇していても、中間層の所得の上昇がそれよりも大きければ、相対的貧困率が上昇する。これは、相対的貧困の理論からすれば当然であるが、国民的な感覚にはパラドックスのよ

うに見える。固定貧困線を用いれば、このような問題は避けることができる。2010年の前の社会報告書においては、1998年を基準年としている。

2. 『ニュージーランドの世帯所得報告書』

『ニュージーランドの世帯所得報告書』（Household incomes in New Zealand）は、統計局の世帯所得調査（HES）のデータを用いて計算された世帯所得、所得格差、貧困率などが記載されている報告書である。本報告書は、社会開発省の公式なものではないものの、社会開発省の職員によって執筆されており、社会開発省のホームページ

表4.12 社会報告書2010年版（Social Report 2010）に含まれるデータ

人口	経済的生活水準
人口・人口増加率・地域別人口	1人あたり可処分所得
海外で生まれた人口	所得格差（P20/P80）
出生率	貧困率（固定貧困線）
人種	住宅費が可処分所得の30%以上の人の割合
家族構成	住宅が狭い人の割合
有子世帯	市民・政治活動
家屋の形態	投票率
言語	国会議員・地方議員の女性割合
同性結婚（同棲）	国会議員・地方議員のマイノリティ人種の割合
健康	差別にあったする人の割合（過去1年間）
健康寿命	汚職のレベル（国民意識）
平均寿命	文化的アイデンティティ
自殺率	NZテレビにおける地域・NZのプログラムの割合
喫煙率	マオリ語で会話できるマオリの割合
肥満率	（英語を除く）第一言語で会話できる割合
アルコール摂取（危険レベル）率	レジャー
知識とスキル	レジャーの満足度
就学前教育の参加率（3, 4歳）	運動量が十分な人の割合
高等教育終了率（NCEAレベル2以上）	演劇や文化的な活動をした人の割合
高等教育参加率（Tertiary education）	安全
成人の高等教育学歴	殺人率
成人の英語習得率	なんらかの犯罪被害にあった人の割合
就労	犯罪が心配な人の割合
失業率	交通事故の被害者の割合
就労率	社会的コネクション
平均賃金（/時間）	電話とインターネットへのアクセス（自宅）
仕事上のケガの数	別居の家族との接触が「ちょうどいい」とした割合
ワーク・ライフ・バランスの満足度	12-18歳の親と過ごす時間が「十分である」と答えた割合
生活満足度	他者を信用できる（「いつも」「殆ど」とした人の割合
生活満足度（「とても満足」「満足」）	過去1年の間、孤独と感じたことが「時々」「殆ど」「いつも」と答えた割合
	過去4か月にボランティアの活動をした割合

出所：Ministry of Social Development Social Report 2010から筆者作成。

ジに掲載されている。公式ではないものの、政治の場を始め、多くで引用され、活用されている。最新の2012年版の報告書は、2010-2011年のHousehold Economic Survey (HES) のデータをもとに計算されており、1982年から2011年の情報をカバーしている (Perry 2012)。本報告書は、HESの所得データを中心に分析されたものであるが、その第一の特徴は1982年からという長期の所得分布の動向を記載している点であろう。次節で述べる非金銭的な生活水準の統計では、このような長期の追跡が可能なデータが存在しないため、ニュージーランドの国民の経済状況を時系列トレンドを示すものは本報告書のみとなっている。本報告書は、毎年新しいHESのデータを追加してアップデートされており、次の報告書は2011-12年のHESを基に2013年中旬に発表される予定である。

表5に、2012年の報告書に含まれている指標を示す。セクションBからJは、HESの所得データを用いた世帯所得の分布の分析である。2012年報告書からは、新たにセクションKとしてHESのデータを用いた非金銭的な生活水準指標 (ELSI-SF、次節参照)、セクションJとしてSOFIEパネル調査を用いた所得階層移動と貧困動態の分析の章が含まれるようになった。

所得格差の章 (セクションD) では、所得10分位別の所得の短期的変化 (2007年から2009年、2009年から2010年) と長期的変化 (1988年から1994年、1994年から2004年) 率、世帯類型別の長期的変化、人種別の長期的変化のほかに、所得分布 (NZ\$2000ごと) の長期的および短期的変化、P90/P10、P80/P20、ジニ係数の長期的変化、所得上位1%の所得シェアの長期的変化 (国際比較)、資産のジニ係数が掲載されている。

貧困に関する分析は、概念と推計方法を説明する章、所得データによる貧困率の章、非金銭的な生活水準指標の章と3章に渡って行っている。所得データによる貧困の分析においては、固定貧困率と相対的貧困率の長期的変化 (1982年から2011年)、子どもの貧困率の短期的変化 (2001年から2011年)、貧困の子ども数の変化、異なる貧困線 (50%から95%) のSensitivity分析、貧困ギャップの長期的変化の分析がなされている。

#### IV 社会開発庁による生活水準指標

##### 1. 社会開発省における非金銭的な生活水準指標の開発の歴史

ニュージーランド社会開発庁は、これまでにいくつもの非金銭的な貧困指標を開発している。

表5 社会開発省「NZの世帯所得」2012版に含まれる指標

A	概念の整理
B	世帯所得 (平均値、中央値、世帯類型別、所得10分位、所得シェア、再分配前・後所得)
C	労働市場・公的給付 (GDP、就労率、失業率、低所得層の動き)
D	所得格差 (各層の所得の動き、ジニ係数、P80/P20率、P90/P10率等)
E	貧困・低所得・生活困難 (概念)
F	貧困率 (固定貧困率、相対的貧困率)
G	所得の動態 (1982~2011) 年齢層、性別、人種別、家族類型、子ども数別
H	子どもの状況 (1982~2011) 年齢層、性別、人種別、家族類型別
I	高齢者の所得
J	貧困・格差・資産の国際比較
K (新規)	非金銭的指標 (ELSI等) (HES)
J (新規)	所得階層移動、貧困動態分析 (SOFIEパネル調査を用いて)

出所: Perry (2012)

- ① ELSI (2002) ELSI-3
- ② ELSI-Short Form (ELSI-SF) (2005)
- ③ Deprivation Index (DEP)
- ④ Fixed Reference Index of Living Standards (FRILS) (2007)
- ⑤ Material Wellbeing Index (MWI) (2012)

ニュージーランドにおける非金銭的な生活水準指標の開発は1999年に政府によって設置された年金制度についての諮問機関である「スーパー2000タスクフォース (Super 2000Taskforce)」が、高齢者の生活水準についての包括的調査および指標作成を指示したことに始まる。その一環として、1999-2000年にかけて、高齢者、高齢マオリ、勤労世代の3つの調査が実施された。これらは、まとめて「ニュージーランド生活水準2000年調査 (New Zealand Living Standards Survey 2000、以下LSS2000)」と呼ばれている。しかし、1999年に政権が交代したこともあり、スーパー2000タスクフォースは、2000年3月に解散となり、社会政策省 (Ministry of Social Policy、後に社会開発省 (Ministry of Social Development) と改名) が本調査を継続することとなった。その結果とし

て、2001年に高齢者のみを対象とした物質的ウェル・ビーイング指標 (Material Well-being Scale、以下MWI) が発表され、その後、2002年には、勤労世代も含めた一般的な経済的生活水準指標 (Economic Standard of Living Index、以下ELSI) が開発された。

LSS調査は、2004年に第二回調査が実施され、その結果が公表されている。しかし、2004年のELSIが2000年のものより悪化したこともあり、LSS実施の継続が危ぶまれる状況となった。そこで、社会開発省では、40項目のELSIを短縮した25項目のELSIショートフォーム (ELSI-SF) を開発し、他のより継続的な公的調査にELSI-SFを含めることを統計局に働きかけた。そこで、2006-7年からは、統計局が毎年行っている世帯経済調査 (Household Economic Survey) において、ELSI-SFが含められることとなり、ELSI-SFを用いた非金銭的生活水準の計測が毎年可能となり、統計局がデータを収集し、社会開発省がその分析を行って公表するという体制が出来上がった。2000年から2004年にかけて、平均所得など殆どの所得に関する指標が改善した中で、ELSIが悪化した理由の一つは、ELSIは人々の選好や期待

表6 ニュージーランドにおける非金銭的指標の開発の歴史

1999	Super 2000 Taskforceが高齢者の生活水準を測るための包括的調査を指示。
2000	高齢者、高齢マオリ、勤労世代の3つの調査を実施(これらをまとめてNew Zealand Living Standards 2000調査)
2001	所有物の制約、社会参加制約、economising行動、深刻な金銭問題、主観的貧困の指標を1つに統合した指標を開発 (Material Well-being Scale: MWS) (高齢者のみ)
2002	New Zealand ELSI 指標の開発・公表
2004	New Zealand Living Standards 2004 調査を実施。現在の生活水準のみならず、生活水準を決定するライフヒストリー、健康、保育ケアへのアクセスなども調査
2005	ELSI - Short Formを開発
2006	Household Economic Survey (HES) 2006-7年より、ELSI-SFを含めた項目を調査
2007	ELSIを時系列分析に改良したFRILS指標の開発 (実験的)
2008	New Zealand Living Standards 2008 2004年調査より短く、物質的ウェル・ビーイングと生活困難、それらの国際比較に焦点
2009	LSS 2008を用いた報告書の発表 (ELSIほか)
	MWIの開発 (ELSIの改定版)
2012	HES 2012-13より、MWI24項目+5新規項目が調査票に加えられ、ELSI-SFの使用は廃止となった

出所：Perry (2009)

(expectation) といった要素を考慮していることがある。特にこれらに大きく影響されるのが、ELSIの中に含まれる主観的生活感の3項目である。物質的な状況が改善しても、人々の選好や期待が同時に変わると、主観的指標が悪化する可能性がある。そのため、社会開発省においては、主観的指標を除き、より精査された指標の開発に取り掛かった。この指標は、物質的ウェル・ビーイング指標 (Material Well-being Index: MWI) と名付けられ、HESの2012-13年版からELSI-SFの変数と替えられることとなった。MWIは、ELSIリストの半分と新規項目を含んでいる。その間、2008年には、HESにおけるELSI—SFのデータ収集の動きと同時に、社会開発省内の未使用予算を消化する形で、LSS2008が実施された。社会開発省は、LSS2008を用いた分析の報告書を発表しているが、その後のLSSの実施については予定されていない (Perry 2013)。

## 2. ELSIの詳細

### ① ELSIの特徴

ELSIは、Townsend (1979)、Mack and Lansley (1985)、Gordon and Pantazis (1997) らのイギリスにおける相対的剥奪指標の系列に属する指標である。しかし、ニュージーランドのELSIが、他の剥奪アプローチによる指標と異なる点は、ELSIが「貧困層」となる生活水準の底辺の分布のみならず、中間層までを含んだ生活水準の分布を測ろうとしている点にある。通常の剥奪指標は、必需品の欠如のみを勘案しているため、生活水準の最貧層の人々をidentifyするには適切であるが、中間層以上の生活水準の人々については指標がすべてゼロとなり、区別するのは難しい。最低限の必需品から、より中間層でも欠如する可能性がある物品を含めることにより、ELSIはこの問題を解決している。すなわち、ELSIは、強制された欠如 (enforced lack) だけではなく、自由選択の

制約 (restriction on freedom) を基本概念として設計されている。

ELSIが、他の剥奪指標と異なる点は以下に集約される：

- より「贅沢品」と考えられている項目を物品・社会参加の両方に加えている
- 消費の節約行動 (economizing activities) を項目に加えている (「お金を節約するために、家族が食べるべき肉の量を少なくする」「お金を節約するために、破れている衣服を着続ける」等)
- より多くの主観的指標を取り入れている
- 主観的指標にもより高い生活水準を意図した設問を取り入れている (例：あなたの日常のニーズは満たされていると思いますか?)

こうすることにより、所得と同じように社会全体を10に分割する10分位を作ることができる指標の構築を目指している。節約行動に関する項目は、特に、生活水準の動態分析をする際に有効であり、経済状況が悪くなった時に、実際にどのような項目が家計の中でカットされるのかを見ることができ。例えば、子どもがいる世帯の所得第1五分位で見ると、家族・友人へのプレゼントができなくなった率が5%から12%に上がっているが、大人の受診抑制 (医療サービスを受けるのを延期した) は変化がないというような分析が可能である。(Perry 2012, P.164)。

### ② ELSIの概要

ELSIに用いられる項目リストは、3つの条件をもとに選択されている。

- 全社会において同じように「欲される (desirable)」項目であること
- 全社会において、同じように「重要 (important)」とされる項目であること
- 生活水準のレベルと整合性がとれること (分位の途中で上がったたり、下がったりしない一同

一方向である、steep gradientがある分位がある等)

- 10分位ごとの生活水準の差が的確に捉えられていること (Discriminating Power)

この三つを確認するために、各項目について、全サンプル+8サブ・グループ(年齢(18-64,65+)、人種(マオリ、非マオリ)、カップルかシングル、子どもあり+なし) =9グループについて以下の作業を行って、指標の妥当性の検討を行っている。

物品の所有と社会参加については：

- A 「生活水準ジェネリック・スコア (generic score)」を14分位し、すべての項目について、各分位における「その項目を欲する人の割合 (want)」 = 「そのモノを持っている 又はそのモノが欲しいと思っている人の和」を

計算する

- B 同上、「その項目を重要 (important)」とされている人の割合、
- C 同上、「その項目を重要 (important) またはやや重要 (fairly important)」と回答した人の割合
- D 同上、「強制的に欠如 (enforced lack) (金銭的理由のみ)」しているとした人の割合

Economizing behaviors (消費の節約行動) については、

- A 所得10分位ごとに、「よく節約する (economising a lot)」と回答した人の割合
- B 同上、「時々節約する (economising a little)」または「よく節約する (economising a lot)」と回答した人の割合

表7 ELSIの項目リスト (全39項目)

所有の制限 (Ownership) 14項目 0=強制的欠如か1=それ以外の二値変数	社会参加 (Participation) 7項目 0=強制的欠如か1=それ以外の二値変数
電気、電話、安全なカギ、洗濯機、主要な部屋の暖房、まともなベッド、温かいふとん、冬用コート、まともな靴、まともな洋服 (best clothes)、有料テレビ、パソコン、インターネット、家財保険	特別の日の家族/友人へのプレゼント お客 (家族) を泊めるためのスペース 数か月に一度、家族/友人を自宅に呼んで食事をする 3か月に一度、ヘアカット 1年に一度の旅行 2週間に一度の外出 (交友または観劇等) 3年に1回の海外旅行
Economizing 15項目 0=よくある、1=時々、2=まったくない	主観的生活感 (self-rating) 3項目 5段階スケール (0=最悪、4=最高)
量または質が劣っている肉を購入する 新鮮な野菜・果物の量を少なくする 古着を購入 新しい服を購入するのをあきらめる 破れた服を着ている もらいものの服で済ます 寒くてもがまんする 寒さをしのぐためベッドで過ごす 医者に行くのを延期する めがねをかけないで凌ぐ 処方された薬を購入しない 家族や友人と会うのを控える 店や商店街に行く回数を少なくする 趣味に使う時間を少なくする 葬式に行くのを控える	物質的な生活水準に関する主観的生活感 生活満足度 必需品を揃えるために所得が十分か否かの自己判断

主観的生活感 (self-rating) については：

- A 所得10分位ごとに、「(自己判断による生活水準が) とても高い (high standard of living)」と回答した人の割合
- B 同上、「高い (fairly high) またはとても高い (high)」と回答した人の割合

これらを計算し、上記の3つの条件をクリアするかどうかを確認する。それらが確かめられた項目のみが、項目リストに追加される。こうやって選択された項目が、表7である。

### ③ ELSIスコアの計算方法

このようにして選出された39の項目の回答から、一つの剥奪指標 (ELSIスコア) を作るために、編み出されたのが以下の計算方法である。最初は、単純にすべての変数を二値変数に変換し、それを合算する方法を試したが、Generic Scaleとの相関が低かったため、この方法は却下された。そこで考案されたのが、いくつかの項目をダブルカウントする方法である。この結果、ELSIスコアはGeneric Scaleとの相関が高くなり、妥当と判断された。

$$\text{ELSI} = \sum_{14} (\text{所有の制限}) + 2 \times \sum_{7} (\text{社会参加の制限}) + \sum_{16} (\text{節約行動}) + 2 \times \sum_{3} (\text{主観的生活感}) - 22$$

ELSIスコアは、0から60の値をとる指標となる (0=最低、60=最高の生活水準を表す)

## V まとめと考察

ニュージーランドにおいては、社会開発省、統計局といった公的な機関において、定期的なレビューを元に公的統計の整備を行っている。そのレビューの中で、貧困と格差、生活困難の公的統計の必要性が確認され、新しい指標の開発を含めて貧困・格差統計が整備されていることは、EUや

OECDといった国際機関が採択した貧困・格差指標をそのまま自国にて取り入れている先進諸国が多い中で画期的かつ独自の試みと言えよう。

特に、社会開発省が開発した非金銭的貧困指標は、EUやOECDが用いている物質的剥奪指標 (material deprivation index) (Eurostat 2010, OECD 2008) に比べても精緻な指標であり、独自の社会調査を複数回行って指標の妥当性を検討している。また、このような試行錯誤の後に、統計局の主幹的な調査に、非金銭的貧困指標の項目が含まれるようになってきた点は興味深い。すなわち、新しい指標の開発は、一度の調査と一度の検討で完成するのではなく、数回の試行錯誤から徐々に公的統計に取り組みれていく様が、ニュージーランドの非金銭的貧困指標の開発から浮き彫りになっている。

日本においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013年6月に可決され、2014年度にかけてその大綱が制定されようとしている。その大綱には、子どもの貧困をモニタリングするための指標として、所得データを用いた相対的貧困率を補完する貧困指標開発も視野に含まれている。ニュージーランドの非金銭的貧困指標の開発は、長い年月と費用が費やされており、日本において、そのような資源と時間を投入することは難しいと考えられるが、他国の指標や既存の行政統計を並べるだけではなく、子どもの置かれた真の生活水準の把握をするために新しい指標開発のための調査と研究が実施されることが望まれる。

注

- 1) ニュージーランドの統計法第7条 (Statistics Act 1975, Section 7) 1975年  
7 Periodic reviews  
(1) The statistician shall from time to time review the collection, compilation, analysis, abstraction, and publication of official statistics prepared by his own department and by other government departments.  
(2) Any government department shall, within a

reasonable time after receiving notification in writing from the statistician that a review as provided for in subsection (1) is to be made, provide such reasonable facilities as are necessary to facilitate completion of the review.

- 2) 前回の所得・資産・消費関連の統計のレビューは1991年であった (Department of Statistics 1991)。
- 3) 政府は、社会報告書の5年毎の発表を指示しているが、社会開発省が2015年にどのような報告書を発表するかは未定である (Perry 2013)。
- 4) 2000年から2004年にかけて、平均所得などの他の指標がすべて改善された中で、ELSIのみが悪化した。この事が、当時の政府の反感を買い、ELSIが社会報告書から削除されることとなった (Perry 2013)。
- 5) 2008年の報告書までは、基準年は1998年であった。1998年から2007年に基準年を変更したのは、2007年には1998年に比べ中央値が10%以上減少したからである (Perry 2012, p.93)。
- 6) CPIは、全品目の平均CPIを用いている (Perry 2013)。
- 7) 分位別の分析においては、各分位における平均値、中央値を使う方法があるが、本報告書では各分位の一番上の所得を用いた分析方法をとっている。これは、P80/P20などの方法により整合的である (Perry 2012, p.67)。
- 8) 脚注4を参照のこと。
- 9) 社会開発省は、HESの2010-11年調査を用いた分析を、『ニュージーランドの世帯所得報告書2011年版』に加えている。
- 10) HES2012-13は現在調査実施中 (2013年3月時点)。
- 11) 生活水準Generic Score は、「生活水準」というlatent variableが存在するとの仮定により、unidimensionalな指標をConfirmatory Factor Analysisで統計的に検出したもの。

#### 参考文献

Department of Statistics (1991). *Report of the review committee on income and wealth statistics*. Wellington: Statistics NZ.

Eurostat (2010b). Material deprivation rate Available from

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu>

Gordon, D. and Pantazis, C. (1997) (Eds.) *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate: Aldershot

Mack, J. and Lansley, S. (1985) *Poor Britain*, London: George Allen & Unwin

Ministry of Social Development (2010) *The Social Report 2010*, Wellington, NZ: Ministry of Social Development.

<http://socialreport.msd.govt.nz/documents/the-social-report-2010.pdf> (last access 2013/3/11)

Ministry of Social Development (2005) *Social Report Indicators for Low Incomes and Inequality Update from the 2004 Household Economic Survey*. (Prepared by Bryan Perry)

<http://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/monitoring/indicators-low-income-inequality/index.html> (last access 2012/10/12)

OECD (2008). *Growing unequal: income distribution and poverty in OECD countries*. Paris: OECD.

Perry, B. (2009) *Non-income measures of material wellbeing and hardship: first results from the 2008 New Zealand Living Standards Survey with international comparisons* (Background and key findings; working paper 01/09). Wellington. Ministry of Social Development. Available from [www.msd.govt.nz](http://www.msd.govt.nz)

Perry, B. (2012) *Household incomes in New Zealand: Trends in indicators of inequality and hardship 1982 to 2011*, Ministry of Social Development, August 2012. ISBN 978-0-478-33552-1

Perry, B. (2013) Personal communication, 2013/3/11.

Statistics New Zealand (2011). *Review of economic standard of living statistics 2011*. Wellington: Statistics New Zealand

Statistics New Zealand (2012) Tier 1 Statistics 2012, Wellington: Statistics NZ. [www.statisphere.govt.nz/tier1-statistics.aspx](http://www.statisphere.govt.nz/tier1-statistics.aspx)

Statistics NZ (2013) Personal communication, 2013/3/12

Townsend, Peter (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane.

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部長)



## 子どもウェルビーイング指標に関する国際的動向

竹沢 純子

### ■ 要旨

近年、国際機関や政府において、子どもウェルビーイング指標（CWI）の開発が進められている。同指標は、子どもの貧困率をはじめとする金銭・物質面に加えて、子どもの生活に影響を与える教育、健康、安全、生活環境等の多様な要因の包括的理解を促し、子どもが置かれた状況に目を向けさせるものである。国際機関では、国連ユニセフ、OECDが公表している。一方、政府による開発として、アメリカでは1994年大統領令により子ども関連統計の所管部局が連携してCWIを作る仕組みが整った。スウェーデンでは2003年より子どもの権利条約の履行監視を目的として、子どもオンブズマン局と統計局が連携し作成している。イギリスは2010年より国民全体を対象としたウェルビーイング指標の一環としてCWIの開発を進めている。政府がCWI開発に未着手の日本にとり、各国政府の取り組みから学ぶことは多い。

### ■ キーワード

子どもウェルビーイング指標（CWI）、国連ユニセフ、OECD、アメリカ、スウェーデン、イギリス

### I. はじめに

子どもウェルビーイング指標（Child Well-being Indicator/Index、以下CWIと略）とは、子どもの貧困率をはじめとする金銭・物質面に限った議論ではなく、子どもの生活に影響を与える教育、健康、安全、生活環境等の多様な要因の包括的理解を促し、子どもが置かれた状況に目を向けさせるものである（Bradshaw et al.2006）。

近年、国際機関が報告書（UNICEF2007;2013,OECD2009）を公刊し、そのランキング結果は多くの国で議論を呼び起こしている。さらにアメリカ、スウェーデン、オーストラリア、カナダ等の政府においても独自のCWIが作成されているほか、イギリスや台湾等でも開発が進められている<sup>1)</sup>。

こうした国際的な動向から日本は取り残されている。日本は上記国際機関によるCWI報告書に含

まれるものの、指標の基となる国際比較調査に参加のため欠損指標が多く、十分な国際比較ができない。また、政府がCWIを作成公表する動きはこれまでなかった。本稿では、国際機関や各国政府の取り組みを概観し、日本への示唆を得ることを目的とする。

構成は次の通りである。まずIIで国際機関、つぎにIIIで各国の取り組み（アメリカ、スウェーデン、イギリス）を取り上げ、CWIの開発経緯、作成機関、指標項目等を概観し、各々の特徴を整理する。最後のIVで日本のCWI開発に向けての課題を考察し結びとする。

### II. 国際比較可能な子どものウェルビーイング指標—開発経緯と指標の実際

本節では、1で国際比較可能なCWI開発の経緯、2で国際機関（国連、OECD）によるCWIを紹介する。

表1 国際機関および各国政府における子どものウェルビーイング指標の一覧

実施主体	国際機関			アメリカ	スウェーデン	イギリス
	ユニセフ・イノヴェンテ イ研究所	ユニセフ・イノヴェンテ イ研究所	OECD			
公表物	Child poverty in perspective: An overview of child well-being in rich countries view (Innocenti Report Card series 7),2007	Child well-being in rich countries: A comparative view (Innocenti Report Card series 11),2013	Doing better for children,2009	America's Children in Brief: Key National Indicators of Well-being	Max18 (ウェブサイトで公表)	未公表 (検討作業中)
対象・単位	国際比較	国際比較	国際比較	国	国、地域別比較	国
調査対象年	2000年代前半	2000年代後半	2000年代前半	1997年から毎年刊行。時系列データあり。	2012年より公開。時系列データあり。	未公表 (検討作業中)
表示形式	指数 (総合、分野別)	指数 (総合、分野別)	指数 (分野別のみ)	指標	指標	不明
分野	6分野 1. 物質的ウェルビーイング 2. 健康と安全 3. 教育ウェルビーイング 4. 家族と仲間関係 5. 行動とリスク 6. 主観的ウェルビーイング	5分野 1. 物質的ウェルビーイング 2. 健康と安全 3. 教育 4. 行動とリスク 5. 住居と環境	6分野 1. 物質的ウェルビーイング 2. 住居と環境 3. 教育 4. 健康と安全 5. リスク行動 6. 学校生活の質	8分野 1. 人口的背景 2. 家族と社会環境 3. 経済状況 4. 医療ケア 5. 物理的環境と安全 6. 行動 7. 教育 8. 健康	6分野 1. 経済 2. 健康 3. 教育訓練 4. 安全 5. 参加 6. 支援と保護	10分野 1. 個人的ウェルビーイング (生活満足度等) 2. 家族や友人関係 3. 健康 4. 学校、仕事、余暇とそのバランス 5. 生活環境 (住居、地域環境) 6. 個人の経済状態 (所得や資産) 7. 教育とスキル 8. 一国経済状況 (1人あたり国民所得) 9. ガバナンス (民主主義) 10. 自然環境

出典：UNICEF (2007・2013)、OECD (2009)、スウェーデンは子どもンブズマン局のMax18サイト (<http://www.barnombudsman.se/max18/>) イギリスはTheodore (2013)、アメリカはFederal Inter-Agency Forum on Child and Family Statistics (2013) より作成。

## 1. 子ども権利条約から国際機関によるCWI開発に至る経緯

1989年に国連子どもの権利条約が採択された。同条約に基づき、子どものウェルビーイングは「子どもの権利の実現およびすべての子どもがその能力、潜在能力やスキルを生かせる機会の達成」と定義され (Bradshaw et al.2006:8)、本概念を測定可能なものとしたのがCWIである。同条約における、子どもの基本的人権、すなわち生存、発達、保護、参加に関する具体的な規定は、国際機関におけるCWIの分野、項目選定の理論的基礎となった<sup>2)</sup>。条約の批准により各国政府が原則同意している結果、子どもの生活の如何なる側面をCWIとしてとらえるかについての各国の見解の不一致が減り、開発をスムーズに進めるために大きな役割を果たしたといわれる (OECD2009)。

条約を機に、国際比較可能なCWI開発を目指した最初の取り組みが、1996年にスタートしたCWI国際比較研究プロジェクト<sup>3)</sup>である。これはすでに独自のCWI開発を進めていたアメリカ等の研究機関、非営利団体を中心とする20カ国、35名の研究者が集結し、CWIの国際的な共通枠組み作りを目指すものであった。同プロジェクトでは、CWIに組み込むべき分野として5分野 (1. 安全と身体的状況、2. 個人としての生活、3. 市民としての生活、4. 経済的資源と分配、5. 子どもの活動)、50指標の選定を行ったが、適切な国際比較データ不足のため、実際に数値を使った国際比較の公表には至らなかった。

2000年代以降においては、EU社会的排除指標をめぐる動きがCWIを促した。EUは2001年よりラーケン指標と呼ばれる貧困・社会的排除指標<sup>4)</sup>の作成を開始した。当初、同指標において子どもに関する指標はわずかに1つ (子どもの貧困率)であった。それに対し、「社会統合に関する報告書」 (Atkinson, et al.2005) が同指標における子どもの主流化 (mainstreaming) を提言し、子どもの貧

困率をはじめとする金銭的指標のみでは子どものウェルビーイングを十分捉えられないと問題提起した。この報告書を受けてラーケン指標に子どもの教育達成指標が追加された。これに対しBradshaw et al. (2006) はラーケン指標への子どもの指標追加はまだ不十分であること、利用可能なデータはもっと存在し、子どもに焦点をあてた国際比較の拡充は可能であることを、EU25カ国のCWI国際比較の公表により示した。

その後、EUは2008年に子どもの貧困と子どものウェルビーイング特別委員会 (EU Task-Force on Child Poverty and Child Well-being) を設置し、その報告書においてEU各国がCWIとして整備すべき7分野を示した (1. 所得保障と物質的状況、2. 住宅、3. 教育、4. 健康、5. リスク行動、6. 社会参加と社会関係、家族環境、7. 地域環境)。しかしながら、EUとしてCWI国際比較指標を整備、公表することは目的とせず、7分野に沿って各国がそれぞれ整備を進めるべきとの立場であった。2008年委員会の後継であるEU雇用・社会的包摂・機会均等総局による報告書 (TARKI 2010) においては、上記7分野の指標項目と使用する統計の具体案が示された。2011年以降、EU共通のCWI作成に向け進展がみられる (高橋2013)。

## 2. 国際機関が作成する国際比較可能なCWIの実際

上述のBradshaw et al. (2006) をモデルとして、国際機関である国連ユニセフ、OECDがCWI国際比較を発表した (UNICEF2007,OECD2009)。以下ではこれらの国際比較を紹介する。

### (1) 国連ユニセフ

国連ユニセフ・イノチェンティ研究所では2000年より先進国の子どもたちの状況を調査・分析した報告書シリーズを刊行している。CWIの国際比較はこのシリーズにおいてこれまで二回取り

上げられた。最初は2007年刊『Report Card7（以下RC7）』であり、これと同様の枠組みで6年後の2013年に『Report Card 11（以下RC11）』が公表された。

これらはともに子どものウェルビーイングの定義（子どもの権利の実現およびすべての子どもがその能力、潜在能力やスキルを生かせる機会の達成、Bradshaw et al.2006:8）に基づき、指標分野、項目が選定された。RC7は6分野40指標、RC11は5分野26指標から成る（表2）。RC11ではRC7の「家族と仲間関係」項目が削除となった。またRC7の「主観的ウェルビーイング」もRC11では削除されたが、これはRC11において報告書第2部に移されたためである。この主観的指標の扱いがRC7とRC11で最も大きく変わった点である。RC7では、客観的指標（貧困率、低体重出生率、喫煙率等）と主観的指標（生活満足度、学校生活における人間関係に関する意識など）を総合したCWIであったのに対し、RC11では客観的指標（第1部）、主観的指標（第2部）に分けており、前者の客観的指標に限ってCWIの総合評価指数を出しランク付けしている。第1部、2部に分けた理由について、UNICEF（2013）は客観的指標と主観的指標は相関が高いためと説明している。

日本はRC7において40指標中20指標、RC11において26指標うち15指標が欠損している。RC11の分野別、および総合ランキングは、全指標のうち75%以上の指標が充足された国のみを対象としている（UNICEF2013:8）。そのため欠損が多く75%基準を下回る日本はランキング対象外とされ国際比較が行えない。

## (2) OECD

OECD（2009）では、次の基準に沿って6分野、21指標が選定された（表3）。まず「子ども中心」とは、権利条約に基づく考え方で、子ども自身のウェルビーイングを計測しているか否かという視点

である。平均可処分所得、貧困率は、世帯単位の指標であり、直接子どものウェルビーイングを測るものではないため、子ども中心には該当しないが、それ以外は該当する指標が選ばれている。次に「対象年齢」は各分野の指標選定に際しては0-19歳をなるべくカバーするよう留意したが、教育、リスク行動、学校生活の質は年齢層が中高生に偏っている。「政策との関連」は、政策との関連が明らかな指標を選ぶというOECDの考え方に沿って、関連が中程度、あるいは高い指標のみ選ばれていることがわかる。政策との関連が不明瞭は生活満足度等は指標から除かれている。「データが無い国」に示されているとおり、日本のデータが無いのは21指標中5指標であり、これらはいずれも日本が不参加のHBSC調査<sup>5)</sup>を出所とするものである。

表3の最右列は、各分野、および下位指標項目における日本の順位である<sup>6)</sup>。各分野別で概ね上位を占めるのは北欧諸国である。日本に関しては、「物質的ウェルビーイング」が30カ国中22位と低いが、「教育的ウェルビーイング」「健康と安全」「リスク行動」においては上位の指標もある。特に「リスク行動」は第2位であるが、これは10代の出産率が低いことによる。このようにCWIとして各分野を一覧することにより、日本の長所、短所が見えてくる。国際比較でみた日本の貧困率の高さが広く知られる所となっているが（阿部2008；厚生労働省2009）、他の分野、たとえば教育や健康面では良い状況にあることは注目される。

## Ⅲ. 政府による子どもウェルビーイング指標作成の取り組み

政府がCWIを作成する例として、アメリカ、スウェーデン、イギリスがある。<sup>7)</sup>以下では、これらの国々におけるCWI開発の背景、作成機関、指標項目等を紹介する。

表2 ユニセフレポートカード7と11の指標項目

レポートカード7		
1 物質的ウェルビーイング	相対的所得貧困率 剥奪状況 (自己申告)	等価平均所得の50%未満の世帯に属する子どもの割合 家族財が低水準にある子どもの割合 教育財が低水準にある子どもの割合 家庭に10冊未満の本しかないと申告した子どもの割合 就業している成人がいない世帯に属する子どもの割合
2 健康と安全	無職世帯 0-1歳児の健康 予防接種	出生千対1歳到達までに死亡する乳児数 低体重 (2500g未満) の出生児数の割合 麻疹の予防接種を受けた12-24ヶ月の児童の割合 DPT (ジフテリア、百日咳、破傷風) の予防接種を受けた12-24ヶ月の児童の割合 ポリオの予防接種を受けた12-24ヶ月の児童の割合
3 教育ウェルビーイング	安全 15歳時点での教育達成	0-19歳人口10万人あたり事故や病気死亡数 読解力の平均点 数学力の平均点 科学力の平均点
4 行動とリスク	基礎教育以上の状況 雇用への移行 健康行動 暴力経験 リスク行動	教育を継続している15-19歳の割合 15-19歳のニート割合 低スキルの仕事に就くことを望む15歳の割合 朝食を摂る子どもの割合 果物を毎日食べる割合 体を動かす割合 体重過重の割合 最近12ヶ月に暴力に巻き込まれた11、13、15歳の割合 最近2ヶ月にいじめ・脅迫にあった割合 喫煙している15歳の割合 二回以上飲酒経験ありの割合 大麻使用の割合 15歳までに性行為経験ありの割合 コンドーム使用割合 10代の出生率
5 家族と仲間関係	家族構成 家族関係	ひとり親家庭である子ども割合 ステップファミリー (連れ子再婚) である子どもの割合 一日のメインの食事を週一回以上両親と食べると回答した子どもの割合
6 主観的ウェルビーイング	仲間関係 健康 個人的ウェルビーイング 学校生活	親が子どもと話すだけの時間を持ってくれると答えた子どもの割合 親切で助けてくれる友人がいると回答した11,13,15歳の子どもの割合 自分の健康状態を「普通」「悪い」よりも上のランクの回答とした割合 生活満足度が中程度よりも上のランクの回答とした割合 「学校で疎外されていると感じるか」との間に「はい」と答えた生徒の割合 「学校では気後れし居心地が悪いと感じるか」との間に「はい」と答えた生徒の割合 「学校で孤独だと感じるか」との間に「はい」と答えた生徒の割合 学校がとてとても好きと回答した子どもの割合
レポートカード11		
1 物質的ウェルビーイング	金銭的剥奪 物的剥奪	相対的子ども貧困率 相対的子ども貧困ギャップ 子どもの剥奪率 低家庭財率
2 健康と安全	出生時の健康 予防サービス 死亡	乳幼児死亡率 低体重出生率 予防接種
3 教育	参加状況	1-19歳の10万人あたり死亡率 就学前教育 15-19歳の教育継続率 15-19歳のニート率 PISA スコア
4 行動とリスク	達成度 健康行動 リスク行動	肥満率 学校のある日毎日朝食を食べている者の割合 (11、13、15歳) 毎日果物摂取する者の割合 (11、13、15歳) 毎日中～高位の運動を1時間以上行っている者の割合 (11、13、15歳) 10代の出生率 週一回以上喫煙者の割合 (11、13、15歳) 二回以上泥酔した経験があると回答した割合 (11,13,15歳) 最近12ヶ月で麻薬を使用したと回答した割合 (11,13,15歳)
5 住居と環境	暴力 住居 環境の安全性	最近12ヶ月で一度以上身体的けんかに巻き込まれたと回答した割合 (11,13,15歳) 最近数ヶ月で一度以上学校でいじめられたと回答した割合 (11,13,15歳) 1人あたりの部屋数 複数の住居問題(①屋根・壁・床等の破損、②日当たりが悪い、③風呂・シャワー無、④共用でない屋内水洗トイレのうち、一つ以上問題があると回答した割合) 他殺率 大気汚染

出典：UNICEF (2007;2013) より作成。

表3 OECDの子どもウェルビーイング指標項目

	子ども中心	対象年齢	政策との関連	調査年	データ出所	カバーする国数 (OECD加盟国)	データが無い国	日本の順位
1 物質的ウェルビーイング 平均可処分所得 貧困世帯にいる子ども 教育的剥奪	×	0-17 0-17 0-17 15	高 高 中	2005 2005 2006	OECD Income distribution database OECD Income distribution database OECD Program for International Student Assessment (PISA) database	30 30 30		22 9 19 27
2 住宅と環境 過密 地域環境	○	0-17 0-17	高	2006	EU22カ国：The Survey on Income and Living Condition (EU-SILC (日本：社人研実施「社会生活調査」) EU22カ国：The Survey on Income and Living Condition (EU-SILC (日本：社人研実施「社会生活調査」)	26 24	カナダ、韓国、スイス、トルコ カナダ、韓国、スイス、ニュージーランド、メキシコ、トルコ	16 15 20
3 教育ウェルビーイング 教育達成	○	15-19 15	中	2006	OECD Program for International Student Assessment (PISA) database	30		11 7
教育達成の格差 若者ニート率	○	15 15-19	中 高	2006	OECD Program for International Student Assessment (PISA) database OECD Education at Glance	30 28	アイスランド、韓国	13 23
4 健康と安全 出生1千対乳児死亡率 低体重出生率 母乳率 予防接種 (百日咳) 予防接種 (麻疹) 運動	○ ○ ○ ○ ○ ○	0-19 0 0-1 0 2 2 11-15	中 中 高 高 高	2005 2003-2005 1998-2006 2003-2005 2003-2005 2005-2006	OECD Health at Glance OECD Health at Glance OECD Health at Glance OECD Family Database OECD Health at Glance WHO the Health Behaviour in School-aged Children (HBSC)	30 30 29 29 29 25	ポーランド ルクセンブルグ ルクセンブルグ 日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド トルコ トルコ	13 4 29 6 19 15 n.a.
5 リスク行動 喫煙 飲酒 若年出産	○ ○ ○ ○	0-19 13-19 15 13-15 15-19	中 高 中 中	2001-2006 2001-2006 2005-2006 2005-2006 2005	WHO Mortality database WHO Mortality database WHO the Health Behaviour in School-aged Children (HBSC) WHO the Health Behaviour in School-aged Children (HBSC) World Development Indicators	29 29 24 24 30	日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、トルコ 日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、トルコ	3 19 2 n.a. n.a.
6 学校生活の質 いじめ 学校が好きか	○ ○ ○	11-15 11-15 11-15	中 中 中	2005-2006 2005-2006 2005-2006	WHO the Health Behaviour in School-aged Children (HBSC) WHO the Health Behaviour in School-aged Children (HBSC) World Development Indicators	24 24 30	日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、トルコ 日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、トルコ	n.a. n.a. 1
	○	11-15	中	2005-2006	WHO the Health Behaviour in School-aged Children (HBSC)	25	日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ	n.a.

出典：OECD (2009) Table2.3等より作成。

### 1. アメリカ

アメリカでは政府に先駆けて、二つの財団が指標を作成してきた。一つは子ども発達財団（Foundation for Child Development）であり、最新2012年報告書では、1975-2011年の7分野28指標が公表され、分野毎、および総合指数により時系列変化をみることができる。もう一つのアニー・ケーシー財団（The Annie E. Casey Foundation）では、1990年よりKIDS COUNTの名称で、子ども関連主要10指標について、一国単位のほかに、州別、郡別データを公表している<sup>8)</sup>。

両財団から協力を得て、政府がCWI作成に着手したのは1990年代のことである。1994年の大統領令<sup>9)</sup>に基づき、子どもと家族の統計に関する関係機関フォーラム（The Federal Inter-Agency Forum on Child and Family Statistics）が設置され（表4）、8分野（人口的背景、家族と社会環境、経済状況、

医療、物理的環境と安全、行動、教育、健康）の指標（表5）に関する報告書を大統領へ提出することが義務づけられた。大統領令は「環境健康リスクおよび安全リスクからの子ども達の保護」がタイトルである。環境健康リスクおよび安全リスクとは、子ども達が接触または摂取する空気、水、土壌、製品等の成分に起因する健康・安全リスクを意味する。同令の1から5節はこうしたリスクに連邦政府挙げて対応するために17関係機関の長官等から成るタスクフォースの設立やデータの収集等が規定されている。最後の6節が上述の子どもと家族の統計に関する関係機関フォーラムの規定である。子どもの環境・安全リスクへの対応を主とする大統領令の一部として、幅広く子どものウェルビーイングを把握するCWI整備が位置づけられた点は注目される。

### 2. スウェーデン<sup>10)</sup>

スウェーデン政府は2003年より子どもの権利条約の履行状況を把握する目的で、指標の開発を開始した。スウェーデンの子ども政策は、子ども権利条約を基盤としており、指標も同条約を基礎として作成される。スウェーデン統計局は2010年より6分野45指標（表6）を定期的に更新すると共に、過去の時系列データ整備作業も担当している。この作業は、子どもオンブズマン局<sup>11)</sup>と共同で行われ、指標は同局のウェブサイト上<sup>12)</sup>で2012年より公表されている。同サイトでは、国レベルだけでなく、郡、市別についてもデータが整備されている。

### 3. イギリス

イギリスにおけるCWI作成は民間非営利団体が先駆けであり、Save the Childrenがヨーク大学の協力を得て、2002、2005年に公表している。一方、政府では2003年からのEvery Child Matters政策のアウトカム指標として5分野25指標が設定された。さらに2009年には、地方自治省が地域別

表4 アメリカの子どもと家族の統計に関する関係機関フォーラム 構成機関

農務省	農業経済研究局
商務省	国勢調査局
国防総省	軍人社会・家族政策課
教育省	教育統計局
保健社会福祉省	家庭局
	保健政策研究評価局
	国立子どもの健康と発達研究所
	母子保健部
	保健統計センター
	国立精神保健研究所
	計画評価局
	青年健康局
虐待精神衛生局	
住宅都市開発省	政策開発研究局
司法省	司法統計局
	国立司法研究所
	未成年侵犯防止局
労働省	労働統計局
	女性局
運輸省	高速道路安全局
環境保護庁	子ども健康保護局
行政管理予算局	統計科学政策課

出典：Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics（2013）より作成。

表5 アメリカの子どもウェルビーイング指標項目

1 人口的背景	子どもの人口 総人口に占める子どもの割合 人種民族の構成	0-17歳人口 0-17歳人口割合 0-17歳の人種民族構成 非ヒスパニック 白人 黒人 アメリカンインディアン、アラスカ原住民 アジア系 ハワイ原住民、他の太平洋島嶼民 ヒスパニック
2 家族と社会環境	家族構造と子どもの生活環境 非婚女性の出産 子どものケア 少なくとも片方が外国生まれの親の子ども 家庭で話す言語と英会話の困難さ 未成年の出産 虐待	0-17歳のうち両親と同居の子ども割合 15-44歳の非婚女性の出産率 全出産に占める非婚女性の出産率 母親が就業している0-4歳のうち、主たるケアが親族によるものである割合 3-6歳児のうち、幼稚園未就園で、施設ケアを受けている割合 0-17歳のうち両親と同居の子ども割合少なくとも片方が外国生まれの子どもの割合 5-17歳のうち家庭で英語以外の言語を話す割合 5-17歳のうち家庭で英語以外の言語を話し、英会話が困難な子どもの割合 15-17歳女性の出産率 0-17歳のうち虐待を受けたことが確認された子どもの割合
3 経済環境	子どもの貧困と世帯所得 安定した親の雇用 食料欠乏	0-17歳のうち貧困状態にある子どもの割合 少なくとも片方の親が年間フルタイム就労である0-17歳の子どもの割合 農業省調査により食料欠乏に分類された世帯にいる0-17歳の割合
4 医療ケア	医療保険カバレッジ 通常の医療利用 予防接種 口腔ヘルス	年間のうちある時期は医療保険にカバーされている0-17歳の子どもの割合 通常利用出来る医療ケアがない0-17歳の割合 19-35ヶ月の子どもで計16回の接種をした割合 昨年歯医者に行った子どもの割合
5 物理的環境と安全	屋外の空気質 喫煙環境 飲料水の安全 子どもの血中鉛量 住宅問題 暴力の犠牲となる子ども 子どものけがや死亡	一つ以上の大気汚染のレベルが許容以上の地域に住む0-17歳の割合 血中にニコチンが検出された4-11歳の割合 飲料水の水準を全て満たしていない公共水道システムを利用する子どもの割合 鉛血中濃度が10 $\mu$ g/dl以上である1-5歳児の割合 住居費負担が重く、混雑し物理的に十分な住宅でないと感じた0-17歳の子どもがいる世帯 12-17歳で深刻な暴力の犠牲になった子どもの割合 1-4歳の子どもの死亡率 5-14歳の子どもの死亡率 15-19歳のうちけがで死亡した割合
6 行動	常習喫煙 アルコール摂取 性的行動 深刻な暴力犠牲を伴う犯罪	過去30日毎日喫煙したと回答した生徒の割合 (8年生、10年生、12年生) 過去2週間連続で5杯以上のアルコールを飲んだと回答した生徒の割合(8年生、10年生、12年生) 過去30日間で不法ドラッグを使用したと回答した生徒の割合 (8年生、10年生、12年生) 性交渉経験があると回答した高校生の割合 深刻な暴力犠牲者を伴う犯罪を犯した12-17歳の割合
7 教育	家庭での読みきかせ 数学と読解の達成度 高校生の科目選択 高校の修了 ノート 大学入学	先週家族によって毎日読み聞かせをしてもらった子どもの割合 4年生、8年生、12年生の数学と読解の平均スコア 高卒者のうち、数学、科学、英語、外国語のそれぞれについて上級コースワークを終了した割合 18-24歳のうち、高校を修了者の割合 16-19歳のうち在学も就業もしていない者の割合 高卒後直ちに10月に大学に入った者の割合
8 健康	早産と低体重出生 幼児死亡率 感情・行動面の困難 青年期うつ 行動制限 食事スコア 肥満 ぜんそく	37週以前に生まれた子どもの割合 2500グラム以下で生まれた子どもの割合 1歳前に亡くなった子どもの割合 4-17歳で深刻な感情、集中力、行動面、他人との関わりにおいて問題があると親が回答した子どもの割合 12-17歳でうつがある子どもの割合 5-17歳で一つ以上の深刻な健康状態により行動の制限がある子どもの割合 2-17歳の子どもの平均食事スコア 6-17歳で肥満の割合 0-17歳ぜんそく持ちの子どもの割合

出典：Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics (2013) より作成。



表6 スウェーデンの子どもウェルビーイング指標項目

1 経済	貧困世帯に住む子ども 低所得で急な現金出費への支払いが出来ない世帯に住む子ども 10ヶ月以上公的扶助を受けている世帯に住む子どもの割合 自分の部屋がない家に住む子どもの割合
2 健康	16-17歳で肥満の割合 乳幼児死亡率 低体重出生率 3, 6, 12歳児のうち、虫菌ありの割合 精神面の問題がある10-18歳の割合 心理的要因により週一回以上頭痛、胃痛、不眠がある10-18歳児の割合 9年生と高校2年生で月に一回以上大量飲酒をしている割合 9年生と高校2年生で喫煙している割合 9年生と高校2年生で薬物使用経験あり割合 9年生と高校2年生で過去30日で薬物使用経験あり割合
3 教育訓練	高等学校に入学可能な基礎力を身につけて初等学校を卒業した者の割合 初等学校の各教科の目標グレードを達成した子どもの割合 大学入学資格を高校卒業時に得ている子どもの割合 9年生でPISAの数学スコアが平均以上の割合 9年生でPISAの読解スコアが平均以上の割合
4 安全	就学前教育、家族デイケア、レクリエーションセンターにおける教員と子どもの割合 初等学校等における生徒100人当たりフルタイム教師の教 教員養成大学の卒業生のうち小中学校のフルタイム教師の職に就いた者の割合 教員養成大学の卒業生のうちフルタイム小学校教師あるいは保育士の職に就いた者の割合 特別支援学校教育養成大学卒業生のうち、フルタイムで特別支援学校の教師に就いているものの割合 4-6年生のうち他の生徒にいじめられていると答えた子どもの割合 4-6年生のうち教師にいじめられていると答えた子どもの割合 4-6年生のうち学校がよい学習環境であると答えた子どもの割合 4-6年生のうち学校で虐待されたことがあると答えた子どもの割合 4-6年生のうち学校の授業中に他の生徒に妨害されたことがあると答えた子どもの割合
5 参加	学校に対し影響力があると考える4-6学年の子どもの割合 毎日ニュースを確認している10-18歳の子どもの割合 余暇に毎日本を読む子どもの割合10-18歳の割合 音楽や芸術活動に参加している3-6学年の生徒の割合 過去6ヶ月間で余暇に文化的活動(劇場、映画、博物館、図書館、コンサート等)を行った10-18歳の割合 クラブや団体のスポーツ活動に週一回以上参加している10-18歳の子どもの割合 スポーツやスカウト等の余暇的組織活動に週一回以上参加している10-18歳の子どもの割合
6 支援と保護	自宅以外でケアを受けている子どもの割合 6ヶ月以上児童養護施設に入っている子どもの割合 児童養護施設を退所した12ヶ月以内に再び入所した子どもの割合 9年生で、過去12ヶ月に犯罪を犯した子どもの割合 9年生で、過去12ヶ月に犯罪犠牲者となった子どもの割合 15-17歳で刑罰を受けた者の割合

出典：Barnombudsmannen (子どもオンブズマン局) サイト (<http://www.barnombudsmannen.se/max18/>) より作成。

剥奪指標の枠組みの下、地域別CWIを作成公表している。国家統計局では2010年からMeasuring National Well-being (MNW) プログラムを開始し、国民全体を対象としたウェルビーイング指標の開発が進められ2011年に試行版が公表された。MNW作成をめぐる議論の中で子どもを対象とするウェルビーイング計測の重要性が指摘されたことを受けてChildren and Young People's Well-being Advisory Groupが設置され、大学教授、民間非営利団体等をメンバーとして検討が進められた。MNWの10分野に沿った子どもに関する指標の検討がなされ、最新の2013年1月報告書においては、各分野の統計指標の候補が挙げられ、各指標の調査サンプル、年齢、質問文等の一覧表が示されている(Theodore2013)。

#### IV. おわりに

本稿では、近年の国際機関およびスウェーデン、アメリカ、イギリス政府で行われているCWI開発の背景、実施機関、指標項目等を概観した。日本政府はいまだ作成していないが、実現の道筋を各国政府の例を参考に考えてみたい。

まずスウェーデンは子ども権利条約を政策の基礎におき、条約履行監視目的のもと、CWI開発が進んだ。日本も批准はしたが、権利条約を子ども政策の基礎として政府挙げて取り組む機運は低い。そのためわが国が近い将来スウェーデンのように権利条約を基礎にCWIを開発する可能性は期待薄である。次に、イギリスのように、国民全体を対象としたウェルビーイング指標の枠組みの下で子どもに焦点をあてたCWIを作成する方向性も考えられる。しかしながら、わが国で民主党政権時に進められた、国民全体を対象とする幸福度指標、貧困・格差指標の開発は、政権交代により頓挫している。

日本にとり最も参考となるのはアメリカの取り

組みである。同国では子ども環境健康政策に関する大統領令の一節にCWI作成が盛り込まれた。子どもの権利条約を批准しておらず、かつ子どもへの公的支出も低水準であるアメリカにおいては、子どもの権利や貧困対策の観点からではなく、健康政策の一端としてCWI作成が進んだことは興味深い。一方、日本では2013年成立した子どもの貧困対策法に基づき、今後貧困関連指標の検討がなされる。指標候補の子どもの貧困率や生活保護受給世帯の子の進学率等、経済や教育分野を核として、さらに子どもの生活を包括的に把握するCWI作成へと進展することを期待したい。

子どもたちの置かれた状況を総合的かつ継続的に把握することは、政策の立案や評価を行う基礎データとして重要である。今後、日本においても、アメリカに学び、子ども関連統計所管部局が連携して<sup>13)</sup> CWIに必要な統計を収集し定期的に公表する仕組みが検討されるべきである。

#### 付 記

本稿は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「貧困格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」の成果の一部である。

#### 注

- 1) アメリカは1997年から子どもと家族の統計に関する政府関係部局フォーラムが作成（最新はThe Federal Inter-Agency Forum on Child and Family Statistics 2013）、スウェーデンは2003年より子どもオンブズマン局と統計局の協力により公表（子どもオンブズマン局Max18サイト<http://www.barnombudsmannen.se/max18/>）、オーストラリアでは国立保健福祉研究所が1999年より公表（最新はAustralian Institute of Health and Welfare2012）。イギリスは開発中（Theodore2013）、台湾では2011年より台湾子ども健康連合と政府が協力し開発を進めている（Lue H.C.et al.2013）。
- 2) 権利条約のほかにCWIの開発に大きな影響を与えた理論は子どもの生態学的発達理論である（Ben-Arieh2009,Bradshaw et al. 2006）。これは発達心理学の基本理論のひとつであり、子どもの発達は多様な環境（家庭、学校、地域社会、メディア、社会政策、経済状況、文化的慣習など）の相互作用によると

の理論である (Brofenbrenner,1979)。CWIが子どもの生活を多面的にとらえる指標構成となったのは、この理論の影響が大きかったとされる。

- 3) 国際比較プロジェクト (Multi-National Project for Monitoring and Measuring Children's Well-being) についてはBradshaw et al. (2006) 参照。
- 4) EUの貧困・社会的排除指標について高橋 (2013) 参照。
- 5) HBSC (Health Behavior of School Children) 調査は、中学生 (11,13,15歳) を対象とする身体的、心理的健康に関する調査であり、1982年に欧州諸国を中心として始まり、その後欧州WHOの後援を受け、およそ4カ年毎に調査実施、2009/2010年の第8回調査は欧州、アメリカ、カナダを含む計41カ国が参加する大規模国際比較調査へと発展してきている。日本やオセアニアは参加していない。本調査は、国連、OECDのCWI国際比較の主要データとして使われている。Currie C et al. eds. (2012) 参照。
- 6) 分野別順位は、各分野の指標項目の数値を標準化 (Z変換) し、分野別の平均値を求め、順位付けをしたものである。
- 7) CWI作成は、本稿で取り上げた国のほかに、カナダ、オーストラリア、アイルランド等で行われている。
- 8) アメリカの財団におけるCWI開発経緯等についてはLand et al. (2007) 参照。
- 9) Executive Order No.13045, Protection of Children From Environmental Health Risks and Safety (1997.4.21)
- 10) スウェーデンにおける子どもウェルビーイング指標整備に至る経緯については、スウェーデン統計局による以下文献を参考とした。  
Statistics on child well-being in Sweden  
<http://www.oecd.org/els/socialpoliciesanddata/48959737.pdf> (2013.9.25閲覧)。
- 11) スウェーデン子どもオンブズマン局は、同国厚生省の管理下におかれる国家機関である。国連・子どもの権利条約を直接のきっかけとして、同国におけるその遵守状況を監視し、子どもの権利擁護するために1993年に発足した。オンブズマンの主要な任務は、条約の実施も含めて子どもや若者の権利の一般的状況を監視し、法改正を含めて必要な措置を唱道・提案することである。
- 12) Barnombudsmannen (子どもオンブズマン局) サイト <http://www.barnombudsmannen.se/max18/> (2013.9.25閲覧)。
- 13) 子どもと家族の統計に関する関係機関フォーラムでは、統計間の人種や年齢区分の統一、重複する調査項目の統合等を行っている。

## 参考文献

- Atkinson, A.B., B. Cantillon, E. Marlier, and B. Nolan (2005). Taking Forward the EU Social Inclusion Process, The Luxembourg Presidency of the Council of the European Union.
- Australian Institute of Health and Welfare: AIHW (2012) A picture of Australia's Children 2012, Cat.no.PHE67. AIHW, Canberra.
- Ben-Arieh, A. (2009). "From Child Welfare to Children Well-being: The Child Indicators Perspective", In From Child Welfare to Children Well-being, edited by Kamerman, P. and Ben-Arieh, A., 9-22. Springer.
- Ben-Arieh, A., and I. Frones (2008). Indicators of Children's Well-Being: Theory and Practice in a Multi-Cultural Perspective (Social Indicators Research Series). Springer.
- Bradshaw, J., and D. Richardson (2009) "An Index of Child Well-being in Europe", Child Indicators Research, 2 (3) : 319-351.
- Communités and Local Government et al. (2009). Local Index of Child Well-being. UK.
- Bradshaw, J., P. Hoelscher, and D. Richardson (2007). "An Index of Child Well-being in the European Union", In Indicators of Children's Well-being edited by A. Ben-Arieh and I. Frones, 325-369.
- Bradshaw, J., Hoelscher, P., and Richardson, D. (2006). "Comparing Child Well-Being in OECD Countries: Concepts and Methods", Innocenti Working Papers: IWP-2006-03. UNICEF Office of Research, Florence.
- Bronfenbrenner, U. (1979). The Ecology of Human Development. Experiments by Nature and Design. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Currie C et al. eds. (2012). Social Determinants of Health and Well-being among Young People. Health Behaviour in School-aged Children (HBSC) study: International Report from the 2009/2010 survey. Copenhagen: WHO Regional Office for Europe (Health Policy for Children and Adolescents, No. 6).
- Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics (2013). America's Children: Key National Indicators of Well-being, 2013. Washington DC: U.S. Government Printing Office.
- OECD (2009) Doing Better for Children. Paris.
- Foundation for Child Development (2012). 2012 Child and Youth Well-being Index.
- Land, K. C, V. L. Lamb, S.O. Meadows, and A. Taylor (2007) "Measuring Trends in Child Well-being: An Evidence-based Approach", Social Indicators Research, 80: 105-032.

- Lue, H.C. et al. (2013). Development of Composite Child Indicators and Indices of Well-being in Taiwan, Presentation of The 4th Conference of International Society of Child Indicators. Seoul National University: Korea (2013.5.30).
- TARKI Social Research Institute and Applica (2010). Child Poverty and child well-being in the European Union: Report for the European Commission DG Employment, Social Affairs and Equal opportunities, UnitE.2.
- Theodore, J. (2013). Review of available sources and measures for children and young people's well-being, Office for National Statistics: UK.
- UNICEF (2007). Child Poverty in Perspective: An Overview of Child Well-being in Rich Countries (Innocenti report card7). UNICEF Office of Research, Florence.
- UNICEF (2013). Child Well-being in Rich Countries: A Comparative Overview (Innocenti report card11). UNICEF Office of Research, Florence.
- Martorano, B., L. Natali, C. de Neubourg, and J. Bradshaw (2013a). "Child Well-being in Advanced Economies in the Late 2000's", Working Paper 2013-01. UNICEF Office of Research, Florence.
- Martorano, B., C. de Neubourg, L. Natali, and J. Bradshaw (2013b). "Child Well-being in Economically Rich Countries", Working Paper 2013-02. UNICEF Office of Research, Florence.
- Bradshaw, J., B. Martorano, L. Natali, and C. de Neubourg and (2013c). "Children's Subjective Well-being in Rich Countries", Working Paper 2013-03. UNICEF Office of Research, Florence.
- 阿部彩 2008 『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波書店。
- 厚生労働省 2009 「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」2009年11月13日報道発表資料。
- 高橋義明 2013 「欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング」『海外社会保障研究』185号。
- (たけざわ・じゅんこ 国立社会保障・人口問題研究所企画部第3室長)

書 評

**Social Quality**  
**van der Maesen, Laurent J. G. and Walker Alan, 2012**  
**Social Quality, From Theory to Indicators, Palgrave**  
**Macmillan**

西村 周三

1. 社会の質—理論から指標へ

ヨーロッパでは現在、「社会の質」(Social Quality)を測定する試みが盛んである。その背景の一つには次のようなことがある。ヨーロッパが、世界的に見た場合には、比較的同質的な国家でECという統合体を形成し、お互いに情報交換し、国どうしが切磋琢磨して競い合うという雰囲気があるからである。少なくとも、こういう背景の下では、各国が指標を作って比較することは有益なことであろう。

とはいえ、これが本書で提案されている指標化の試みの主な要因ではない。本書はむしろ、当初から指標化を意図した活動の成果物であるというよりも、EC圏内で、経済成長至上主義の反省が強く意識され、より広い観点からの指標を作成することの必要性を訴える成果物である。

以下でこの試みを紹介する。本書は2名の編者を含む8名の著者の執筆になるものであり、そのすべてが社会政策(Social Policy)の研究者であり、半数は英国の大学に在籍している。

ここで「社会の質」というのは、個人を「生活の質(quality of life)」と言う観点から見ることになぞらえて、社会を見ようという試みであり、その根底には、ある時期、ヨーロッパを席捲した、GDP偏重の新自由主義的な風潮に抗して、各種の伝統的な思想を復権させたいという意図が垣間見られる。特に、社会連帯や社会関係という観点が重視され、個人主義的世界観を基礎とする経済至

上主義の政策形成では、たとえ経済的不況から脱することができても、たとえば地域社会の絆などが崩壊すれば、元も子もないといった具体的な問題意識がある。

このGDP指標偏重批判は、これまで、時とところを変え、何度か話題になってきた。にもかかわらず、結果的にはそのどれもが、それほど大きなインパクトを与えず、「単なる数多くの指標づくり」に終始したのは、その背後の理念が明確でなかったからではないかと思われる。

こういった発想のもと、1997年に「社会の質」に関するアムステルダム宣言が、約千人の社会科学者によって採択された。この宣言にはヨーロッパからだけでなく、アジアからの参加者もあり、当初はヨーロッパから生まれた問題意識を基礎としているが、本書にも記載されているように、「社会の質」に関する指標づくりのヨーロッパ・ネットワーク(European Network on Indicators of Social Quality)は、その後日本、台湾、中国、タイへと広がっている。

日本では、小川哲生氏(千葉大学)が97年宣言に加わり、本書では紹介されていないが、日本は独自でこの動きに呼応した調査が行われている。

当初の本書の発想は、EUそのものをどういう方向へもっていくかという理念の問題であり、ヨーロッパではさまざまな機会を捉えてこの種の議論がなされてきた。たとえば経済成長一辺倒に対しては、批判するべきであるが、社会の質を高め

つつ経済を成長させることは可能か、またグローバル化が進むなかで不平等が進むことをどのような方法で食い止めるかなども話題となってきた。したがって現在の問題意識はヨーロッパだけのものではないことは明らかである。

以下このような動きの中間段階の報告とも言える、本書の書評を試みたい。

## 2. 問題提起と理論

最初に、次のような本書に関する評者の先入観が誤解であったことを吐露しておきたい。本書の副題は「理論から指標へ」となっているが、これは、タイトルのみを見た印象で、理論よりも指標のほうが重要であるという趣旨かと思ったが、そうではなく、社会の質に関する議論は、これまで理論的な議論が中心であったが、いまやこれに基づき指標を作成する時期に入ったという意味であった。本書は全部で11の章からなるが、最初の4章はいわば理論編である。この理論編もかなりの力作である。これを受けて第5章から第9章までの5つの章で、いくつかのジャンルごとに指標化の実際が紹介される。そして最後に第10章で指標の機能が論じられ、第11章で本書の結論が述べられる。

理論編では、まず、近年ヨーロッパが直面してきた経済状況、特にグローバル化の影響が説明される。グローバルな視点から、おそらく「福祉国家」と名付けることができるヨーロッパ・モデルの位置づけがなされる。この箇所は社会政策 (social policy) の専門家以外には、やや難解ではあるが、きわめて興味深い議論が展開されている。<sup>1)</sup>

特に、従来の発想と異なり、社会政策 (Social Policy) が生産的要素 (productive factor) として重要であることが述べられる。EUでは、21世紀に入る直前までは、たとえば成長のための戦略として採用された「リスボン戦略」に見られるように、新古典派経済学という「消費者視点」にのみ

にもとづいて成長戦略が謳われてきた。なぜなら不況の長期のもと、経済成長しないことには、福祉国家の維持ができないという問題意識があったものと思われたからである。本書ではこれに対する批判がなされる。そしてこの主張のキーワードは「社会性」の再考察である。<sup>2)</sup>

「理論的基礎」と題した第3章で、この「社会性」が詳しく述べられる。社会の質に関するいくつかの仮定 (前提、assumption) を提示するのが、この章のテーマである。まず「人々の社会的性格」が強調される。ホブズによって否定された、アリストテレスの「人間はそもそも社会的存在である」ということを基礎において、社会を考えようというのである。切り離された存在としての個人は、新自由主義的な経済学的前提であるが、これを真っ向から批判することから、この理論が始まる。

そして次の仮定は「社会の構成員が、相互に影響し合う (interdependent)」ことの確認である。この議論は、ギデンス、フロム、バスカール (Bhaskar)、センなどの議論を援用して展開される。この相互依存性という性質が強調され、それを構成する要素が4つの象限に図示される。ここで縦軸は、社会人としての発展と個人としての発展、横軸は一方にコミュニティや家族などのネットワークグループで、他方の軸はシステム、制度、組織などである。

そして人々がこの4つの象限のどこに位置するかが、次の4つの構成要素で決められるという。(1) 個人 (人間) の保全、(2) 社会的認知、(3) 社会の感応性、(4) 個人 (人間) のキャパシティ。

さらに、これを社会の質として「条件づける」のが次の4つである。(1) 社会経済的安定性 (socio-economic security)、(2) 社会的連帯 (social cohesion)、(3) 社会的包摂 (social inclusion)、(4) 社会的エンパワメント (social empowerment)。<sup>3)</sup>

紙数の関係で、一つ一つの理念の紹介は、個別

の説明を紹介する下記第3節に譲るが、ヨーロッパを中心とした、各種社会哲学論との関係で「社会」が位置づけられる。続く第4章は、3章で展開された議論を、主として経済学との関連に絞って議論される。功利主義、自立主義（経済学では自立した存在としての個人が前提となっている）、唯物史観、構造的機能主義など、主に経済学において話題になってきた諸概念との関連が論じられる。

第5章は、とりわけEU内で、指標化された各国の「社会の質」の比較を行うことの意義が検討される。EC（ヨーロッパ委員会）は、すでに社会の質に関する、各国の指標に大きなばらつきが存在することを認識しており、これらを比較することで改善するための政策形成に寄与することは認識されているが、なぜそのような改善が必要なのかについての、思想的な背景についての共通の認識がない。これらについても配慮することが、EUをEUたらしめるためにも重要であると主張される。

また演繹的な接近法と帰納的な接近法の相互関係が必要であると言う主張も、本書な考え方の基礎になる。第4章で展開された、さまざまな社会哲学の方法論の統合を目指した理論編は、常に現実に照らして機能的に検証され、場合によっては修正を加えなければならないという発想が、指標づくりの根拠になる訳である。

たとえばすでに2001年6月に、イエテボリの欧州議会で採択された「持続可能な発展のための戦略」では、その実行をモニターするために、関連指標を作成することになったが、このさい、理念と指標とはつねにフィードバックさせ合うことが意図された。いわばPDCAサイクルを作るといった試みがなされるが必要なのである。

### 3. 指標の構成

第6章から第9章までは、上記の4つの「社会の質」

の条件を詳しく検討するために割かれる。以下順次簡単に見ていこう。以下では各項目について直訳を示して説明を加えるが、ニュアンスをとらえるには、脚注に3に示した内容の方が好ましいと思われる。

#### (1) 社会経済の安定性 (Security)

社会経済面からみた「安定性」は個々人の所得が安定しているだけでなく、次の7項目が安定していることを指す。①労働市場が安定していること、②雇用の安定、③仕事（work）の安定、④ジョブの安定、⑤スキルの再生産の安定、⑥所得の安定、⑦代表制の安定。①は雇用機会が安定していること、③は産業衛生の観点から職場が安定していること、④は仕事やキャリアが適材適所に配置されているか、⑤はスキルを身につけることができるように機会が提供されているか、⑦は組合などによって職場全体の声を反映できるようになっているか、を表す。この箇所では、これらの意味での安定性をめぐる議論が、20世紀以降、どのように議論されてきたかの説明が行われる。

#### (2) 社会的連帯

社会的連帯の意味についての歴史的展開のサーベイが、第7章の主題である。次の4点が主な議論の対象となる。①信頼、②信頼以外の統合を図るための諸概念、③ソーシャル・ネットワーク、④アイデンティティ。

人々がつながっているかをチェックする視点は、さまざまあろうが、代表的にはこの種の概念で捉えることが好ましい。

#### (3) 社会的包摂あるいは「包み込む社会」

この項目と次の項目は、まだ日本にあまりなじみのない概念である。第8章では社会的なinclusionが取り上げられる。この概念は、市民権、労働市場、公的サービス、私的サービス、ソーシャル・ネットワークなどに関して具体的適用ができるが、一

例を挙げれば、労働市場における正規労働者と非正規労働者の比較について考えればわかりやすい。この2つの職については、たとえば賃金格差、雇用期間の差などがしばしば取りあげられるが、さらに加えて、この2つの職では、たとえば会社の一員として認知されているか、どうかという区別も重要であろう。この違いは、職場に包摂されているかどうかの違いであると表現できる。

#### (4) 社会的エンパワメント

第4に、この「エンパワメント」という概念も近年日本でもしばしば用いられるようになったが、注3でも述べたように、「力づけること」と訳す方が、すんなりと理解できるかも知れない。

ただヨーロッパでも、この言葉が、個人の能力発揮させるための方法としては用いられても、社会を特徴づける概念としては、本書で取り上げられるまでは、あまり注目されていなかったようである。第9章のこれを取りあげる箇所は、その意味でかなりユニークな章である。詳細を紹介する余裕はないが、斬新なアイデアにあふれている。

#### 4. 指標をどう使うか

「社会の質」指標の機能」と題する第10章では、この指標を今後どのように以下すべきが議論が展開される。主として、今後のEU加盟国の政策形成に活かすべきことが具体的に論じられている。なお、この章に至り、これまでの諸章であまり触れられていなかったアジア各国・地域との関連にも触れられる。日本の論壇で積極的に発言をしている広井良典氏の議論との共通点というか、先見性が評価されている同氏の思想との異同も意識しながら本書をひもとくのも興味深い。

#### 5. むすび

結論を述べる最終章11章は、社会の質と持続可能性との関連がテーマとなる。社会の持続可能性という観点から、社会の「発展」を考えるという

発想は、これまで拡大志向から脱するための有益なアイデアが数多く提供される。GDPの成長という呪縛から逃れることがいかに重要かが説得的に述べられる。また国際連合（UN）の各種機関で展開されてきた議論との共通点も、本書で見いだすことができる。

と言うわけで、本書が決して、他の様々な議論と独立した、独りよがりの議論ではないことはよくわかる。ただし、それだからこそ、本書の少し残念な点にも触れておきたい。それは類似の指標化の試み、たとえばフランス前大統領サルコジによって問題提起され、OECDで作成された「Better life index」「幸福度（well-being）指標」や1993年以降国際連合の年次報告に示されている「人間開発指数（Human Development Index）」などとの関連に触れた箇所が、最終章を除いて、あまりに少なすぎる点である。残念ながらこれらとの異同については、たとえば哲学的な基礎などなども含め、ほとんど触れられていない。

このほかにも、本来のこの研究自体が、労働側の勢力によって取り組まれてきたこともあって、やや党派的記述が多いことも気になる点である。もちろんこの種の指標化の試みは、何を取り上げるか自体で、党派的色彩が若干出るのはやむを得ない。しかしより国民国家やグローバルな観点を意識して記述されたならば、より説得力が高まったものと思われる。いずれにせよ、きわめて知的刺激に富んだ著書であった。最後になるが、本書の思想をアジアにも展開しつつある、小川哲生氏らの千葉大学の研究グループの活躍も期待したい。

#### 注

- 1) 残念ながら日本ではSocial Policyという研究分野の研究者人口が少ないので、なかなかこの分野のヨーロッパの動向が伝わってきにくい。
- 2) 広井良典氏の議論は、この線に沿ったものであると解釈できる。また実際第10章では広井氏の論が引用されている。



- 3) この4つの用語の日本語訳は難しい。ここでは一応従来の定訳と思われるものを使うことにするが、もう少し理解されやすくするためには、評者は、やや奇妙な訳しかたに見えるかも知れないが、この4つをそれぞれ次のように訳す方が理解しやすいと思う。socio-economic securityは「安心できる経済社会」、social cohesionは「結束できる社会」、social inclusionは「包み込む社会」、social empowermentは「力づける社会」。たとえばsocial inclusionは「社会的包摂」という訳が普及しており、文字通りの訳はその通りで良いが、むしろニュアンスとしては「社会を構成するあらゆる人たちを包み込む」というやまとことば的な表現のようが、われわれの

感覚にぴったり合うように思われる。

以下、この理解しやすいと思われる「やまとことば的」表現で本書を紹介したい。

#### 参考文献

- 小川哲生 2010 「「ソーシャル・クオリティ」の考え方」  
『公共研究』（千葉大学）第6巻第1号 pp. 166-179.  
大石亜希子 2010 「出生時における人的・経済的資源  
格差の検討」『公共研究』（千葉大学）pp.180-188  
OECD 2012 <http://www.oecdbetterlifeindex.org/>

（にしむら・しゅうぞう 国立社会保障・  
人口問題研究所長）

書 評

所道彦著

『福祉国家と家族政策：イギリスの子育て支援策の展開』

(法律文化社、2012年)

伊藤 善典

I はじめに

本書は、イギリスの1990年代以降の子育て支援策の展開を概観し、イギリス福祉国家の現状について分析・整理を行うことを目的としており、今回新たに書き下ろした部分を加え、著者がこれまでに執筆した複数の論文に加筆修正してまとめたものである。本書の背景には、昨今の日本の子育て支援策の現状とその混迷ぶりに対する著者の危機感がある。イギリスの子育て支援策の成果について全面的に肯定的な評価をしているわけではないが、その試行錯誤や失敗から日本でも多くのことが学べるのではないかという問題意識である。著者は1990年代初頭に渡英した当時、主要政党による政策論争において、母子家庭の貧困対策などが大きなテーマになっていたことから、この分野に関心を持つようになったという。

本書で取り上げられているのは「子育て支援策」であり、副題にもそう書かれているが、本書のタイトルは「家族政策」である。「家族政策」の概念については、必ずしも研究者間で共通認識があるわけではない。著者も「家族政策というタイトルを付すことには相当躊躇した」と述べている。著者があえて「家族政策」という言葉を持ち出したのは、「国家と家族という大きな枠組みで議論することの可能性について問うてみたことから」である。

「家族政策」という用語については、子育て家庭に関する政策という意味で使われることが多いが、日本政府の文書では、家族関係社会支出の国際比較を行う場合などを除き、ほとんど使用されることはない。本書も「家族政策という語自体が、ある意味、ネガティブなイメージが付されている」と指摘するが、戦時中の政策を想起させる用語と理解されているためである。代わりに、児童家庭施策、少子化対策、子育て支援策などの用語が使われ、「家族」という用語の使用は慎重に避けられてきた。ただし、保守色の強い政権で使われることはある。第一次安倍内閣では「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」が策定され、また、自民党の「参議院選挙公約2013」では、「子育ての幸せを実感できる「家族支援政策」を積極的に進める」とされた。すっかり政治的な色がついた用語となってしまった感がある。

本書は、著者の既存論文を整理したものが中心であるため、イギリスの子育て支援策についての最新かつ体系的な情報を期待できるわけではない。著者は、イギリスを題材として、あえて概念に議論のある「家族政策」という用語を用い、福祉国家と子育て支援策の関係を大きく議論しようと考えたわけだが、その狙いどおりになったかどうかは本書の価値を決めることになるだろう。

## II 本書の概要

本書では、第1章で家族政策の概念に関する議論が紹介され、第2章と第3章で家族政策研究におけるイギリスの位置づけが示される。第4章と第5章では保守党と労働党政権の政策が分析され、第6章では国際比較が行われている。第7章はまとめであり、イギリスの家族政策の展開が整理され、日本への示唆が示される。第1章、第6章及び第7章は書下ろしである。以下では、それらの章を中心に本書の概要を示す。

第1章「福祉国家と家族政策」では、家族政策の概念、家族の捉え方、家族政策の手段などについてこれまでの議論を紹介する。国家による家族への関与については、まず、国家が家族に特定の形態や行為を強制する「強権主義的モデル」と家族に一切の影響を与えない「自由放任モデル」の両極端がある中、現実にはその間に様々なモデルが存在するというハーディングの議論を紹介する。次に、福祉国家と家族政策の関係については、①福祉国家が家族のために何を提供しているかだけでなく、家族に何を求めているのかについて分析する必要があること、②福祉国家は、質の高い労働力を確保するための次世代の育成を主眼として政策を展開していること、③福祉国家には、特定の家族形態が不利にならないよう政策的に介入することが求められていることなどが議論される。さらに、家族政策としての子育て支援策について3つのモデルが示される。類型化を行う場合、子育ては家族の責任であるとして、国家が限定的にしか子育てに関与しないモデル（残余主義モデル）が出発点となる。第1の「人的資源モデル」は、家族政策の焦点を家族の持つ労働力の再生産機能に合わせ、将来の社会の担い手の育成と質の向上の観点から展開される。就労支援、保育、就学前教育などであり、少子化対策はこの範疇に入

るが、子どものウェルビーイングが低下するおそれもある。第2の「家族福祉モデル」は、家族政策の焦点を家族のウェルビーイングの向上に合わせるものであり、保育に欠ける子どもの福祉、扶養義務、養育費の徴収などである。第3の「子どもの機会均等達成モデル」は、子どもに焦点を当てたモデルである。子どもの権利の保障とウェルビーイングを高めることを目的とし、児童貧困対策や子ども手当がこれに該当する。以上の議論を踏まえ、本書における基本スタンスとして、家族政策を「家族に関係する広範囲で多様な政策群」と定義し、その検討の際には、家族のウェルビーイングのためか国家や社会のためかといった目的の差異、規制的か給付的かといったタイプの差異などを念頭に置く必要があるとする。

第2章「家族政策研究にとってのイギリス」では、イギリスを研究することの意味が説明され、第3章「イギリス家族政策の背景」では、イギリス福祉国家の社会文化的断面として、階級社会の存在と社会の分化、多民族国家、個人主義・自由主義社的な思想と社会主義的な思想との衝突などが説明される。特に、ベヴァリッジ報告以降の福祉国家のシステムが伝統的な家族と男女の役割分担、すなわち「男性稼ぎ手モデル」を前提としてきた点を指摘する。第4章「保守党政権の家族政策：1990年代」では、ベヴァリッジ報告以降の家族政策が概観され、特にメージャー政権による母子家庭の養育費徴収制度の導入が紹介される。第5章「労働党政権の家族政策：1997-2009年」では、ギデンズの「第三の道」を踏まえ、「男性稼ぎ手モデル」を理想とする保守主義との決別、就労により福祉依存からの脱却を目指すワークフェア国家への転換、それらを踏まえたブレア政権の子育て支援策の内容が説明される。第6章「国際比較研究におけるイギリス」では、イギリスの家族関係社会支出の特徴が示される。GDP比は大きく、社会保障給付に占める家族関係支出の割合も大き

い。特に現金給付の割合は大きい。このため、子どもの相対的貧困率は先進国の中位の水準であるが、ユニセフの子どものウェルビーイングに関するデータでは、ランキング中最下位である。モデルとなる家族形態を設定し、これに適用される子育て支援策のパッケージの水準を比べるという方法で行った分析では、労働党の施策により、他のEU諸国と同程度の水準になったと指摘している。

第7章「イギリスの家族政策の展開と日本への示唆」では、本書の主張が展開されているので、要約しよう。従来のベヴァリッジモデルの福祉国家では、安定した家族のもとで生活上の問題が解決されたため、保育サービスは整備されなかった。しかし、ひとり親家庭の増加などにより社会保障支出が増加したため、保守党政権は、「男性稼ぎ手モデル」の前提のまま、養育費の強制徴収という規制を中心とする方向を打ち出した。しかし、次の労働党政権では、もはやこのモデルは前提とならず、誰もが就労することを第一義とする「就労モデル」が登場し、就労とリンクした貧困対策へのシフトが強まった。保育サービスが親の就労環境の整備を目的として提供されることになるが、長時間保育の問題など子ども自身のウェルビーイングへの配慮も必要となる。他方、日本の家族政策については、残余主義的な日本型福祉システムが前提とされ、自助で対応できない場合に限り、福祉が出勤する。その前提には、男女の役割分担を前提とした家族モデルがある。しかし、少子高齢化、家族の多様化、雇用の流動化など、日本型福祉システムは行き詰った。また、子どもの生活の質への関心が低く、子どもの貧困を正面から議論することもなかった。この状況を転換しようとしたのが普遍主義的な子ども手当であったが、見直しを余儀なくされた。このことは、残余主義的な福祉感が根強く残っていることを示す。このような社会で子どもの貧困対策を進めることは可能なのか。この解決のためのプラットフォーム

ムがないことがイギリスとの違いである。

### Ⅲ 本書の評価と課題

以上のように、各章にはそれぞれ興味深い内容が含まれており、共感するところも多いが、整理が不十分な点や物足りない部分もある。

第1に、著者自身「視点にブレがあり、一貫した主張を展開するという本にはなっていない」と正直に述べているとおり、概念の整理が十分できているとは言えない。家族政策について、本書は「残余主義モデルは一世代前のモデルとし、これを出発点として3つのモデルに分けることができる」とするが、イギリスの家族政策がこれらのどれに該当するかは論じられていない。日本の家族政策についても、残余主義的な日本型福祉システムを前提としているとされるが、理解しにくい。3つのモデルのうち「人的資源モデル」については、少子化対策がこれに当たるとしつつ、「日本には「人的資源モデル」ですら成立する基盤がなく、残余主義モデルの伝統が強固に存続している」とする。確かに保育サービスの拡大や働き方の見直しに消極的な者も多い。「子どもの機会均等達成モデル」は、民主党の一部の議員が強く主張した考え方であったが、政権交替とともに、雲散霧消してしまった。とすると、「家族福祉モデル」ということになるが、これは児童福祉法制定以来の伝統的なモデルである。家族が子育ての第一義的な責任を負うことを前提としつつ、子どもの健全育成を図ることを目的としており、保守主義的な考え方と親和的である。これを残余主義モデルと呼ぶのであれば理解しやすいが、著者の整理では別物である。また、本書では、家族政策は「家族全体に焦点を当てるもの」と定義する一方、「子どもの機会均等達成モデル」は「家族全体ではなく、子どもに焦点を当てたモデル」と説明するなど、矛盾が見られる。これでは、そもそも「子ど

もの機会均等達成モデル」は家族政策と言えるのかという疑問も湧く。せっかく家族政策のモデル化を試みたのであるから、もう少し整理を行った上で有効に活用すればよかったのではないか。

第2に、家族政策には国家が家族に何を求めるかという面もあるが、実際には、国民の規範意識や家族の実態と乖離した政策を立案することはできない。例えば、家族主義が強ければ、国はそれに依存し、保育サービスを整備しない。女性の社会進出が進み、家族主義が衰退し始めると、保育サービスを整備する必要性が認識される。イギリスは、南欧ほどではないものの、家族主義が強い国であり、それが政策の選択に影響を与えてきた。本書は、「政策形成の背景について文化的側面から限定的に言及することは、政策自体の理解を深めるうえで有益」と言うのだから、イギリスの家族とはどういうものであり、日本とどのように違うのかを説明すれば、読者の理解が深まったであろう。

また、日本の子ども手当の混乱に関する部分では、著者は、残余モデルの限界を指摘しつつ、これに対する政権の説明能力やメディアの理解不足を嘆く。しかし、そもそも残余主義的な考え方が未だ国民の間に根強く存在していることについて十分な考慮がなされないまま、政策が打ち出されてしまったのではないか。子ども手当の推進者は、社会保険や税の個人単位化も併せて主張してきたが、このような政策変更の素地が整っていたのかどうか一層の掘り下げが欲しかった。

第3に、著者が言いたいのは、子どものウェルビーイングの重要性でないかと思われるが、そうであれば、イギリスは、何故、子どものウェルビーイングが先進国で最下位なのか、子どものウェルビーイングを向上させるための施策である子ども手当とそれを悪化させる可能性がある保育サービスとの関係を含めた家族政策のパッケージのあり方など、更に突っ込んだ議論をする余地があるように思われる。筆者を含め、今後の検討課題か

もしれない。

最後に、著者は、複数の論文を本書にまとめるに当たり、「欠落する部分の穴埋めと重複している部分の整理に想像以上に時間がかかった」と言う。外国事情を整理する苦労は察して余りあるが、本書の内容をより充実する観点から、もう少し時間をかけて欲しかった。一切手を加えない純粋な論文集であればともかく、加筆修正するのであれば、全体の統一性を確保する必要があるが、記述が古い部分や片寄っている部分が見られる。本書は「労働党政権の政策までで終わっており、現連立政権の社会政策を十分にフォローしていない」と言うが、労働党政権の政策であっても、2000年代半ばまでしかフォローされていないものもある。例えば、ブレア政権の包括的な保育政策であるシュアスタート・プログラムについては、緑書「Every Child Matters」を受け、2004年に児童センターの整備を貧困地域から全国に拡大するという大きな政策変更があったにもかかわらず、従来の政策を評価した古い文献が引用され、地域政策の一部として位置付けられたままである。また、イギリス国民の間で極めて関心の高い児童虐待防止対策やブレア政権が推進したワーク・ライフ・バランス施策についても、詳細な記述が欲しかった。前者は、規制も家族政策の手段であるとされながら、本書全体を通じて言及が少ないことも関連する。後者については、EUの方針に沿い、育児休業や父親休暇の導入、柔軟な働き方を要求する権利の創設、パートタイム労働規制の見直し等を行った。個人が労働市場から排除される背景には家族的責任があると考え、それを支援する政策を推進したのであるが、著者がどのように評価しているのか知りたいものである。

著者は、子ども手当の廃止を巡る議論に関し、残余主義的な福祉感が根強く残っていると指摘し、日本では子どもの貧困対策は進まないのではないかと危惧しているが、筆者も同感である。他

方、日本の伝統を守ろうとする国民の意識や政治の力が強いのも、現実である。本書には、上記のように気になる点があるものの、日本の家族政策を新たな視点から整理しようとする姿勢には好感がもてる。また、子どもに関する政策が政治によ

って大きく揺れ動く中で、国家と家族との関係について考えを深めるための様々な材料を提供してくれるであろう。

(いとう・よしのり 一橋大学経済研究所教授)

## 『海外社会保障研究』執筆要領

### 1. 原稿の長さ

原稿の長さは以下の限度内とします。(図表1つにつき、200字で換算してください)

- (1) 論文：16,000字（図表を含む）  
本文のほかに要約文（400字程度）およびキーワード（3～5語）を添付。
- (2) 研究ノート：12,000字（図表を含む）
- (3) 動向：8,000字（図表を含む）
- (4) 書評：6,000字

### 2. 原稿の構成

必要に応じて、ⅠⅡⅢ…→123…→(1)(2)(3)…→①②③…の順に区分し、見出しを付けてください。なお、本文中に語や箇条書きの文などを列挙する場合は、見出しと重複しないよう、(a)(b)(c) または・などを使用してください。完成原稿は横書きとし、各ページに通し番号をふってください。

### 3. 引用

本文中の引用の際は、出典（発行所、発行年）を明記してください。

### 4. 年号

西暦を用いてください。元号が必要なときには、西暦の後に（ ）入りで元号を記してください。ただし、年代の表記については、西暦なしで元号を用いてもかまいません。

### 5. 図表

図表はそれぞれ通し番号をふり、表題を付けてください。1図、1表ごとに別紙にまとめ、挿入箇所を論文中に指定してください。なお、出所は必ず明記してください。

- (例) <表1>受給者数の変化  
<図1>社会保障支出の変化

### 6. 敬称

敬称は略してください。

- (例) 宮澤健一教授は → 宮澤は 貝塚氏は → 貝塚は

### 7. 注

注を付す語の右肩に1) 2) …の注番号を入れ、論文末まで通し番号とし、論文末に注の文を一括して掲げてください。

- (例) 1) 天川によると、集権・分権の軸に分離・融合の軸を…。

### 8. 参考文献

文献リストは、以下の例を参考に論文の最後に付けてください。

(例)

馬場義久 1997「企業内福祉と課税の中立性－退職金課税について」藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会

Ashford, Douglas E.1986. *The Emergence of the Welfare State*. Basil Blackwell. Heidenheimer, A. 1981. "Education and Social Entitlements in Europe and America." *In The Development of Welfare State*, edited by P.Flor and H.Heidenheimer. Transaction Books.

Beattie,Roger. 1998. " Pension Systems and prospects in Asia and the pacific." *International Social security review*,Vol.58, No.3, 63-87.

樫原朗 1998「イギリスにおける就労促進政策と社会保障」『海外社会保障研究』第125号 pp.56-72

新藤宗幸 1998「地域保健システムの改革と残されている課題」『季刊社会保障研究』第34巻第3号 pp.260-267

インターネット掲載ページの場合は、そのページのタイトルとURL、ダウンロード日を明記してください。

UN (2009) Human Development Report 2009,Human development indicators,  
<http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2009/> (2010年6月3日)

### 9. 原稿の提出方法

編集作業はDTP (Desk Top Publishing) にて行いますので、以下の点についてできるだけご協力頂ければ幸いです。

- (1) 原稿はデジタルで提出してください。基本はメールに添付ファイルで結構ですが、ファイルの読み込みが困難な場合はCDなどのメディアに記録したものをご提出いただく場合もあります。
- (2) テキスト形式だけでは、欧文のアクセント、ウムラウト等や和文の記号や特殊文字などが消えたり、正しく保存されなかったりする場合がありますので、紙による完成原稿の提出も併せてお願いする場合があります。事務局からご連絡いたしますのでその際にはご協力ください。
- (3) 図表についても、デジタルデータでご提出ください。デジタルデータが無い場合は手書きまたはコピーなどの完成原稿でご提出ください。その際OS (Windows、Macintosh など)、アプリケーション名 (Excel、Lotusなど)、バージョン名 (2.0など) を提出する際に明記してください。

## 海外社会保障研究

第185号 2013年12月発行予定 特集：ドイツの社会保障：メルケル政権下の社会保障

### バックナンバー

- 第185号 2013年12月発行 …… 特集：貧困・格差を総合的、継続的に把握する指標の開発と活用  
—数値目標化とモニタリングのしくみ—
- 第184号 2013年9月発行 …… 特集：介護者支援の国際比較：要介護者と家族を支える取り組みの多様性
- 第183号 2013年6月発行 …… 特集：グローバル景気後退と各国の失業者支援政策
- 第182号 2013年3月発行 …… 特集：精神障害者地域生活支援の国際比較
- 第181号 2012年12月発行 …… 特集：公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢者の所得保障
- 第180号 2012年9月発行 …… 特集：海外の社会保障制度における国と地方の関係
- 第179号 2012年6月発行 …… 特集：社会保障における財源論—税と社会保険料の役割分担—
- 第178号 2012年3月発行 …… 特集：スウェーデンの社会保障
- 第177号 2011年12月発行 …… 特集：貧困への視座と対策のフロンティア
- 第176号 2011年9月発行 …… 特集：若年就業と諸外国の社会保障政策—労働市場政策を中心として—
- 第175号 2011年6月発行 …… 特集：高齢女性の所得保障：年金を中心に
- 第174号 2011年3月発行 …… 特集：医師・看護師の養成と役割分担に関する国際比較
- 第173号 2010年12月発行 …… 特集：諸外国の就学前教育・保育サービス  
—子どもの「育ち」を保障する社会のしくみ—
- 第172号 2010年9月発行 …… 特集：社会保障制度における財源徴収と情報管理の国際比較
- 第171号 2010年6月発行 …… 特集：アメリカの社会保障

## 海外社会保障研究 投稿規程

『海外社会保障研究』は、諸外国の社会保障及びその関連領域に関する理論的・実証的研究、諸外国の社会保障に関する研究動向、諸外国の社会保障制度改革の動向等を迅速かつ的確に収録することを目的とします。

1. 投稿は、「論文」、「研究ノート」、及び「動向」の3種類です。投稿の際には、この中からひとつを選択し、原稿の最初に明示してください。投稿者の学問分野は問いません。どなたでも投稿できます。ただし、本誌に投稿する論文等はいずれも他に未投稿・未発表のものに限ります。「論文」、「研究ノート」および「動向」は独創性（分析テーマ、内容、そして手法が、すでに発表されたり知られていたりしていることから容易に導き出せるものではないこと）、有用性（内容がわが国の社会保障政策のあり方に重要な問題を提起する内容を含んでいること）を基本に、おおむね以下のようなものとします。  
「論文」：独創性や有用性があり、結果の信頼度が高く、かつ学術論文としての体裁も整っているもの（図表、参考文献などを含む文字数上限：16,000字）。  
「研究ノート」：独創性や有用性は、「論文」には及ばないが、今後の発展が期待できる水準に達しているもの。併せて、結果の信頼度も相当に高く、学術論文としての体裁も整っているもの（同：12,000字）。  
「動向」：「論文」や「研究ノート」に該当しないもので、有用性に優れ、諸外国の社会保障の動向などを政策資料、統計等をもとに的確にまとめているもの。併せて、内容の信頼度もあり、学術論文としての体裁も整っているもの（同：8,000字）。
2. 投稿者は、審査用原稿2部を送付して下さい。採用の決まったものは、デジタルファイルも提出していただきます。
3. 投稿原稿のうち、「論文」、及び「研究ノート」の掲載の採否については、指名されたレフェリーの意見に基づき編集委員会において決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。
4. 投稿のうち、「動向」の掲載の採否については、編集委員会において決定します。
5. 執筆に当たっては、『海外社会保障研究』執筆要領に従ってください。なお、原稿は採否に関わらず返却致しません。
6. 掲載された論文等は、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受けることを必要とします。なお、掲載号の刊行後に、国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
7. 原稿の送り先、問い合わせ先 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係  
電話 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816  
e-mail: kaigai@ipss.go.jp



## 編集後記

今回の特集では、国際機関や先進国において、貧困、社会的排除・統合、ウェルビーイング状況の把握を目的とする指標開発の取り組みを取り上げました。このうち、EU、フランス、ニュージーランドは、いずれも2012年秋～2013年春にかけて、執筆者が海外でヒアリングし提供を受けた資料をベースに執筆しており、最新情報を豊富に含むものとなっています。また、書評でも指標に関する洋書を取り上げました。特集、書評ともに、指標をめぐる国際的動向に関心を持つ方にとり参考となれば幸いです。

(J. T)

## 【お詫びと訂正】

海外社会保障研究第183号のP.83に誤りがありましたので、お詫びし訂正いたします。  
右30行目 【誤】女性の約4割が就学時を持つ 【正】女性の約4割が就学児を持つ

## 編集委員長

西村 周三 (国立社会保障・人口問題研究所長)

## 編集委員

井伊 雅子 (一橋大学教授)

江口 隆裕 (神奈川大学教授)

落合恵美子 (京都大学教授)

加藤 淳子 (東京大学教授)

駒村 康平 (慶應義塾大学教授)

高橋 紘士 (国際医療福祉大学教授)

廣瀬真理子 (東海大学教授)

金子 隆一 (国立社会保障・人口問題研究所・副所長)

宮田 智 (同研究所・政策研究調整官)

藤原 朋子 (同研究所・企画部長)

林 玲子 (同研究所・国際関係部長)

勝又 幸子 (同研究所・情報調査分析部長)

金子 能宏 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

阿部 彩 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

## 編集幹事

西森 和寛 (同研究所・企画部第2室長)

竹沢 純子 (同研究所・企画部第3室長)

小島 克久 (同研究所・国際関係部第2室長)

泉田 信行 (同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長)

白瀬由美香 (同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長)

酒井 正 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長)

## 海外社会保障研究 No. 185

平成 25 年 12 月 25 日 発 行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

Tel: 03-3595-2984

homepage: <http://www.ipss.go.jp>

印 刷

株式会社 弘 文 社

〒272-0033 市川市市川南2丁目7番2号

Tel: 047-324-5977

ISSN 1344-3062

●本誌に掲載されている個人名による論文等の内容は、すべて執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

# THE REVIEW OF COMPARATIVE SOCIAL SECURITY RESEARCH (KAIGAI SHAKAI HOSHO KENKYU)

---

Winter 2013 No. 185

---

Special Issue: The development of multi-dimensional indicators to monitor poverty and inequality, and the setting of targets to eradicate poverty and social exclusion

Foreword ..... Aya Abe

Numerical targets and monitoring of poverty and social exclusion for the European Union ..... Yoshiaki Takahashi

Indexing of and policy formation for poverty and social exclusion in France ..... Shuzo Nishimura

Development of Official Poverty Statistics in New Zealand ..... Aya Abe

International trends in the development of indicators for children's well-being ..... Junko Takezawa

## Book Review

Laurent J. G. Van Der Maesen and Alan Walker (eds.)

*Social Quality: From Theory to Indicators* ..... Shuzo Nishimura

Michihiko Tokoro

*Welfare State and Family Policy* ..... Yoshinori Ito

---